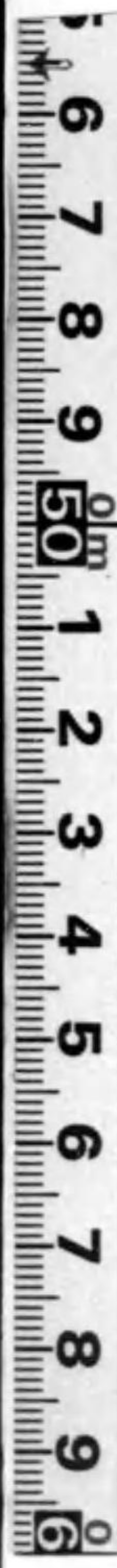


210.61-Ta84-2ウ  
1200500730065

210.61



始





318



210.61  
TA 84  
2



田中惣五郎著

明治維新體制史

—復古・維新・現状派の相關性—

千倉書房





## はしがき

事實の本質と現象とを區別して、これを明確に認識することは、極めて困難なことであるらしい。現象は、必ずしも本質から遊離してあらはれず、しかも本質そのまゝに表面化さないところに、この悩みがある。見透しといふものの容易ならぬことが、しみじみ感ぜられるのである。

明治維新の變革に於て、これを制度化す上にもつとも功績の多かつた復古派の玉松操が、岩倉具視によつて師と仰がれ、先生と景慕されつゝも、早くも明治三年に没落し去つたことは、現象のみを見るものの、何としても諒解にくるしむところであらう。ところが、これと對蹠的立場に立つ維新派の伊藤博文は、その進歩的政策のゆゑに左遷され、一般からはもちろん、長州陣營の人々からさへ攻撃され、唯一の先輩木戸孝允にさへも、伊藤は外國のこと



はわかるが、皇國のことを理解して居ないと、むしろその勇退に賛意を表明されながら、機會あるごとに進出し、玉松の没落當時は、すでに中央政府の要人に經上り、やがて日本の國際關係打開のために、岩倉等の洋行を策して居たのである。

これは二つの極端な例證であるが、その他の人々について見ても、大なり小なりこの現象と本質の食ひちがひを發見する。雲井龍雄は、版籍奉還の直後において、なほ且つ聲を大にして封建制度の絶對不動性をまことしやかに絶叫して居る。愛宕通旭らは、眞劍に王朝政治の實現を信じて居たのである。しかしこれを眞實に笑ひうるものが、當時果してどの程度に居たらうか。況んや文久二年の岩倉のみぢめな轉落當時、慶應三年の華々しい復活を豫想しえたものは、おそらくはあるまい。さらに明治元年の征東軍參謀西郷を知るものは、十年の役の城山の死を夢想だにしなかつたであらう。いな慶應三年にいたり、明治十年にいたつても、なほ且つその復活と没落の本質を捉へえずして、現象的な解釋に甘んずるものが多いとしたら、本質の見透しなどいふものが、生優しいものでないことを痛感せざるを得まい。たゞ、そこに一つの救ひともいふべきものは、歴史の道の存在することである。玉松の道

と、伊藤の道と、いづれが正しきか、いづれがより日本を高邁に、富強にせしめるかは、各人各説であらうが、歴史の道は、無慈悲にこれを超越して、その進むべき道を進んで行くのである。この道こそは、本質的のものであり、政治の道が、經濟の道が、文化の道が、斯の道に沿うて作られる時、勞少くして功多く、最少限の犠牲によつて、坦々たる大路が建設され、この道を達觀しうる人にして、はじめてよき指導者たりうるであらう。

本書は、平野國臣の回天三策、眞木和泉守の五事獻策に筆をおこし、廢藩置縣にいたるまでの日本の激動を通じて、いさゝか歴史の道を明らかにしようとしてとめたのである。徳川封建制の破壊の後に來る新時代とは、いかなるものであらうか。各人各様の新時代設計圖は、おのがじしに作られて行つた。それがいかにして作られ、いかなる立場で、たれによつて作られたか。この新設計圖が、いかなる人々の贊助と抗議とによつて、築かれ碎かれて行つたか。それにもかゝらず、新體制は、いかなる方向に、いかなる形體を保つて成長して行つたか。結局、その多くの體制設計圖の中、たゞ一つ歴史の道に即したもののみが、巍々堂々たる建築にまで築きあげられて行つたのである。



國內的にも、國際的にも、苦悶多き現代日本が、轉換の方向に焦慮することは、けだし當然であらうが、いたづらに現象のあとを追つて右往左往し、變革の形骸を表面的にまよふことによつて、自らを慰めて居る嫌ひがないとはいはれないであらう。さらに數歩を進めて、深く維新の底を流るゝ歴史の道を理解し、乗りさるべき彼岸を的確に把握することが必要なのではあるまいか。眼前三尺の事態を裁くことも、もちろん政治ではありえようが、歴史の道を邁進することは、より大なる政治であり、經濟であり、文化であると考へられる。たゞ、筆者の力及ばずして、この歴史の道を明快に描きえなかつたことをひたすら愧づる次第である。

昭和十六年二月

著者

目次

第一章 新時代設計圖……………一

一 圖表概観……………一

二 前期設計圖表……………七

三 幕府の新機構圖表……………一九

四 議會派の設計圖表……………二四

五 復古派の圖表……………三七

六 討幕派の設計圖……………三七

第二章 太政官代……………四三

一 大政奉還直後の朝廷機構……………四三

目次



二

- 二 諸侯召命不應…………… 四〇
- 三 政體建定の御下問…………… 四〇
- 四 諸侯會議の發展…………… 四〇
- 五 復古派の人々…………… 四一
- 六 王政復古の諭告…………… 四一
- 七 小御所會議の會議形態…………… 四一
- 八 政治事始としての辭官納土問題…………… 四二
- 九 藩士を除いた三職會議…………… 四二
- 一〇 新政府の國際問題…………… 四二
- 一一 三職七科制…………… 四三
- 一二 三職八局制…………… 四三

**第三章 全國的征服を通じて…………… 一〇〇**

- 一 貢士と下の議事所…………… 一〇〇

- 二 版籍奉還への一石…………… 一〇三
- 三 國際的大綱・國內的大綱…………… 一〇三
- 四 三井組を中心として…………… 一〇四
- 五 農民の動搖…………… 一〇六
- 六 七官制度…………… 一一九
- 七 七官制の機構…………… 一二五
- 八 議政解消、公議振興…………… 一三六
- 九 藩制更改…………… 一三三
- 一〇 藩機構の變革…………… 一三五
- 一一 極復古派の教學入り…………… 一四一
- 一二 岩倉の國家統一體系案…………… 一四四

**第四章 版籍奉還前後…………… 一四七**

- 一 天皇御親裁と版籍奉還論…………… 一四七

目次…………… 一四七



二 版籍奉還への反対	一四
三公 議 所	一五
四 國是綱目	一六
五 反動の強襲と伊藤の引退	一七
六 建設會議へ	一八
七 會議進行	一九
八 大官公選	二〇
九 上局會議	二一
一〇 神祇・太政二官六省の制	二二
一一 版籍奉還の内容	二三
一二 庶民對策	二四
一三 一步前進	二五
一四 極復古派の憤懣	二六
一五 國際勢力と貨幣問題	二七

一六 集 議 院	二〇
一七 全體的再組へ	二一

第五章 一進一退

一 兵隊暴動と大陸關係	二七
二 民部・大藏の問題	二八
三 外債募集事始	二九
四 井上の藩制改革論	三〇
五 栃尾農民騒擾	三一
六 極復古派の敗退	三二
七 岩倉の中央集權確立案	三三
八 藩制改革の進展	三四
九 大久保の改革案	三五
一〇 公卿體制の轉換	三六



第六章 専制官僚政府へ……………三二

- 一 西郷引出の工作……………三二
- 二 薩摩會談……………三五
- 三 御親兵始末……………三七
- 四 彈 壓……………三六
- 五 西郷 内 閣……………三五
- 六 制度調査會と知事の任免……………三七
- 七 廢藩置縣の思想的表明……………三七
- 八 廢藩置縣の實現……………三九
- 九 官制改革への私案……………三八
- 一〇 太政官八省制……………三六
- 一一 伊藤の大藏省職制改革案……………三五
- 一二 大久保と大藏省……………三六

- 一三 大藏省職制事務章程……………三九
- 一四 明治四年十一月の政府……………三〇

【目次了】





# 第一章 新時代設計圖

圖表概観



明治維新への設計圖は、いろくの人々によつていろくに描かれて居る。轉換の嵐が人心を刺戟する際におのづからその人は、それくの立場を維持し、發展させるためには、おのがじくの設計を胸に描いて見るものである。それは、貴賤老若を問はず、一應はみづからのユトピアを夢み、また夢みざるを得ないところに、轉換期の激動がある。

しかし、大觀して、この夢を整理して見た時、そこにはおのづからなる四つの大きな流れがある。第一は朝廷を中心としたものであり、第二は、反幕的雄藩を中心としたものであり、第三は、親幕的雄藩のそれであり、したがつて第四は、幕府それ自體の新時代的设计圖であらう。そして、その中の最も國民的立場に即した夢だけが實現の可能性をもち、開花し、實を結んだものといへる。



こゝに興味ある現象は、朝廷的な圖表が最も新らしかるべきはすでありながら、最も古くして素朴な復古圖であり、最も古かるべき幕府の圖表が、佛國公使ロツシュを顧問とした新時代的な形觀を呈して居ることである。さらにその間の反幕的雄藩たる薩摩の設計圖が、大久保の頭腦を以てしても纏まらないで、單に朝廷的なものと結ぶことをこれ努めて居るときに、親幕的雄藩の土佐が、堂々たる歐米流の議會思想を大政奉還の書の中に織りこんで、新時代的扮装を凝らして居ることである。つまり、維新前夜の設計圖は、幕府がもつとも進歩的であるばかりでなく、すでに一步を實現の域にまで居るのに對し、土佐はこれを堂々たる憲章にまで盛りあげ、薩摩はこれに追隨しつゝも、朝廷的なものと結びつきに焦慮し、朝廷は最も古くして簡朴なる態様の圖式を固守して居られたといふ冠履倒置の現象を示して居るところに考へさせられるものがある。

これは、結局のところ、守るものと攻むるものとの立場から生れた一つの現象であらう。もちろん幕府は當時の支配者であり、権力者である關係上、あらゆる組織と手段とを用ひて、新時代的なものを吸収し、獲得しうる立場に居た。國際問題を處理しうるものは幕府だけであり、海外の事情は、幕府を通じてのみその輪廓を知りえたとしたら、幕府が新装をこらしうるのも當然であらう。これに對して、朝廷は、數百年の政治的遮斷から馴致された古さがあり、これをとりまく人々も、比較的にさうした雰圍氣を身につけた人が多

いために、この新古の姿を生み出したのであらうが、それ以上に、この新舊の形體は、攻守とを異にするところから來て居る。

幕府が、押しよせる時代の波に争ひかねて、その對策を講ずるとしたら、赴くべき道は、唯一つであらう。それは、新らしき時代と握手することである。新時代への圖表を作成することのみが、彼等を生かす道である。慶應三年の幕府政策の根幹は、いかにしてこの新時代の扮装を巧みに装はうかとあがく苦悶の姿であつたといへよう。人材登庸、政治機構の改革、紙幣發行、議會政治の模倣等。しかし哀しむべきことは、この新時代の遂行は、幕府政治の否定の上のみ成立することを、將軍慶喜自身がその實踐過程において知らされたことである。大政奉還は、最も身を守りつゝ自己の立場を維持しうる方法だと考へたかどうかは、憶測の限りではないが、結果から見ても、しか推知されて然るべきものであつたらう。

これに對して、朝廷的圖表はすでに出來て居たといへるのである。朝廷政治への復活である。むかしありし圖表である。しかし、それ以上に新時代への圖表を必要としなかつた理由は、こゝにとつての新時代とは、幕府を倒すことそれ自身だからである。倒幕の圖表こそ、新時代的设计の第一段階であつたといへる。慶應三年十二年九日の新政府樹立以來、伏見鳥羽の戦の終るまで、否、明治元年一年間の全部は、倒幕が政治の根幹であつたとさへいへるであらう。否、明治四年の廢藩置縣までともいへるかも知れない。新らしき



ものは、古き廢墟の上のみ築かれるものであり、明治維新もその例外ではありえないのである。彼等の圖表は、倒幕の過程において漸次作られて行くものであり、はじめから新機構などを作つても、砂上の樓閣にすぎなかつたであらう。第一、そんな餘裕も乏しかつたと思はれる。この點、薩摩もまたひとしいのである。この圖表も、倒幕圖が新時代的圖表なのである。たゞし、一部の指導者以外は、打倒徳川の後に來るものを、島津政權と考へて居なかつたとはいへず、それ以上に周圍の眼がしかく見たことは事實であらう。

この二つのものに挟まるのが、土佐の議會論である。天皇を戴き、徳川を首班とし、土佐薩摩あたりを内務外務とした立憲政治が、すくなくとも大政奉還前後の彼等の理想であつたらう。だから、この人々は、慶喜引出しを第一問題とし、新政府に對して盛んに新政治を強要するのである。新政府が出来たから早く民政を布け、外交を修めよと鞭撻する。舊機構と新機構の並列であり、征服でも融合でもないまゝに新政治を行へといふ人々である。結局、岩倉、大久保によつて代表される討幕圖表、山内容堂、後藤象二郎に代表される議會圖表、小栗上野介等に代表される幕府中心の郡縣制圖表の三つが、維新前夜の設計圖であつたと見て差支へあるまじ。

だが、忘れてならないことは、この設計圖が、伏見鳥羽の一戦によつて、その中の幕府的なものを一枚喪失した前後から、新らしき圖表がさらに今一枚加はつて來たことである。それは、長州を中心とした洋行派

一派の新圖表であり、採長補短と富國強兵をスローガンとした歐米制度の直接採用であつた。これは、後年の長州の三尊と稱せられた伊藤博文、井上馨、山縣有朋を中心とし、薩摩の西郷從道、幕府の澁澤榮一等を羽翼とし、其他洋行歸りの俊秀を手足とした一連の人々の具體的圖表であつて、明治變革の維新面は、この一團のブレんによつて推進されたものであり、これが大隈と結ぶ場合に大隈が光り、木戸と結ぶ場合に木戸が光り、大久保と結ぶ場合は大久保が光るといつた風な存在であり、やがて彼等自身の手で、時代が完全に移つた時に、新時代の設計圖が、建築にまで纏めあげられたのである。

同時に、洋行派の維新圖表が明確に描きだされたのに對して、復古面のある部分は、玉松操、大國隆正、矢野玄道、平田大學を中心として、その復古性を機械的に守りはじめた。復古を日本の發展として見る代りに、單なる古きものへの憧憬と見る傾向の一派であつた。公卿的なものの代表といふべきものであらう。この派の圖表は、公卿のヘゲモニー確立、遷都反對、國際的なものの排除、なにかんづくこれを思想的に排撃して、國學的なものをすべての根幹とすべしといふにあつた。

つゞいて、戊辰戦争を戦つた藩士を中心とした圖表が加はり、彼等は、舊機構には反對であるが、新政府の藩士の特權削除には、競つて反對し、なにかんづくその反對の中心を徴兵的なものに置き、國民平等的なものにおくのである。つまり、進歩的な藩士ではあるが退歩的な國民であるともいふべきか。これに對して



進歩的でない藩士にとりまかれた藩主の一團があり、彼等は最も現状維持的なものであつて、新政府とはもちろん進歩的藩士とも對峙し、新政府と進歩的藩士との抗争に當つては、そのいづれかに興して、自己の立場を守らうとする圖式を持つのである。この藩内における藩士的なものと藩主的なものとの抗争は、藩的なもの崩壊を早めるための大きな力であつた。さらに、漠然としたものではあるが、庶民層の圖表がある。廢藩置縣當時までの彼等は、いまだ明確なる圖表を持たず、各派の兵站部として、小荷駄として利用されつゝも、來るべき時代が彼等を中心とするものである關係から、漸次その勢力を中央政府に反映しつゝあつた。その反映の仕方は、農民の場合は、舊體制から解放されやうとする騒擾形態となつて現れ、商工の場合は、財政的な擔當者としてその力を發揮して居る。

然らば中央政府とは何であらうか。これはそれらの統合であり、此各勢力の綜合が中央政府なのである。したがつて、ある勢力が突出した際は、政府はその派の勢力を色濃く投影して行くが、反對勢力がこれを抑へ得た際には、その色を薄くするといった形で、政府はその形態を幾變轉して行くのである。しかしそのコースは、新日本の維持と發展の道をふみ外すことは許されず、そのの標識としては、當時の世界情勢を主たるものとし、この内外の事態にいかに対處し、順應し、反撥し、制壓し得たかによつて、政府機構の圖表は、それ／＼に異つて行き、この世界情勢と國內情勢の二つのものに最も適應する國家體制のみが、新らしき體

制としてその命脈を保ち得、巍々堂々たる建築にまで築きあげられるのである。これこそ歴史の線に沿つた圖表であり、體制といふべきであらう。

## 二 前期設計圖表

京都派の復古的設計圖は、いづれの武家政治時代にも、一應は設計され、徳川幕府時代においては、竹内式部、山縣大貳によつてその輪廓が書きかけられたのである。その他これに類したものはいろいろあるにしても、こゝではその詳細な敘述を避けて、端的に、幕末における平野國臣の「回天三策」と眞木保臣の「五事獻策」を、この種のものの代表として掲げ、これが、後に來るものへ働きかけた影響を見た上で、一氣に慶應三年へ筆を進めることにする。もちろん、平野といひ、眞木といつても、この固有名詞は、多くの一般名詞の綜合の上に冠らされたものであつて、彼等一個の腦中から突如編みだされたものでないことは、論ずるまでもなからう。

平野の「回天三策」は、かつて文久元年薩摩の久光に獻じようとした「尊攘英斷錄」を基調としたものであつて、



「謹て奉密奏候。當時天下の形勢駸々として點夷外より通り、焰々たる大森内に誇り」と國家の危機、開港後の困難をのべ、「手を束ねて左椎蟹文の風に變じ、居ながら腥膻の正朔を奉ずるの外處置無之」とし、今島津久光の出京こそは好機であり、「此の如く薩の一國舉て勤王の儀相決し、西海、山陽、南海の有志の輩、此の如く奮起、或は亡命脱藩して上阪仕り京攝へ潜伏仕る者も數多有之」それで此際の策として三つの策を樹てたが、「上策に出候へば、勞せずして其功十分に御座候。若し下策に落ち候へば勞して功なきのみならず、却て後害を醸し」と述べて居るが、その項目は次のごとくである。

#### 上 策

島津和泉藩坂中、綸命下り、直に花城を抜き、彦城を火し、二條の城を屠り、同時一勢に率て、和泉將帥として上京し、幕吏を追拂ひ、栗田の宮の幽閉を解き奉り、參廷の上、聖駕を奉じ蹕を花城に遷し奉り、皇威を大に張り、大道の諸藩に命を賜ひ、陛下親しく兵衆を率ひ賜ひ、直に函嶺を以て暫く行宮とし給ひ、幕府の科を正し、即ち前非を悔い、罪を謝する時は、官職を剝ぎ、爵祿を削つて諸候の列に加へ、若し命に叛き候時は速に征伐するもの、第一上策とす。

#### 中 策

和泉出伏の上、綸命下り上京、直に幕吏を拂ひ、栗田宮の幽閉を解き二條城を抜いて是に寄り、大に皇命

を四方に下し、義侯を募り、其後華城を抜いて、大駕を遷し奉り、幕罪を正す。是を中策とす。

#### 下 策

和泉出京、陽明家へ參殿の上、漸次決議にて、幕吏を攘て、栗田宮の幽を解き、二條の城を抜いて是により、官軍を募り、皇威を張つて幕罪を正し、華城を抜いて、尊攘を議するものを下策とす。

後書としては「右三策の外、凡公武御合體、夷狄掃攘杯と申候趣は、根元姑息平穩を好み、不斷隘慮の胸臆より出る處にて、假令事行はれ候ても十分の落着は覺束なく」とこの方法に釘をさして居る。京都地方を中心とした一個の争亂に終りさうな豫感があり、薩摩の力を唯一無二のものとし、しかもその薩摩が、あたかも楠氏のごとく行動するかと思ひすとして居るところに、見透しの鈍さはあるが、諸國浪士の中心人物としての平野が、先驅たらんとした決意はくみとられるであらう。

これに對して、この翌文久三年の眞木和泉守のものは、もつと緻密であり具體的である點において、その特異性がある。長文ではあるが、文久三年にはよくば維新を決行しようとし、その際唯一の設計圖として、後の玉松操、矢野玄道等に照應するものとして、若干の省略以外全部これを掲げることにする。

『五事獻策』は、眞木の心血を凝いだ大策であつて、一代の蘊蓄を傾けた一大經綸であつた。六月十七日東山翠紅館の會合に於て、眞木は同志にこの腹案を打明け、桂小五郎、清水清太郎等より深甚の同意をえた



ものであり、直ちに筆を呵して案を認め、二十九日豊岡隨資に差出し、鷹司關白、三條、烏丸、徳大寺諸卿の閱覽を仰ぎ、七月廿四日には關白鷹司より乙夜の覽に供し奉り、叙感を忝うしたものであつた。曰く

### 五事 獻策

一 攘夷の權を攬る事

深遠測るべからざるを以て彼を怖る。其文の大意

大樹公數百年の慶典を興し、上洛致され、萬事恭順、君臣の名義を正され候處へ、深く叙感候處、去九日御暇仰付られ、大阪表へ趣かれ候已前奏聞致され候件々、始末分明ならず、殊に蒸汽船にて遽に歸府、第一攘夷の期限等の處に於て、不都合の儀一に非ず候間、急度御糺も有之べく候へ共、深く思召され候儀有之、追て仰渡さるべく候。此旨申入置べく御沙汰候事。

勅使を赤間關に遣はし攘夷の命を以て未だ及ばざる藩國に布告す。五月五日御布告の文に添へて（以下略）

在京の侯伯並諸屋敷へ御觸渡の文

夷賊の儀浪華海へ闖入、暴横を致し候節は、即時御親征遊さるべき思召に候間、在京の諸大名並諸屋敷詰合の家老重役の面々手勢引連れ遲滞なく便宜に従ひ九門内に相屯し、御指揮待奉るべく候。此旨屹度相心得候様御沙汰候事。

### 華海並に兩瀛御手當面々へ御觸渡の文

賊夷の儀、浪華海に闖入致し候節、二念なく打拂候儀は勿論の事に候處、其の上にも横暴致し候に於ては、即時御親征遊さるべき思召に候間、隨分計策を以て引留置て、疾速飛脚差立奏聞致すべく候事。

以上が攘夷の權を攬る事の内容である。攘夷の名によつて諸侯の武力を幕府から朝廷に轉換しようとしたものである。

一 親征の部署を標する事、令を下して在京の兵を算する事

頭分の者幾人、兵士幾人、足輕幾人、鳥銃幾挺、大砲幾挺、馬幾疋、人夫幾人等の儀、在の儘にて書出候様仰渡され候て、急に取調候事肝要に候。

### 部署

御備の儀は、一の先、二の先、前備、御旗本、左備、右備、後備、小荷駄、遊軍

右の備にて然るべく候。

御旗本の外、侯伯或は國家老年輩の者に御任じ然るべく候。尤其主人無之、家老用人等のみに候はゞ、公卿より御一方づゝ一隊の將帥に御任じ然るべく候。

小荷駄は御旗本ばかりの小荷駄に付、諸家小人数の分御召にて、理財等ある公卿其將帥に御任じ然るべく



候。二百三百位の人数は遊軍に致し、公卿の内將帥に御任じ然るべく候。右の内より士卒合せ百人許、精忠の者を選び出し、御旗本の前備とし、武者奉行の手兵と致し度候。御旗本備、御親兵を百五十騎宛一備と致し、中少將の内其御器量に随ひ、四人にて一備宛御率ひなされ、残の分は監國の御警固に成され度候。右御備の足輕に、米良の鳥銃二百許御借上げ成され度、右頭は米良氏に御命じ然るべく候。米良氏間に合ひ申さず候はゞ、諸家より御借上成され度候。

關白殿下は軍奉行の御職にて、兵機を御謀遊さるべき事に候へ共、士卒も無之候ては叶はざる事に付、有志の浪士四五十人御擇び出し御召連、右の者等諸軍打廻り、目付役に御使ひ然るべく候。

御密謀に預り成され候御方三人計も、御聲側に御添成され候。御一人は武者奉行の任也。異日は攘夷使より御勤めなざるべき事に候。御近習は二十人許にて宜るべく候。

三公以下參謀以上より御二方許、武者奉行にて御任じ成され、諸家士卒五六十御率ひ成され、別に備を立候て彼是の事に御周旋成され度候。

陣場奉行は三奉行の一にて、重職に付、堂上の内然るべき御方御一人御任じ遊され、下司に諸侯の家來より人才御召揚成され度候。小荷駄奉行は、平生財用の御掛り成され候御方御兩人許も御任じ成され、下司は其才之あり廉潔の者御使ひ成され度、是も諸侯の小役人御借揚然るべく候。御監國の儀は御幼少に候へ共

必ず皇子宮に命ぜられ度候。三公の内然るべき御人才御擇出し御輔佐命ぜられ度、其他の公卿夫々御職掌嚴重仰付け置れ度候。監國附添の諸侯も亦大切の事に候。

御親征の御調子出來候上は、諸侯方へ命ぜられ候て、急に訓練催され、主上並皇子、雲上人一般御覽遊され度候。左候へば、御親征の御趣意通徹、且つ公卿方軍法に御馴れ成され、格別に有益の事と存ぜられ候。尤も棧敷等御設遊され候様にては此際宜からず候間、土を積立て、其上に御車を立させられ、公卿は陣張を打候て床几御用位にて宜るべく候。

個様簡潔に仕り候へば、人の耳目を改めて、一助の儀に相成べき事に候。

#### 錦旗軍車を造る

御旗は日月を畫き候一本、四神を畫き候四本、都合五本を御旗本の印と致し、諸手には鷹幡に擬し鷹を畫き候御旗一本宛渡され度候。尤も竿は武門に相用ひ候竹にて、節の上を塗り候を御用成され度候。旗指は力士を兼て五條家に御呼出置成され度候。御乗物は輦にて宜るべく候。追て戎車の制も御定め成され度候。御召料の御馬三疋御用意成され度候。

御太鼓は九龍にても畫き調へさせられ度候。御鐘は半鐘然るべく候。

御貝は修驗五六人兼て聖護院宮へ仰渡され同宮へ御呼出置き然るべく候。



御旗本には疊器一切御用無之様命ぜられ度候。御きせなが等の戎器は間に合ひ申さず候共、早々命ぜられ度事に候。

士卒具足等簡の制立させられ、速に出来候様成され度候。

公卿方の御召料共御家來具足等は、御續の諸侯より先づ御借用然るべく候。

公卿方は面々御籠は用ひ成され度候。

御幕は早々御作り添へ成るべく候。陣桶の類御同斷、御たらし御矛の類は、古制に依り候て武用に便利宜しき様成され度候。假に服色を更ぬ、圭冠敷袍を用ふ。

こゝでは、「書記に圭冠と言ふもの出でたり」といつた風な古風のをそれ〴〵説明してあるが略さう。

攘夷史、諫官を置く事

攘夷使

公卿三員、侯伯三員、參預、來朝侯伯、判官、侯國諸臣二員、典主、同三員、

諫官

公卿三員、諫大夫三員、諫士、侯國士七員

參預は來朝の大名にて、非常の才徳ある者、在京中當官へ直して事を議す。

攘夷使の局は御聽政の御便り宜敷爲に御常殿近く設くべし。

司諫局は外様にて然るべく、尤彈劾する時、諫士にても攘夷使局に參る事を得べし。

今日は名を正しくする初なれば、此二官はなるたけ他官を兼ず、專任にすべし。

位重からざれば任輕ければ、超階などして隨分權勢を歸せしむべし。

微に入り細に互つたものであるが、要は公卿王族を頭部とし、諸侯を手足とした點において、戊辰戰爭當

時の模型をなすものであらう。就中、攘夷の公卿諸侯藩士の割當等は、大號令直後の三職制度に髣髴し、そ

の參預が參與職の成立をも暗示して居る。

一 天下の耳目を新にす

曆を改め、卷首に民に時を授くるの意を專らにし、繁褥の語を削り、中段以下五行の説は全く削り去るべし、

卷末に歴代の國忌を書載し、侯國已上は朝廷より頒ち、已下は是迄の通り伊勢より分配して可なり。

錢貨を金二等、銀二等、銅一等總て五等に限り、精金にて鑄直し、一兩一銖など實に従ふべし。

贖物は羅紗を始め、總て之を用ふることを禁じ、可成古典に立戻るの制に致度候。我の國體は、武を以て

建てたり。尙ぶ所最も武なり。神代に於て、瓊矛、廣矛、草薙、韶靈の名あるにも知るべし。即今朝廷

の御風儀は、恐ながら平安遷都の後、中昔已降の風習にて、神皇の本意にあらず、故に今日より立返り、



建國の大意に則り當時の武門の風を採用して漸々古風に及ぼすべし。然れば差當り武門一般にて勇武質朴の風を用ひらるゝ事肝要なり。

蠻物は羅紗にいたるまで禁止の文字の中に、水天宮神官の面目が遺憾なく發揮されて居る。神武の古に復することは、玉松をまたすとも、すでに眞木の「五事策」も謳つて居るのである。

一 土地人民の權を收むる事

機に投ずること肝要なれば、親征し給ひて、男山までも行幸の時、俄に公卿二員侯伯一員に命じて詔を齎らして下すべし。御受の有無は論ずる所にあらず、彼の手に授けずれば事済むなり。公卿も豪邁の性あらば可なり。差添の侯伯は大國にて、彼の憚る所を用ふべし。詔詞は兼て備へ置くべし。其大意左の如くにて可ならんか。

人各々職あり。君臣も異なるなし。之を君に於て廢すれば無道と爲り、臣に於て廢すれば不義となる。今夷猖獗にして吞噬どんぱい幾きあり。今にして作さずんば、必ずや制すべからず。而して朕は無道の罪を得、汝は不義の名を取らん。朕と汝と膽を背め、薪に臥すの日なり。然れば之を膺つて竭つさざるべからず。之を懲して六師を動かさざるべからず。朕意既に決せり。尾張以西は則ち朕躬ら之に抵り、死以て之を守らん。參河以東は朕之を汝に委ぬ。汝當に三軍を帥ゐて其敵愾を鼓動すべし。而して江戸城は汝の祖先の築いて

天子の命に供する所なり。虜をして其一牆を毀たしめば、汝の耻甚だし。力を盡して之を禦がざるべからず。蝦夷は我門の鎖鑰、汝に在りては慮を竭して之を衝らざるべからず。然り而して朕六師を御す。器械糧食百て軍需褒賞賜與を興ふること瞬息にあり。一々之を汝に詢ふべからず。今畿内五國を收めて以て其資に供す。且つ先づ坼を置くの名を正す。汝朕が意を體し、宜しく速に當面を處分し、汝の職に奉すべし。朕が命再びせず、汝其れ欽めよ哉。

假に税則二等を減す

租税は租庸調の舊法を御用ひ遊され候か、十一の法を御用ひ遊され候か。始終今の高免にては相叶はず候へ共、軍國の要は多端に付、先づ二等を減じて民心を慰め、且つ其歸向の心を收むべし。元來供御の民たるを悦ぶ事さへあるに、減免を利として争ひて我に納るべし。其機はあらかじめ議すべからず。

戸部の課を重んず

大凡人といふものは位卑く祿薄ければ、食穢の心生じ易し。故に其任を重くし、其人を選み取るは肝要とす。必しも官員の備はるを求めず。周の司徒教官の意もあれば、能く人を得ること肝要なり。

平野が一氣に討幕を呼唱するに對して、眞木はあくまで慎重である。尾張以西の軍を、天子躬ら指揮したまふによつて、その資として畿内五國を必要とするといふ文字は、幕府の抗議を前提としたものであらうが、



聊か手ぬるい感無しとしない。しかし、攘夷の權を把握した以上、漸次政權回收の成る日を豫想しての遠慮であることも想察される。攘夷は、征夷大將軍の職分なりとするところ、夷に屈する幕府をして顔色なからしめるであらう。更に税則によつて人民を恵み、これを京都方に引入れようとするところは流石である。戸部の選は人材の登庸であり、變革の際の不可欠な要點であらう。

#### 一 脚を浪華に移す事

大事業をなすには、必ず舊套を脱せざれば叶はず、舊套を脱するには、從來の居と離れて事を簡易にすること第一義なり。孟子に、齊の景公出で、雪宮に居ると申たること能々考ふれば、深き味あることなり。且つ浪華は天下の咽喉にて金穀の集まる所なれば、諸侯の權を攪るにも一の便あり。其うへ一步進むの勢ありて、夷狄を御するにも亦餘程の利あり。此一舉は必ず擧げさせらるべきことなり。

そして、この項には「兩灘の兵備を嚴にす」として、加田、明石の備へを説き、「關を隘塞十所に置く」「無数の舟船無数の砲礮を造る」として「鯨鐘は勿論、儒佛を始め、佛器を盡く鑄直して」武器を作ることを勸めて居る。

浪華を金穀の集まるところであつて同時に諸侯の權を制しうると見るところ、平野とともに達見であらう。要するに、眞木の「五事獻策」は公武合體的な政權回收であると同時に、そこには古風ながらも若干の建設

的な設計がある。文久三年において單なる倒幕論から蟬蛻して、一個の具體案を建てる場合、純粹に味方となりうる力が長州一藩と、これをとりまく浪士團のみであるとしたら、この程度の妥協案が生れるのも當然であらう。況んや神官にして年輩である眞木である。しかも、この圖表の具體化をめぐつて、八・一八事變の反動的事件が突發したことを思へば、これすら當時としては、行過ぎた圖表であつたかも知れない。しからば、維新前夜の設計圖はいかなるものであつたらうか。どの程度にこの平野眞木案を踏襲し、これを修正し、凌駕したであらうか。

### 三 幕府の新機構圖表

幕府の新時代的な設計圖は、しばしば企てられて來たが、その最も重大なるものは、修正派慶喜の將軍就任を期して行はれたロツシユ案の採用であつたらう。それは誠に修正派らしく、幕府統治の下において郡縣制度を計畫したものであつた。この案はすでに慶應二年當時から、小栗上野等によつて唱導され、先覺勝安房をすら面食はせた企畫であるが、正式にとりあげられたのは、慶應三年の前半期であり、この根柢の上に幕府は一時的にはあるが新態勢を示して倒幕派を悲觀せしめたのであつた。



ロツシュの建言は、徳川幕府の存在價值を強調して、その支配權を確立すると同時に、その治下において、近代的國家機構へ日本を再編成することにあつた。まづ諸藩の勢力を削つて中央集權を確立し、海陸軍の擴張に全力をそそぐとともに、各藩の武力を漸次とりあげ、武士を歸農せしめ、祿米の制を給金制に改め、その半を興へて、残りの半を政治費、改革費にあて、諸大名の軍役を免じて役金を徴し、商人には商税、寺社領には地税を課し、更に貿易の機關としては商社を建て、鑛山を開き工業を起すべしといふにあつた。

『各國共、宰相にのみ依頼して立ち候ては、十分に無之、天下の人民に依頼するを全政と致し候』  
と近代政治の根幹を説き、

『御國にても諸侯を組合せ、參府政事を議せしむる様遊ばされ然るべく候。諸侯の内三分の一づゝ政事評議の爲始終交代在府有之様遊ばされ然るべく候』

と、諸侯代議制を説き、

『幕府の御力を以て外國の交際を遊され、海陸軍を十分御取立、御取締相立候へば、諸侯は別段兵馬を養ひ候に及び申さず候。海陸軍の御費用は莫大に御座候間、諸侯より差出させ候て相當に御座候。政府の目的は、諸大藩の權を削ぎ候を肝要といたし候。如何となれば、藩屏強力なれば必ず四分五裂となり、其國敗亡に至り、國府強なれば一に歸せざるを得ず。海陸軍は政府にて十分全國を守るだけ御養立相成り候へ』

ば、諸侯は自己に海陸軍を置き候に及ばず、自ら治め易く相成り候』

と中央集權を説き、

『畢竟軍役有之候故、多人數の役に立たざる兵を養ひ困窮に及ぶ。國力も弱く、政府も強く相成り難く候。愚なる事にて、今の諸侯交代の節多人數召連れ莫大の費を懸け候は誠に無益に御座候。此者共、皆壯兵は官へ差出し、其外は農商に歸し、夫々生産を得せしめ』

軍役を失つた諸侯は、單なる地方長官にすぎず、武士を農商に歸せしめることは封建制の破壊に外ならぬ。そして明治新政府の結成後十年間は、この事一つに骨身を削つたのであるのに、ロツシュは易々としてこれを幕府に勸説して居るのである。

『商人を四等に分ち、二分の税を納めさせ候。尤も等級は幾等に分ち候ても宜しく候。政府には、護國安民の爲斯の如き御改革を成され候御旨意、懇篤至誠を以て、商民まで能々御諭し成され候へば、心服して上納致し候者に候』

土地經濟の破綻の第一歩であらう。

『寺院等も御朱印地、除地、門前地とも其上り高を調べ、二分の地税を納めさせ、天下の人民皆公平に相成候。税の立方は、生活に要用なる者は軽く、奢侈に屬する者は重く致し候は、萬國の公法に候』



と、「四民平等振りを示唆し、

「貿易盛大に相成り候へば、會計も盛んに相成り、御入費差支へ無之様相成り候間、コンベニー御取結尤も肝要に御座候。右の儀に付ては、クレーも建白致し、ワッサールも繼で建言いたし候。右は佛に限り取結び候譯には無之、各國連入致度き者は、身元を正し、組合銘々廉價なる者を取集め、高價なる處へ相廻し候事故、世界との大貿易に相成り候事に御座候」

そのためには、産業を奨励し、工業を開發し、運輸交通の發達をはかる等、それ〴〵に説明がついて居つて、そのための政府機構を、六局制度の責任内閣的なものに變ずることを勧め、それは、海軍、陸軍、外國會計、全國部内、曲直裁斷の六つに分つてその上に總裁をおくことであり、その政府費用の根幹としては、

「假に八百萬石一石十兩と見積り、八千萬兩、右を御家來の俸祿に充て、一石五兩の平均相場にて御渡し政府も御國御見張の爲御困難の中なれば、御家來も聊か不平を唱へ候事は御座なく候。さ候へば、前文は八千萬兩の内四千萬兩にて御家來の俸給は相濟み申し候。増減は有之べく候へども。大體右の御仕法にて簡易に御調も付き申すべく候。其餘財は海陸軍其外要用の御入費に御差向に相成申し候」

將軍慶喜は、この新時代的な進言を克明に守り果さうとした。まづ國律一篇を草して徳川幕府の存在意義とその効果の數々をあげ、朝廷政治がやゝもすれば争亂を馴致する等の無意味文字まで並べて、自らを合理

化したのであつた。老中の五局制、人材登庸による新人の重用、課税、物産輸出、洋式船舶の航海、なかんづく兵制の歐風化、軍事施設の計畫、紙幣發行による財政の強化等、出來うる限りにおいて、新時代的なものを採取することに懸命した。そして、それはおのづから自己の脚底をほり返すことであり、しかもそれを怖れて居た場合は、一步も進みえないといふ矛盾に陥る種類のものであつた。しかし、形式的、外観的であるにもせよ當時の日本において、最も進歩的であつたものは、幕府であつたこと否みえない事實であらう。それは、軍艦に見、製鐵所に見ても明らかである。

さらに、大政奉還直後の十一月に、慶喜の政治顧問西周助は、列藩會議に關する書を起草したが、これに添へた「議題腹稿」は一種の憲法草案であり、西洋の制には、法を立つる權と、法を行ふ權と、法を守る權の別のあることから説きおこし、禁裏の權（天皇の權）政府の權、大名の權（議政の權）について、詳細に規定して居る。その進歩性を知るに足ると同時に、政府則ち舊幕府といふ考へ方の限界を脱して居ないことも諒知しうるのである。

しかし、幕末の半年間に企てたこの圖式は、明治新政府も採つて以て行はざるを得ない一筋道であつたことは事實であり、たゞ誰がこれを實現しうるかといふ問題だけが後に残るのである。



## 四 議會派の設計圖表

これは多く叙述を要しないほどに有名であるが、一應順序として附加しておかう。大政奉還に織りこまれた議會論は坂本龍馬の腦中に閃めいた思想であり、本來は土佐の醫者で長崎に居つた長岡謙吉の翻譯的思想を集成したものであつた。坂本の立場が、武市半平太の倒幕思想であり、それが土佐藩の佐幕的でありながら進歩的な性格と混合して、こゝに改良派的な大政奉還論を生み出したものであり、その妥協的性格が薩長聯合などの橋渡しに最も恰好な立場であつたともいへるのである。

慶應三年春、坂本は長崎において従來敵手であつた後藤象二郎と妥協し、相伴うて歸藩の途中、後藤に示したのが、いはゆる「舟中八策」のそれであつた。

第一義 天下有爲の人材を招致し顧問に備ふ

第二義 有材の諸侯を選出し朝廷の官爵を賜ひ、現今有名無害の官を除く

第三義 外國の交際を議定す

第四義 律令を選み新に無窮の大典を定む、律令既に定れば諸侯伯皆此を奉じて部下を率ゆ

第五義 上下議政所

第六義 海陸軍局

第七義 親兵

第八義 皇國今日の金銀物價を外國と平均す、右豫め二三の明眼士と議定し、諸侯の會盟の日を待つて云々、〇〇自ら盟主となり此を以て朝廷に上り、始て天下萬民と共に公布云々、強抗非禮公議に違ふものは斷然征討す、權門貴族も假借する事なし。

これが、雄大を欣ぶ後藤の手にかゝつて天下の政權を朝廷に奉還せしむる計畫にまで發展し、土佐藩の藩論として朝廷と幕府との間に立つて、乾坤一擲の事業を行ひ、そのヘゲモニーを土佐藩において握らうとしたものであつた。その基本理念は、

「皇國興復の基業を建んと欲せば、國體を一定し、制度を一新し、王政復古萬國萬世に不耻者を以て本旨とすべし。奸を退け、良を擧げ、寛恕の政を施行し、朝暮諸侯齊く此大基本に注意するを以て方今の急務と奉存候」

「天下の大政を議定するの全權は朝廷に在り。乃ち我皇國の制度法則一切萬機必ず京師の議政所より出べし。議政所上下を分ち、議事官は上公卿より下陪臣庶民に至る迄公明純良の士を撰擧すべし」



『一切外藩との規約は兵庫港に於て新に朝廷の大臣と諸藩と相議し、道理明白の新條約を結び、誠實の商法を行ひ、信義を外藩に失せざるを以て至要とすべし』

『海陸軍備は一大至要とす。軍局を京攝の間に築造し、是を朝廷守護の親兵とし、世界に比類なきの兵隊と爲さんことを要す』

『朝廷の制度法則昔よりの律例ありと雖も、古今の時勢に參合し、間々或は當然ならざる者あらん。宜く其弊風を除き一新改革して地球上獨立するの國本を立つべし』

これを、土佐藩の松平容堂がその臣後藤象二郎、福岡藤次等をして、十月四日、將軍徳川慶喜に上らせたのである。一と二を見ればそれは純然たる 天皇中心の議會政治であるが、三四五にいたつては、奉還後の慶喜を首腦とした各藩の維持と、その存在権の主張であり、これがいかに動くかによつては、必ずしも萬機を朝廷に持つて行けるかどうかの問題であり、第一京師の議政所の構成如何によつては、庶民の士までを撰みうるか否かも疑問である。朝廷守護の親兵と藩兵の關係、議政所の財政等いづれも問題とならぬものはない。しかし、長岡謙吉がこれを洋書に學び、坂本龍馬がこれを日本風に翻案し、後藤がこれを取りあげて政治的なものとしただけに、開港場長崎の香りが多分に漂つて居り、一個の新時代的设计圖としては、堂々たるものといへるであらう。

## 五 復古派の圖表

矢野玄道は、復古派にあつては最も屈伸性を有して居つた。新選組にねられる程度の實踐も經て居り、年齢も四十代といふ復古派中に於て最も若さを有して居たゆゑ、その所説も玉松操等の如き一本調子ではなく、玉松をさうした意味で常に批判して居たのであるが、さてその所論は、『獻芹詹語』に見ることく完全に古代への模寫である。この『獻芹詹語』は、草莽平玄道謹上、慶應三年冬十二月とある如く、新政府成立前後のころに、岩倉を通じて上つた設計書であつた。

それには「今その大人（註、荷田春滿、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤）たちの説によりて神隨かんずいなる道のいとまぢかきすぢをのみとりいで、聊ことあげするになむ。ゆめ、こをおのれがさくじり語とな思ひそよ、神呂岐のみことのまゝに神ながらし、御代の道しるべせん」といふ國學者先輩の古道を繼承したものであり、その點で代表的なものとするに最も妥當であらう。玉松操を制度的なものと云ひうべくんば、これは思想的なものといふべきであらう。たゞこの『獻芹詹語』は堂々三萬語に餘る長文のものであり、こゝでは主要部を摘記することに止める。



その「總記」には、

二八

草莽平玄道誠惶誠恐頓首百拜謹白、此度寸兵尺鐵を勞せずして大權を天朝に歸し奉り候ひしは、六百餘年來の一大盛事にて、天下の志士仁人の歡呼抃舞に堪えざる所に御座候、實に聖運の昌泰に屬し、神器の大造を輔翼し奉る諸大藩勳績は申すまでも無御座候へ共、元來幽明界より皇祖天神の御賞賛被遊候御恩顧に因り候事は、十月下旬より京華に神符下降兆億踏歌の瑞兆にて、前知仕られ候事にて、別に論述仕り候物も無御座候。

右に就いて恭しく古典を相稽へ候に、御大祖神武天皇を始め奉り、歷聖等は、萬事皇祖天神の本教に因襲し給ひ、惟神の大道を以て治教を六合に遍く御敷遊され候事、歴々相見え申候。惟神の大道の端倪を摘出て、聊相陳べ候はゞ、蓋し天下第一の御政務は天地地祇の御祭祀に御座候故、古賢も祭政一致と宣ひ、令條を初め、類聚國史、官曹事類、外官事類、式格等の御寶典にも、壹是に神祇を以て第一に御擧遊され候御儀に御座候（略）

神祇太政二官八省諸司職を以て、天下の綱紀庶務を統理させ給ひしも、畢竟隨神なる道を以て億兆を恤撫し給ひ、一夫一民と雖も其所を得ざる無之様との聖慮を出でざる御事に（略）御新政の次序の管見をも聊左に略抄し、電覽に備へ奉り候」

京大阪に神符の降つたことから書きはじめたこの書は、祭政一致と神祇第一であり、しかも一夫一民まで所を得させようとする大策なのである。その内容は、

その一

太安麻呂朝臣の語に、乾坤初めて分る時、參神造化の首を作すと御座候通り、天御中主大神及皇產靈大神は天地日月も未だ無しし、謂ゆる無始の時より高天原に大座々候て、天神地祇を始め天地日月星辰凡て兩間に有ゆる萬物をば悉く御鑄化鑄造遊され候大御神に（略）

又宮中に大學校をも御造立にて、中に公卿大夫以下庶民等を、三等或は四等位に階級を分たれ、先づ苟も生を兩間に得て視息する者は、神皇の大道の須臾も離るべからざる所以をも、身前身後の事をも委曲に御教誨有之候（略）

右大官には四時に大祭、毎月に小祭を爲給ひ、大祝には皇上行幸ありて、公卿百寮以下、かの神孫も皆御祭を輔相奉り、上代の古樂等を奏し、又其日に天下の萬民にも酬飲を賜ふ等の制有まほしく（略）

この後へ、宮中に別に一廊を爲して、貧院、幼院、教院、病院を設けることが附加へられ、武徳殿を置いて文武無二の制を完くすることをのべてある。王朝時代そのまゝであらう。

その二



早春は大神宮に勅使して御元服等の御事及朝權を天朝に歸奉りし事を御奏上の事と奉存候。其他多賀社、熱田社、熊野社、宇佐宮、香椎廟、出雲大社、大三輪社、宇奈提社(略)朝儀今までは萬端餘りに鄭重に過候より勅使御通行にも諸民送迎に困み(略)

## その三

大神宮の御事は實に何より、第一の御崇尊にて、神庭は萬づ天朝と同じ御禮式に御座候は重々御至當の御儀は申も更なるを南北朝騒亂の節より齊宮も御中絶、就て皇女方は尼宮に御成遊され候御事、實に國體を辱め候事の極みに御座候。神戸も神三郡を始として、天下諸國に數百千御座候ひしを、後世暴人の爲に攘奪せられ給ひて、近世までは漸三千數百石の御料にて(略)彼佛寺領にてさへ萬石餘を領し候も多く(略)又宮川以内にて死刑を決し、墳墓を營み候等、餘りに言語に絶し候事(略)

神田の擴張、僧兵式神兵の設置、佛教排斥がこの條の主要事項である。

## その四

熊野神社、熱田神社は神宮に相比して、御崇敬可有御座候處、萬事御手薄に候は如何なる御事に候や(略)其本は蓋し聖武孝謙二帝の御代より權輿仕り候事にて御座候へば、彼御代には隨在天神の御教に氷炭と相反し候御行枚擧に堪不申候。大抵後世の惡弊は彼御代に胚胎仕り(略)光格天皇、仁孝天皇に一品或は正

二位を奉らると申ては、無知の三尺の童子も喑然と口を開て失笑可仕候を、右の儀に於て異論無御座は奇怪至極(略)

聖武孝謙時代は、佛教の興隆した時代であるから、かく論ずるのである。

## その五

本宮及八神殿御造立及新年月次新嘗四度の大祭等御興復の儀、既に諸人折々奏儀も御座候故、委くは不奉申上候。殊に古來當時ほど皇胤御乏少御座被遊候御事は無御座、四海の志士の恐懼寒心仕候御事故、八神殿御造立は勿論にて大神宮へ厚く御祈禱被遊度且つ清寧天皇の御故事にて出雲手間大神をも(略)

大嘗祭は實に無比の大禮にて速に御恢復可有候(略)さて本宮は萬端祭政一致の原に御復被遊候て、太政官と一所に御營立も然るべきかと奉存候へ共、太政官は天下萬機を總管する所、本宮には不淨をば甚御忌被遊候故、此は矢張別廓に御營可被遊候。其大總督には何ぞ親王より御擣り遊され度(略)浮屠氏をば、諸親王にて是を總領し給ひ、皇政の第一たる神祇の事は卑位に相攝られ候様にては、恐ながら神祇御輕蔑(略)

## その六

天下の官社幣社御討窮の事は實に容易ならざる儀に御座候上は、先々一宮さては名神大社廿一社などを御



再造御座有たく候(略)

その七

(略)此度御國守等會同仕候へば、聖上親自皇祖天神を始奉り、天地の諸神祇を御招請し奉り玉ひ(略)二心なく、天朝を翼戴し奉て私怨を懐く事なく敢て皇懐に敵し、叛賊を討征すべしと統制の如く盟約を奉り立て大府に修め(略)

その八

孝徳天皇の詔詞に凡そ國を治め人を治る者は、臣も君も先己を正しくして後人を正くすべし(略)天下治亂の原は職として至尊の御上に有之候事故、神代より鎮魂御祭は有之候(略)御學問を以て古今の盛衰治亂興亡の原始をも御遠觀玄鑿遊され候て、皇神の大道に神習遊され候か御專務に有之べきか。恐ながら御讀書は故事記、日本紀の二典、神祇式及國史令律式格は更にて、史官記以下の諸史、西宮記北山抄江次第年中行事、さては古事記古史傳を始め、平宜長同篤胤の著述類を盡く乙夜天覽に備へられ、漢籍は論語孝經の外謂ゆる六經及子史類、さては資治通鑑群書治要文獻通考大學衍義補中の要とある所々を先々觀覽遊るべし。西洋の教科天文地理書類をも兼て御涉獵遊され候。御待讀の御方も能々御採擇にて、専ら實徳實用を主とし(略)

その九

凡て何事にも繁苛を去り、百事易簡に従ひ申さでは、永久に行難き者に御座候。百官諸司の御廢置も眼目を此に御注遊され度候(略)或人も申候如く、御政權を大臣等は分て之を掌り玉ひ、上御一人にて御統遊され候が惟神の神理かと奉存候。太政大臣も或人の論の如く人臣の官には無御座候(略)又上代には皇子は車にて、諸王等も人臣とは甚御區別ありし由古事記傳に辨明仕候通りに御座候(略)

其他省略無くて叶はぬ物は、無用の弱兵驩卒、廣麗盛壯の寺院、破戒の僧尼、貪婪の兎吏、罔利の里胥姦商、恒なき巫醫學の害等、今屈指に不堪候。

こゝには若干の制度批判がある。

その十

(略)大かた世の治亂十に七八は婦人及繼嗣の際に相兆し候事、大同保元平治及應仁等の股鑑昭々たる者にて御座候(略)

その十一

景行天皇の御世には、諸國の枕子を召させ給ひしは、規模深遠の聖慮に頼り候御學と相見え(略)此度も上代の御製に因り給ひ、諸藩邦君の(略)



## その十四

朝廷は天下の人民の小大となく仰望て儀表楷式を取候御所に御座候故、公卿百寮百官人は更にて、其御臣下に至まで我古道に循由し、謂ゆる三綱五倫をば能く御守り被成、正人君子のみに無御座候ては相成まじき義に候。亂世以後は三綱壞れ五倫潰ゆと申様に朝神と申すは大方(略)

御徴祿にては御活計相立兼候故に、御祿法は御集議の上にて若干石とか若干町とかに永々御極置れ、御勤中は上世の位祿職分田御充行遊さるべく候(略)

## その十五

衣冠等の制の廢類に屬し候は甚御失態(略)

## その十六

歴法は神代に昭り候て日本紀有之候。歴日は皇國固有の物なる由、平田篤胤の天朝無窮曆に説明候て(略)

## その十七

(略) 祈年月次の祝詞に相見え候通り、窮天極地の諸蕃國は八十綱打かけて引寄る事の如く、皇大神宮また外國を統御し給ふ(略) 此より不目にして世界萬國の臣服朝貢仕べく奉存候故、諸夷人の朝參も仕候節、今の假皇居にては如何しく候故、厚く公議を被遂の上御決斷有御座べく候。



凡鎖國と申す儀は近代の新制にて列聖の御政令に嘗て承り及び不中事に御座候。さて鴻臚の設けは東寺知恩大佛等にても宜かるべきか。何卒博士に命ぜられ、上代三韓人、唐人、海人等貢聘の時の古禮を精々御温被遊、夷人接見の時には障神祭を行れ、及び住吉大神宮等の御酒を賜ひ(略)

彼等の國際觀を知るに足るであらう。

## その十八

大化新令の御時は御處置皆至當を得させられ候故、天下萬民皆悅服仕り、建武中興の御節は御處置多く至當を失せられ候故、鴻業も中途に墜ち、天下解體し(略)

こゝにも神武の古に復る必要がのべられてある。しかしそれは制度としては明らかでないために、大化に則るのであらう。

## その十九

此度天朝に御座復有之候御縣、世に謂ゆる天領の地は、やはり上代の通に租庸調の三法に御立遊さるべきや。如くは今の租法を稍御減少にて上代の御令の如く水旱災蝗疫疾の時毎に免を賜て然るべきか。又は二三年の間年租の半を免じ玉ふ等の御制有之候か(略)

これは一般農民が可なりに期待したものであり、その期待外れが騒擾の因の大部分をなして居る。この邊



りに地方性を代表する國學の魅力がほの見えるのであらう。

その二十

群卿百寮國守等は、上世に氏文、又は本系張によらせ給ひし如く、治部省に命ぜられ候て、本姓系譜を正し(略)

次に田制は専ら上代の制に御復し遊され候事は、時勢の變遷にて田地は皆民人の有に成居り候故、挽回し難き御儀も可有之候へども(略)

その二十一

上代は何よりも先教養の二を以て御仁政を執行給ひし程は思察奉られ候。されば今の世諸侯の中には先聖の罪人とも申すべきが多く(略)。

その二十二

上代に朝政とて味爽の程に 聖上親自出御有りて、群臣百僚待座して四方の訴人左右なく參集りて、高几の上に愁訴の筥を置れて(略)

その二十四

米穀衣服は生民の大本にて、天皇祖神の皇祖に御授遊され、生民を御恤養遊され候御事は神典に相見え候

通りに御座候。故に歴聖は穀粟を以て金銀珠玉よりも貴び賜ひし御事(略)

又近來は商賈の徒、穀粟貨幣の權を取り候を、蒲生秀實が大坂の豪商一度怒て天下の諸侯懼るの感有りと申す杯御座候は、和漢古今に聞も及ばざる所に御座候。何卒上代の大藏省內藏寮東西市司に御座候價長を置れ、天下の穀粟錢貨の中估を立て、大權をば官家に御取遊され候様御座なく候ては、大公正の皇道とは申難く候。

以下三十三條までの中、武備については「彼の長所を取らぬと申は固より守株の見にて、又我長所を盡く捐棄して彼にのみ執着仕り候も亦拘泥に過ぎ候」と批判し、蝦夷の守備と開拓を説くところなど一應體を爲して居る。しかし、依然として、復古への機械的解釋に流れて居ることは瞭かであり、さればこそ、明治四年三月に、早くも御不審の廉ありとして矢野等が岡山藩に預けられるやうなことにもなるのであらう。しかし、この種の制度、風俗、習慣が何らかの形で實現し影響して居るところにこの圖表の堅固さが窺はれる。

## 六 討幕派の設計圖

討幕派は、この矢野的なものの外に、今一つの薩長的な面を有して居る。薩長の武力が破壊の面をひたぶ



るに考慮して居るのに對し、武力を持たぬ京都市が、ひたすらに建設面に邁進して居るところは、好箇の對照であらう。つまりこの破壊と建設、武力と大義の綜合の上に、はじめて變革が成立したのであり、幕府の現状維持の一新と、改良派の紙上プランの一新を凌駕した所以はこゝにある。

破壊面の武力行爲は薩長聯合以後の數多い會合において、その方針が練られたものであるが、その中心とすべきものは、慶應三年六月十六日の品川山縣覺書にある「幕府の謗許奸謀、尋常の盡力にては逆も挽回の期有之まじく、就ては長薩連合同心戮力致し大義を天下に鳴したく」といふ文字であり、八月十四日に、長藩の密使御堀耕助、柏村數馬が上京した時に、西郷がこれに答へた腹藏のない意見といふものによると、その具體策は、

『藩邸に居合せの人數の兵員千人はある。三分の一を以て御所御守衛に繰りこむ。正義の堂上方残らず參内。三分の一を以て會津邸を急襲する。残る三分の一を以て堀川邊幕兵屯所を焼く。別に國許より兵員三千を差上す。これを以て浪華城を抜き、軍艦を破碎する。江戸表にも定府その外取合せ千人位は居る。外に水藩其他の浪士のもの所々に潜伏いたし居る。これを以て甲府に立籠り、旗本兵の京都に繰込む道を支へる。かくて期を定めて三都一時に事をあげる策略。元來勝敗は豫期すべきではない。弊國斃るればまた跡をつく藩もあらうかと、それを頼みに一つやつて見る所存である』

と、これが漸次薩長藝三藩の出兵軍略にまで成長し、討幕の密勅と進展するのであるが、岩倉の密奏に見る建設的方面のものとしては、

『斷然と征夷將軍職を廢止せられ、大政を朝廷に收復し、賞罰の權、典奪の權皆朝廷より出で、大に政體制度を御革新在らせられ、皇國の大基礎を確立し、皇威恢張の大根軸を確定せられ度、非常の御英斷を以て速に朝命降下』

といふのであり、その破壊と建設の綜合の上に成る圖式は十月六日の會合において、ほぼ決定したものであつた。

此の夜府下岩倉村の岩倉具視の別邸に集つたのが、中御門經之をはじめ薩の大久保一藏、長の品川彌二郎の三人であつた。

岩倉のとり出したものは、大變革の詔勅と太政官の職制案であつた。職制案の中には、知太政官事熾仁親王、征討大將軍入道純仁親王などの文字が、墨痕淋漓と記されてあつた。さらに具視は、玉松操の作つた錦旗の圖を示してその圖型をはかつたが、一同はこれを承認し、さているくと討幕の順序と天皇政治への方策等について語り、ひそやかに散會した。大久保は歸る早々、大和錦と紅白緞子を買ひ入れ、品川はこれを携へて長州にいたり、諸隊會議所において、日月章の錦旗各二旒と、菊花章の紅白各十旒を製作し、その半



ばを山口城に密藏し、半ばを京都の薩摩藩に密藏して期を待つた。日月章と菊花章については、大江匡房の皇旗考と玉松の作つた錦旗の圖を適宜取捨したものであつた。神官眞木の日月旗ともいさゝか似たるところがある。

その結果、製作されたものは、十二月九日の大號令であり、三職制であり、詔勅であり、後宮への諭示その他である。もつとも、若干大久保等も潤飾したであらうことは、十月七日の岩倉の書に、「將内密御覽に入れ候二通の儀は實以て大事なるものならんか。聊か忌憚なく存分に作文の事、偏に頼入候。若し急迫の場合に至り、卒爾の品出來候ては萬世の遺憾、右に付始め書試み候一紙又々見合にもと差出候。兎も角吳々よろしく」とあるによつて知られる。

これについて、品川彌二郎の談に、

『維新前なりき。年月は今確に記憶せざるも、一日先輩大久保一藏余に告げて曰く、今夕實相院里坊に於て岩倉公と密會の約あり。子は長州の志士を代表して同伴せば如何にと、余喜んで同行せしに、大久保は途上口を極めて岩倉公の有爲の人物なることを説き、嘖々として措かざりき。かくて實相院里坊に着し、一室に導かれしが、岩倉公は紫色の道服を着し、大久保と國事を論じ、娓娓底止する處を知らず。饒舌此の如し。これ大事を誤るなきかと。』

最後に公、大久保と余に告げて曰く、壁に耳あり長話は危険なり。己が計畫は盡して此一件袋にあり。君等熟讀して取るべきあらば宜しく翼賛せよと。是に於て同袋を受領し、公に辭し、當時志士の密會する某所に於て該袋を披き、頭より一々熟讀するに、識見高邁條理整々、殆んど雲霧を排して青天を觀るの觀あり。余は讀終りて思はず絶叫して曰く、這は眞物なりとされ。ど又以爲らく饒舌たる彼の公卿の肚裏果して斯る大經綸の出づべきや。又こゝにある詔勅案の如き大文字は、能文達識の人に非ざれば草する能はず。然るに岩倉公は曾て能文の名あるを聞かず。二者之を如何と。

大久保は之に答へて曰く、之は道理ある疑問なり。而して此の疑圖を氷解せんには茲に玉松操なる一人物あるを知らざるべからず。此人や緇衣より出で、奇傑、卓落識見高邁尋常一様を以て測定すべからず。岩倉公夙に此人に師事せりと聞く。此大經綸此大文字恐らくは此人の手に成りしものならんと。余曰く、されば清水寺の月照の如きか。大久保曰く、否一味慷慨なるに類せず、頭腦緻密にして算數に長じ、冷靜にして能く大局を斷すと。これより極力玉松翁の人となりを贊揚せしが、余が玉松といふ名を耳にせしは、此時が始めてなりき。

而して余は其高風と卓識とに欽仰景慕して措かず。間を得ば親しく嚶吟に接して議論を上下せばやと思ひしが、兵馬倥偬にして東奔西驅其間を得ず、尋で局面急轉直下して、徳川慶喜は大政を返上し朝議幕々



として歸着する所なかりしが、玉松翁は王政復古の議を唱へ、萬事神武創業の漢謨に則るべしと喝破し、衆議乃ち決し、其他の施設殆んど一件袋にて豫め計畫せし所と違はざりければ、心中ますく其偉材なるに嘆服したりき』

品川も大久保も、玉松作成の圖式に、大した反對を見せて居ないのは、討幕一路の段階において、巨細の案を考慮する違がなかつたからととれるのである。それはまた、後藤の議會案を無條件に承認した西郷の態度とも共通するものであらう。彼等としては、天皇を戴いた薩長土藝中心の諸侯會議、藩士會議を公論として考へ、これをもつて押し進まうとする以上、玉松案も、後藤案も、そのいづれもが自説と大して背馳するものとは思はなかつたのであらう。

## 第二章 太政官代

### 一 大政奉還直後の朝廷機構

大政奉還の破天荒事の行はれた夜、岩倉は、中山、正親町三條、中御門と會して慶喜の奏請を允許する手筈をさだめ、條目を草したが、そこには、

- 一 王政復古斷然御治定の事
  - 一 將軍職辭退御内諭の事
  - 一 毛利父子入朝有べき旨勅使を以て仰下るべき事
  - 一 賢明諸藩召さるべき事
- 薩、藝、土、越、宇和島

右當今人望有之、勤王之輩速に召され大政の公議開食され、萬世不拔の御國是建てさせらるべき事



攝政二條齊敬は、この重大事に直面して、たちろいだが、遂にこれにしたがつた。朝廷中心の雄藩聯盟の形が、おぼろげに推測される。しかし慶喜の奉還の書に對しては、十五日に

『祖宗以來御委任厚く御依頼在せられ候得共、古今宇内の形勢を考察し、建白の旨趣尤に思召され候間、聞食され候。尙天下と共に同心盡力を致し、皇國を維持宸襟を安じ奉るべき様御沙汰候事』と將軍の立場をみとめた上で次の事を命ぜられた。

『大事件外夷一條は衆議を盡し、其外諸大名伺出され等は、朝廷兩役に於て取扱ひ、自余の儀は召の諸侯上京の上御決定あるべく、夫迄の處徳川支配地方中取締等は先づ是迄の通りにて追て御沙汰に及ぶべく候事』

これによると、國家の大事件や國際問題は衆議によつて決定し、諸藩の稟奏及び命令は、議奏傳奏の兩役掌り、其他の改革は諸侯會合を待つてこれを議定し、支配地方中取締は舊によつて行はれる。だから、諸藩との關係だけが若干舊と變る外は、ほとんど舊機構と異るところがないとも見られるのである。この曖昧な新制に對して、幕府は早速御伺の形で逆襲して來た。曰く

一 昨十五日仰出され候御別紙の内衆議を盡すとの御文言  
召の衆諸侯上京の上公議を盡させられ、差掛り候儀は詰合諸侯藩士等に會議仰付られ候儀に御座候や

一 諸大名伺出され等兩役に於て取扱ひ候との御文言

諸侯より兩役へ伺差出候節は、衆議を盡させられ御決定の上御兩役を以て仰出され候儀に御座候や

一 支配地との御文言

山城國其他御領所の儀に御座候や、又は徳川領地を仰せられ候儀に御座候や

これはもつともの間であり、一種の模索でもあらう。これに對する二條攝政の批文は

第一條 書面之通

第二條 尤も重事に於ては衆議を盡し候上取扱候事、尋常小事は直に取扱候事

第三條 支配地の儀は禁裡御所領の儀に候

第三條の支配地の頭に、徳川の文字がつき、まづ是までの通りにて、追て御沙汰とあるのに驚いたのであらう。それを朝廷でも、さりげなく禁裡御所領の儀に候と改めたところ、懸引としてまづ上乘であらう。所領問題は、命とりの問題であり、慶應三年十月の段階では解決は困難なのである。大體において、幕府へむかつて居た諸侯の類を、朝廷へむけ變らせる程度の轉換が精一杯の仕事であつたらう。奉還する方は變革派の手を封ずる意味で投出したとしても、朝廷には受ける準備がなかつたのである。その對策もこめて、朝廷は十萬石以上の諸藩主を召し、かつ特に徳川慶勝、松平慶永、松平齊正、松平豊信、島津久光、伊達宗城に



特に上京を命ずるところがあつた。

この間隙に乗じて、大垣藩の井田五藏は幕閣に進言して、不意に薩邸に火を放つて、その騒擾に乗じて鳳輦を大阪に遷し奉り、薩長を制壓することを懲憑し、これに應ずる空気もありと聞いて、岩倉は中間慎太郎とともに薩邸に微行し、小松、西郷、大久保等が出兵のために歸國して居る間の留守居役吉井幸輔、伊知地正治を訪問して、その對策を講ずるところがあつた。吉井は薩兵八百が現在京都にあり、いづれも必死の士であるから、若し會津桑名にて井田の暴舉を用ひることありとするも、一以て十に當つて、禁闕を守る覺悟ありと語り、なほその際の行動についても打合せ、探偵を四方に放つて警戒せしめたが、暴舉はつひに實現を見るにいたらなかつた。

やがて、改良派の活躍は効を奏して、十月廿一日には、討幕の密勅は、慶喜の大政を奉還せる今日穩かではあるまいとして、これを中止することとなり、中山忠能は吉井幸輔を招いて御沙汰書を傳達した。曰く、去十四日申達候條々其後彼家祖已來行ひ來り候國政を返上し、深き悔悟を以て恐懼の趣申立候に付、十四日の條々暫く見合せ、實行可否か勘考すべく、諒闇中且つ生民の患に關係するに依り深遠の思召を以て再ひ仰出され候事。

推進力の歸國から生れた一時的の弛緩とも見られる。これに對して、慶喜は、奉還によつて徳川家とその

地位を保持しうる見込も立ち、二十四日には、征夷大將軍の重職を辭した。

臣慶喜昨秋相續仕り候節、將軍職の儀固く御辭退申上げ、其後厚き御沙汰を蒙り候に付御請仕り奉職罷在り候處、今般奏聞仕り候次第も有之候間、將軍職御辭退申上度く此段奏聞仕り候 以上

十月二十四日

慶喜

かくて十月廿九日、勅使日野資宗を後月輪東山陵に遣はして、政權朝廷に歸することを奉告せしめたまふた。この調子で進めば、公武合體的な新機構が出来上る可能性が充分にうかゞはれたのであるが、變革派の率兵上京と、それ以上にこれに對峙する幕府第一主義の人々が、慶喜の大政奉還そのものをすら否定しはじめ、漸次混沌として歸趨するところを知らぬ形勢に轉換して行つた。

## 二 諸侯召命不應

新政の一翼として選ばれた二百六十餘の諸侯は、從來の支配者としてこの盛舉にいかにか參畫せんとしたであらうか。まづ十月十五日の召命に對して、十月二十日いち早く疾と稱して老臣を以て代らしめんとしたが、明石藩主松平慶憲であつた。以下二十七日赤穂藩主森忠典、二十八日郡上藩主青山幸宜、十一月朔日大



溝藩分部光貞も同様理由で代理上京を請うた。以下召命辭退、召命延期、代理入京の三種を日別にして見よう。これはまた、いかに舊機構から新らしき朝廷政治が敬遠されて居たかを物語るものであらう。

十月三日

津山藩松平慶倫、疾と長防戎備のため延期。和歌山藩徳川茂承、阿波藩松平齊裕、小倉藩小笠原忠忱、綾部藩九鬼隆備、疾のため延期。安藝藩小笠原貞孚は老臣代理。大垣藩戸田氏共、老臣をして率兵上京。

五日

神戸藩本多忠實、山田奉行在職中故老臣代理。加賀藩松平慶寧、福山藩阿部正方、疾上京延期。

八日

濱田藩松平武聰、疾召命辭退。

十日

須坂藩堀直虎、疾召命辭退。

十三日

黒石藩津輕承叙、疾召命不應、朝旨を候す。

十五日

莊内藩酒井忠篤、姫路藩酒井忠悖、忍藩松平忠誠、三河吉田藩大河内信古、濱松藩井上正直、岡崎藩本多忠民、連署して幕府に對し官位を朝廷に還し徳川氏臣屬の義を明にす。岡部藩安部信發、伊勢崎藩酒井忠強、庭瀬藩板倉勝弘、伯太藩渡邊章綱、一宮藩加納久宜、勝山藩酒井忠美、足利藩戸田忠行、三根山藩牧野忠恭、長瀬藩米津政敏、西端藩本多忠鵬、牛久藩山口弘道、相良藩田沼意尊、大垣新田戸田氏良、椎谷藩堀之美、柳生藩柳生俊益、館山藩稻葉正善、吹上藩有馬氏弘、生實藩森川俊六、淺尾藩蒔田廣孝、小嶋藩瀧脇信敏、小見川藩内田正學、榊良藩永井直哉、高岡藩井上正順、下妻藩井上正巳は、連署して幕府に對し、朝廷の召命を辭し、君臣の義を全うせんとした。

十六日

小田原藩大久保忠禮、佐倉藩堀田正倫、小瀬藩酒井忠氏、松代藩眞田奉民、新莊藩戸澤正實、中村藩相馬季胤、西尾藩松平乗秩、龜山藩石川成之、岸和田藩岡部長寛、上田藩松平忠禮、村上藩内藤信民、丸岡藩有馬道純、沼津藩水野忠敬、横須賀藩西尾忠篤、沼田藩土岐頼知、杵築藩松平親良、高崎藩諏訪忠誠、壬生藩鳥井忠實、廣瀬藩松平直巳、鳥羽藩稻垣長行、上山藩松平信庸、高取藩稻村家保、出羽松山藩酒井忠良、小幡藩松平忠恕、飯野藩保科正益、舉母藩内藤文成、泉藩本多忠純、飯山藩本多助成、結城藩水野勝知、佐野藩堀田正頌、湯長谷藩内藤正養、宮川藩堀田正養、田原藩三宅康保、黒川藩柳澤光昭、三草藩丹羽氏中、三日



市藩柳澤德忠、母里藩松平直哉、清崎藩松平直静は、連署して、朝廷の召命を辭することを幕府に申言した。

十七日

小松藩一柳頼紹、疾を以て延期。土浦藩土屋寅直、古河藩上井利興、宇都宮藩戸田忠友、宮津藩本莊宗武、笹山藩青山忠敏、館林藩秋元禮朝、掛川藩太田資美、關宿藩久世廣文、鯖江藩間部詮道、高槻藩永井直諒、高遠藩内藤頼直、安中藩板倉勝殿、久留里藩黒田直養、福嶋藩板倉勝巳、平藩安藤信勇、岩槻藩大岡忠實、刈屋藩土井利教、長嶋藩増山正修、佐賀藩阿部正恆、鶴牧藩水野忠順、小諸藩牧野康濟、岩村田藩内藤正誠、三上藩遠藤胤城、敦賀藩酒井忠經は、連署召命辭退。

十八日

七日市藩前田利詮、高富藩本莊道美は、疾による延期。

十九日

高知新田山内豊福は、疾を以て延期。八戸藩南部信順は延期。

二十日

戸田氏共再び疾を以て入京不能。松江藩松平定安は上京延期。

二十一日

西條藩松平頼英、高須藩松平義勇は疾を以て老臣代理。

二十二日

因幡藩池田慶徳、秋田藩佐竹義堯は疾を以て老臣代理。

二十三日

筑前藩松平齊薄、今治藩久松定法は疾を以て召命に應ずる遅緩を謝す。

二十五日

富山藩前田利同、因幡藩支封池田徳定、柳本藩織田信成は疾による上京延期。

二十六日

高田藩榊原政敬、朝廷の召命辭退、肯かれずんば官位奉還を幕府に申言す。

二十七日

苗木藩遠山友祿は疾による延期。

二十八日

備前藩池田茂政、盛岡藩南部利剛、米澤藩上杉齊憲、宇和嶋藩伊達宗城、山形藩水野忠弘、大野藩土井利恆、三田藩九鬼隆義、田邊藩牧野誠成、足守藩木下利恭、日出藩木下俊暉、小泉藩片桐貞篤、七戸藩南部信



民、岡田藩伊東長謙、疾による上京延期。

二十九日

大州藩加藤泰秋、丸龜藩京極朗徹、人吉藩相良頼基、新見藩關長克、芝村藩織田長易、小野藩一柳末徳は疾による延期。白杵藩稻葉久通、松前藩松前徳廣、山崎藩本多忠鄰は疾による老臣代理。

晦日

仙臺藩伊達慶邦、備前新田池田政詮、谷田部藩細川興貫、豊岡藩京極高厚、菰野藩土方雄永、多度津藩京極高典は疾による延期。二本松藩丹羽長國、村松藩堀直賀、本莊藩少郷政鑑、天童藩織田信學、太田原藩太田原勝清は疾を以て老臣代理。麻田藩青木重義は疾による召命辭退。

十二月初日

前橋藩松平直克、鳥原藩松平光和、津和野藩龜井鼓監、西大平藩大岡忠敬、林田藩建部政世は疾による延期。柳川藩立花鑑寛、安藝支封淺野長厚、麻生藩新莊直敬は老臣代理。新發田藩溝口直正は老臣代理遅緩を謝し、平戸藩松浦詮、久留米藩有馬慶頼、大村藩大村純熙、佐土原藩島津忠貫、鹿嶋藩鍋嶋直彬、道路遠隔にして會同の期に後るゝを以て寛假を乞ふた。

二日

龜田藩岩城隆邦は、疾を以て老臣代理。佐伯藩利高謙は上京延期。肥前藩松平茂實は上京延期。

以上これを細叙したのは、各藩の立場を明らかにするためであり、大體において、この答の遅速と答へ振りの硬軟が、維新當時の藩の大勢を示して居るのである。もちろん菊の間詰一統としての群集心理も手傳つては居るが、藩の性格を具現して居ることも否みえないであらう。

それにしても、この朝廷無視の態度は痛歎に堪えないが、この人々が幸ひにして召命に應じて上京した時のことに想到すれば、この召命不應は實に慶すべき事態であつたといへる。この舊き一連の人々が、宮中に於て諸侯會議を開いたとしたら、大勢は現状維持に落ちつくことは想像に難くない。一人一票の議會政治とは異るとしても、衆口は金をも溶かすものである。それこそ薩長以下の四五藩に對して、二百五十藩の反對の聲が、議場を壓したであらう。否大政率還以前へまで逆戻りさせられたかも知れないのである。もしこの際幕閣に識者あつて、この事實を洞察し、盛んに朝命に應じて上京することをすゝめ、貧窮の藩には上京費を支給してまで出席せしめ、朝命に應じつゝ朝命を裏切る結果を招來せしめる策略の士があつたとしたならば、形勢の變化は、計り知りがたいものがあつたらう。幸ひにして時代に置き去られんとしつゝある舊勢力が萬事こと勿れを第一として積極的に動かなかつたところに、時勢の動きが察知される。とまれ、諸侯の大部分はこの諸侯會議に列する名譽ある權利をみづから放棄したあとに、新時代が登場するのである。



### 三 政體建定の御下問

この諸藩による大政奉還への否定的態度は、まだ確立しない朝廷を困惑におとしいれた。ことに、支柱の薩長以下の武力は未だ到着しないのである。そこに舊勢力代表たる徳川前將軍に、逆に新體制について問はざるをえない奇妙な現象が生じた。

十一月十五日、二條齊敬は、大政歸一綱紀確立の策問を慶喜に下して、

『方今宇内の形勢を考察し、建白の旨趣殊に外國の交際日に盛んなるより、愈朝權一途に出ざるに於ては、綱紀立難く、舊習を改め政權を朝廷に歸し奉るの趣、時勢黙止し難きの旨を以て言上有之、則ち聞食され候。然る上は王制より一途の綱紀相立つべき時勢に候。然るに王制復古の儀に至り候ては、諸事班々曖昧の儀にては綱紀も相立難く、假令當今諸藩封建の義など、迎も復古郡縣の儀にも相成難きやに思召され候。さ候へば朝廷の綱紀何邊一途に置奉り候見込に有之候や、過日言上の大意は聞食され候へども、右封郡の事に限らず諸事見込の處尋ね下され候間、政權一途の見込言上有べく候』

これは、慶喜を進んで新機構建設に協力せしめる手段ではあるが、事實朝廷としても如何ともし難いため

の窮餘の策でもあつたのである。なほほゞ同文の下問書が、徳川慶勝、松平慶永の尾越二藩主にも下つて居るところに、其間の事情が推知される。

十七日に、二條齊敬は、慶喜以下列藩に政體建定の事を下問した。曰く

政權の儀、武家へ御委任以來數百年、朝廷に於て廢絶の舊典即今行届かせられ難き儀は、十目の視る所に候。去ながら聞食され候上は、神祇官を始め太政官夫々舊儀御再興の思召に候間、何れは八省其外寮司の内へ諸藩を召加へさせられ、年々交代勤仕有べく、細目の儀は追々仰出さるべき朝廷御基本に在せられ候間、右に基き見込言上有之べき思召の事。

一 何れ復古郡縣の通にては相成難きに付、封建の儘名分明かに相立候様遊され度候。

一 御政務筋復古の通にては迎も相運び難く思召され候へ共、總て新法のみ御政務に相成候ては甚だ宜しからず候間、成べき儀は舊儀に基き候様聞食され候事。

われはこれの二つの下問書を通じて、朝廷案は、太政官制の中へ封建諸侯を編入することによつて當面を打開したいと考へつゝも、現在の封建制も無視しがたく、さりとて「新法のみ御政務」と稱する土佐藩系統の新政治にも一應の考慮をわづらはす必要があり、この漠然たる案を本として慶喜以下へ下問されたのであることを知るのである。いかにも十一月十七日らしい文書ではないか。これに對して慶喜は



『綱紀御一定の儀は實に重大の事件に付、聊愚見の趣も御座候へ共、猶熟慮仕り衆諸侯上京の上建言仕るべく候間、公儀を盡させられ萬機の御基本立させられ候様仕度』

と答へて、萬事諸侯會議の席でと、やんはり逃げて居る。

もつとも、この二條齊敬の下問書は、十一月十二日に、國事掛近衛忠房、一條實良、近衛忠熙、鷹司輔照大炊御門家信、九條道孝の公卿上層部の人々によつて、太政官八省再興の議案を上つて、朝議の一定を要求したことに起因し、さてこそ右のごとき下問ともなつたのであるが、太政官再興のための經濟力も武力も整はぬ今日、これは既成勢力の讓歩にまつ以外方法がなく、さてこそ右の下問書が發せられたのである。しかし、郡縣への轉換の見透しが到底つかかなかつたことも事實であつたらう。そして、慶喜へ下問書の下つた十五日に、坂本龍馬、中岡慎太郎が、京都河原町の旅館において、市中見廻組佐々木唯三郎一派の兇刃に斃れ、その翌日大久保一藏は土佐から上京し、出兵萬端の都合のついたことを報じたのであつた。當時大久保から岩倉へ宛てた一節に

『正三卿短筒の儀、委細<sup>かしこま</sup>畏<sup>おそ</sup>り候。當時第一の御方様必用の品に御座候。片時も無くては叶はざる事と存奉り候に付、私持合せの品差上べく、此方より持たせ上げ候て然るべきや。御都合も有之べきに付、一應伺奉り候』

短銃を懐にして動かさるを得ぬ空氣に、京都は再びつゞまればはじめたのである。正親町三條實愛の重要な立場を知るに足るであらう。

岩倉と大久保の間に交された話は、要するに、此際は討幕を一應差控へて慶喜の反正に依頼し、會津桑名の策動は見て見ぬ振りをして、慶喜を動かすことに専念すること。そのためには朝廷が確乎不動の決意を固めていさゝかもたちるがぬ態度で將軍に對すること。この朝幕の周旋は尾張越前兩家に委ね、もし朝廷の公正なる手段に對して反する態度あるときは、十月十四日の詔勅を生かして斷然討平するといふにあつた。

#### 四 諸侯會議の發展

十一月廿五日、改良派の參謀後藤象二郎、福岡藤次、神山左多衛等は、越前藩邸に松平慶永を訪ひ、將軍の大政奉還の義學を生かすために、先づ在京の諸侯を集め、王政の基礎を確立するを以て目下の急務とする。幸ひ公卿中の正親町三條卿は屈指の人物であるから、これを説いて在京の諸侯會議を開き、王政確立せば議事院等の諸制度をも議すべきである。すべては公議によつて決するのが第一であると述べた。慶永も大いに賛同し、家臣の中根雪江、酒井十之丞、青山小三郎等をして尾張、肥後の二藩に説き、後藤等は、薩摩、



安藝二藩と協議し、安藝藩をしてまづ因幡、備前の二藩を説き賛助を求めんとした。慶喜を諸侯の上におく會議形態を前提としたものである。

中山、正親町三卿は、この舉を聞き、二條齊敬に速かに諸侯會議召集の朝命を下されんことを請ふたが、二條は近日中に攝政辭退の上表を提出する考へであるから、その話はその後にして欲しいとの事でそのまゝになりさうなので、二十八日大久保は中山に迫り、二十九日には正親町三條を動かす、この危局にあつて尋常手段に出づることの不可を説いた。そして、大兵を京師に出したのは、朝廷の正大の公論を生かすためであり、反命の臣あらばこれを誅伐するに躊躇しない。この千載の機を逸して日を過せば、有志の諸藩は失望して歸國するであらうと論じ、正親町三條も感得するところあつて、即夜岩倉とともに中山邸に會談することを約した。

その夜の岩倉の説は、朝政活機を失ふこと今日より甚しきはない。須らく十月十三日以前の秘策を實行する以外方法がない。此際とるべき道は、王政復古の大號令を換發するにあり、その方法としては、文久三年八月十八日の故智にならつて、攝政以下の參朝を止め一舉に新政府を樹立するにあると切言した。中山はこれに反對して、尾越二侯をして諸侯會議開催を攝政に促させ、議傳兩奏もすゝめてなほ聞かれずんば退職を以て威嚇すれば、攝政も會議開催に賛するであらう。その後には於て一刀兩斷の方法をとるも遅くはあまい

と。岩倉も正親町三條も一應これに讓歩した。これを聞いた大久保は十二月朔日中山邸にいたつて岩倉説に従ふべきことを反復勸奨し、強引にこれを納得させ終つて、いよ／＼大號令發布の手に、どりかゝつたのである。二十八日、岩倉から大久保にあて、**「實に餘日も無之候こと、か様重大の義今日に決定なく、主謀二三人の公卿ウロ／＼にては相濟ざる義、十分御談じ給はるべく候也」**と大久保の努力に期待して居る。大號令換發打合せの大久保の手紙は、

- 一 帥宮 仁和寺宮 山階公密告引受申上べく候事
- 一 四藩 召の御書附前夜御渡云々の儀然るべく 藝は當朝の方
- 一 會桑御達 御沙汰の品も在らせられ候間早々歸國可奉待命云々にて然るべきか。但蛤御門等固場所免ぜられ人數早々引取べし
- 一 二條家 賀陽宮以下兩役國事掛御達の儀攝關國事掛廢せられ候に付ては、役儀を免ぜられ候との御文言には及ぶまじくや

一 召諸藩參朝の日 兵士戎服の儘九門内は勿論御内參入免ぜられ候事  
 右評議の形行恐を憚らず申上奉り候。中山卿の方先づ宜しき方に御座候へ共色々六かしく、中御門卿御一同の事も御見合との事に御座候間左様御通じ下され候様願奉り候。逆も私誘引三條も御許客在せられ候處



覺束なく存奉り候に付、只今より正三卿へ參殿、尙亦申上奉り申上置と存奉り候。委曲は歸がけ參殿申奉べく候に付、其内右の趣御披露願奉り候。以上

十二月五日

大久保一藏

北岡様

一は、三方の宮様に、大號令換發の日、台臨を乞ふ取計ひを大久保が擔任したこと、二は、尾越薩土の四藩を中心とし、藝を特別扱ひをせよとしたところに權略がある。

同じ日、郷里の同志養田傳兵衛にあて、大久保はながい情勢報告の手紙を出して居るが、その新政府の新機構については、

「右手順は、攝關議傳兩奏國事掛を廢せられ、太政官を設け三職を置かれ（總督、議定、參與）人材御登庸（賢候、有志、公卿、官武無差別）所謂衆議粹出、議事院の法に倣て、參與の職には、堂上地下の差別なく陪臣、草莽といへども人傑を以て御拔擢相成候由、即日其根本御治定、然して命を傳へらるゝの御運に御座候。慶喜公の處は、五藩（土藝尾越御國）召の上、尾越に命ぜられ十分反正の道を御内諭有之（官一等を降し領地返上侯列に下し、罪を闕下に奉待等、將軍職辭表は既に過日差出相成）無異議」

この邊で、新機構への有力な設計者玉松操とその周圍を一應説くべきであらう。彼等の維新への力は、そ

の制度思想の上にかかなり大きな影響を興へたことが從來閑却されがちであるやうに思はれるからである。

## 五 復古派の人々

維新の變革期における玉松操の存在は、その制度、詔勅等の上に閑却しえない影響があることはすでに述べた通りである。

玉松は、はじめの名は重誠、侍従山木公弘の第二子として生れた。山城國宇治郡の醍醐寺に入つて僧となり、猶海と名のつて、大僧都法印に任ぜられたが、僧律の改革をくわだて、一山の僧徒にくまれ、去つて髪をたくはへ、山本毅軒と稱し、後に玉松操と改めた。人となり剛毅にして皇儒佛の典籍に通じ皇學にもつとも長じて居た。嘉永安政のころ、泉州の眞宗僧貝塚ト半の家に留まり、勤王攘夷の大義を説き、ト半の歸俗をすゝめたが、幕府の嫌疑を恐れたト半はこれを厭ひはじめたので、玉松は京都に去つた。文久元治のころ江州坂本に隠れ、一時は豪商の子の算數の師として生活したといはれる。後に眞野にうつつて、朝夕讀書三昧にふけつた。異性を近づけず葷酒を食はず、暑を避け寒を樂しんで冬も火爐を用ひず、綿衣を重ねなかつたといふ脱俗ぶりであつた。



岩倉に近づいたのは、慶應三年二月であり、後の三宮義胤、當時の三上兵部が、岩倉に頼まれて心志端正にして文筆の才に長ずるものを求め、かねて師事する玉松を推薦したのが最初であつた。玉松はたやすく肯んぜず、樹下茂國もともく、勸めて、つひに承諾させて三上が岩倉邸に伴つた。岩倉は一見して凡常の器に非ることを知つて、賓客の禮を以て、おのれの兒女に教へられんことを請ひ、以來具視の門に出入することとなつたのである。

九月に入つて、岩倉が中山忠能、三條實美、中御門經之等と王政復古を議したとき、その復古の標準をいつの世におくべきかを論じ、中山等は建武中興の制度を參酌して官職を建定すべしと述べたのに對し、岩倉はこれにあきたらず玉松に諮つた時、玉松は王政復古はつとめて度量をひろくして、規模を大にすべきである。もし官職制度を建定せんと欲せば、神武帝の肇基にもとづいて寶字の統一をはかり、萬機の維新にしたがふことを規準とすべきであると、讓乎として答へたので、岩倉は大いに喜んで、官職制度については主として玉松の言に従つてこれを設定することとしたのであつた。當時の玉松はすでに五十八歳の老齡であつた。そのためもあり、彼の復古觀は、規模の大を望みつゝもこれを機械的に見すぎたため、後に記すとき悲劇を見るにいたつた。

文學博士井上毅は、岩倉の逸事を記してこの玉松の思想が、大國隆正の說によるものとし、

「維新の廟謨—神武の古に復するといふ大義—を定め玉ひしはこの公の輔の力にぞある。碩學野々口隆正氏の說に、建武中興の振はざりしは當時の精神に其人なきによれり。源親房卿は學識ありて時の帝の御覺もめでたかりしかど、その人の所見は延喜天曆の跡に復るに在りて、神武の古に復ることを知らず。さてこそ公家武家の間に隙を生ぜしなれといへり」

玉松は、一時大國の門下として教を受けたが、説合はずしてそこを去つたものである。とにかく神武の古に復る説は眞木の五事策にその片鱗を示すごとく、當時の有爲な國學者に共通のものであつたらう。大國は津和野藩士として國學の泰斗であつた。後の神祇大輔福羽美靜はその高弟である。

玉松と事をともにしたものに、さきの矢野玄道がある。伊豫の人平田篤胤の門に國學を修め、昌平校において古賀侗庵に儒學を學んだ。國事に關つて建白し、新選組に捕へられたことはすでに述べた通りである。平田大角は篤胤の子、國學の正統として維新直後の皇學的な計畫に參畫するところが多く、平田派の中心として仰望され、後大學大博士として侍講となり、大教正となつた。

玉松、大國、平田、矢野を通じて、この人々の特異性は、地方地主的なものを背景とし、皇學第一の思想と復古的機構を夢みるところにある。年齡も、矢野の四十六歳が最も若く、平田のときは明治元年にすでに七十九歳の老齡であつた。これを伊藤の二十八歳をはじめ、三十前後の洋行派の人々と比較した時、時代



的に見ても、すでに自ら異なるものがあつたといへるであらう。

### 六 王政復古の諭告

徳川内府従前御委任の大政返上、將軍職辭退の兩條、今般斷然聞食され候。抑癸丑以來未曾有の國難、先帝頻年宸襟を惱せられ候御次第、衆庶の知る所に候。之に依て叡慮を決せられ王政復古國威挽回の御基立させられ候間、自今攝關幕府等廢絶、即今先づ假りに總裁、議定、參與の三職を置れ、萬機行せらるべく諸事神武創業の始に原つき、縉紳、武弁、堂上、地下の別なく至當の公議を竭し、天下と休戚を同く遊るへき叡念に付、各勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ盡忠報國の誠を以て奉公致へく候事。

一 内覽、勅問御入數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代總て廢絶され候事

一 三職人體

- 總裁 有栖川師宮
- 議定 仁和寺宮
- 中山前大納言 正親町三條前大納言

- 中御門中納言 尾張大納言
- 越前宰相 安藝少將
- 土佐前少將 薩摩少將
- 大原宰相 萬里小路右大辨宰相
- 長谷三位 岩倉前中將

- 橋本少將
- 尾藩三人 越藩三人
- 藝藩三人 土藩三人
- 薩藩三人

- 一 太政官始め追々興させらるべく候間其旨心得居べく候事
- 一 朝廷禮式追々御改正在せらるべく候得共先づ攝籙門流の義止られ候事
- 一 舊弊御一洗に付言路の道洞開され候間見込有之向は貴賤に拘らず忌憚無く獻言致べく、且人材登庸第一の御急務に候故心當りの仁有之候は、早々言上有べく候事
- 一 近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢、富者は益富を累ね貧者は益窘急に至り候趣、畢竟政令不



正より致す所民は王者の大寶百事御一新の折柄宸衷を惱され候。智謀遠識救弊の策有之候者誰彼と無く申出べく候事

一 和宮御方先年關東へ降嫁有せられ候得共、其後將軍薨去且つ先帝攘夷成功の叡願より許され候處、始終奸吏の詐謀に出御詮無きの上は、旁一日も早く御還京促せられ度近日御迎の公卿差立られ候間其旨心得居べく候事

右の通御確定一紙を以て仰出され候事

この諭告文においては、縉紳、武弁、堂上、地下は公議の対象とはなつてゐるが、庶民は参加して居ないやうである。もちろん言路洞開、人材登庸は謳はれて居るが、それは結局登庸して前の四つのいづれかに屬せしむるのであつて、庶民そのものとしての公議参加は考へられて居ないやうである。それは貧富の問題と同様、公議の対象にはなりうるが、公議人そのものではないかに見えるのである。

それはとにかく、問題はこの新機構にあるのであるが、總論においても、各論においても斷つてあること、これはあくまで「假りに」のものであつて「決定」したものではないといふことである。本體は依然として太政官なのであつて、そこに太政官代の名が発生するのであらう。いふまでもなく、太政官とは、大化の改新による大寶令以後のものであり、唐制に模した八省百官の謂なのである。

大寶令によれば、中務、式部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省あつて、これを總ぶるものに太政官があるとされ、其外に神祇官が特立して居たのである。さらに太政大臣、左大臣、右大臣、大納言、左大辨、右大辨があり、中務省には左右大舍人、左右舍人、陰陽寮、陰陽師、内藥師侍醫、外に一職、三寮、二司がある。式部省には、式部大輔、大學寮、大學頭、博士、外に一寮がある。治部省は雅樂寮と外に一寮二司。民部省には民部卿外二寮。兵部省には、兵部卿、兵部大輔と五司。刑部省には、刑部卿、大中小判事、二司。大藏省には、大藏卿と五司。宮内省には宮内卿、大膳職、大炊寮、典藥寮醫師、奉膳、外に二寮十二司其他。

これに對して「假りに」三職を以てこれに代らせたのは、草創混沌の中における單純な政府を必要とし、また後に來るものへの席を作るために、この臨時簡便の制を立てたものであらう。その證據には、最も議に深く参畫して居る大久保が、この發表三日前の信書において、この總裁を總督と記しておるところに、この體制の未熟性と新鮮味があるのである。つまり政府を三等級程度に分つて、上中下とし、これに適當に政治を議定するものと、これに參與するものと、全部を總べる總裁をおいたのであつて、結局は、この制度の中心は議定にあり、この制度が雄藩と朝廷の結合になるものであることを明らかにしうるのである。

各藩の單に三人として記された人々は、尾張藩は荒川甚作、丹羽淳太郎、田中邦之輔、越前藩は中根雪江



酒井十之丞、毛受鹿之助、薩摩藩は西郷吉之助、大久保一藏、岩下左次右衛門、土佐藩は後藤象二郎、福岡藤次、神山佐多衛、藝州藩は辻將曹、久保田平司、櫻井與四郎。

### 七 小御所會議の會議形態

新政府第一回の議事形態と、これを指導するものが何人であるかを、小御所會議によつて明かにしよう。十二月九日夜、聖上は三職を小御所に召し、御前會議を開かせられた。聖上出御。第二の間の西に向つて着座されたのは、總裁有栖川宮、議定仁和寺宮、同山階宮、同中山前大納言、同正親町三條前大納言、同中御門中納言、參與大原重徳、同萬里小路右大辨宰相博房、同長谷三位信篤、同岩倉前中將、同橋本少將實梁の順位に、第二の間の東に向つては、尾張大納言慶勝、越前宰相慶永、安藝少將茂勳、土佐少將豊信、薩摩少將茂久の順位に座が定まつた。第三の間には、尾州藩田宮如雲、丹波淳太郎、田中邦之輔、越前藩中根雪江、酒井十之丞。薩摩藩大久保一藏、岩下佐次右衛門。土州藩後藤象二郎、神山左多衛。藝州藩辻將曹、久保田平司が着座した。この室の縣隔が身分の縣隔を示すのである。

議案提出者たる中山忠能は、宣旨を傳へて曰く、徳川慶喜大政を奉還し、將軍職を辭す。今やその請を允

し王政復古の事を擧ぐるに當り、將に其基礎を鞏固にして、萬古不拔の國是を確定せんと欲する。諸臣は宜しく聖意を奉體し公論正議を盡すべきであると。不平滿々たる土佐容堂は、直ちに席を進めて大聲に、大政維新の初に在つては、宜しく公平無私を以て百事を處置すべきである。然らずんば天下の民心を服することは困難である。而して今日の擧たる頗る陰險であり且つ諸藩が兇器を擁して宮闕を守るなどは不祥極まる。そもく元和以來二百有餘年、太平の治を擧げえたのは徳川氏ではないか。朝廷は當に永久その勤勞を忘るべきではない。然るにこれを一朝にして疎外するは少見なりといはざるを得ない。且つ徳川慶喜祖先繼承の勲業をすて、その大權を奉還し、政令を一途に出でしめ國家百年の治安を圖る、その誠忠はまことに嘉すべきである。且つ慶喜の天資英明なることは天下の知るところである。今日の變革に當つてこれを宮中に召して意見を聞かないことは公議にも背く。二三の公卿何の定見あつてこの暴舉を敢てし、天下の亂階を開かんとするかと絶叫した。慶喜に大政奉還をすゝめた容堂としては當然の言であつたらう。

越前慶永もその後をついで、王政復古にあたり刑罰を先にし徳義を後にするは不可である。徳川三百年の功業は、以て今日の罪を償ふに足るであらう。よろしく豊信の言を容れて速に慶喜を召さるべきであると、言ひおはらぬ中に岩倉は聲を勵まして、徳川家康天下を嗣有して太平の治を布き、蒼生に徳ありとはいへ、其子孫は常にその功に矜りいたづらに威權を弄し、上は皇室を凌罔し下は公卿諸侯を脅制し、大義名分の地



に墜つることは久しい。且つ嘉永以來勅旨に違背し、綱紀を紊亂し、内は愛國の親王公卿侯伯を幽囚し、又勤王の志士を戕害し、外は擅に歐米諸國と盟約を立て貿易を許し、以て怨を百姓に結び社稷に禍をのこし、その罪は大である。若し慶喜にしてその罪を責むるの心あらば、當に官位を退き土地人民を返納すべきである。然るに唯その政權の虚名を奉還し、その土地人民の實力は依然として残して居る。その心術の邪正はこれによつて知られる。何ぞ俄に延いて朝廷の大議に參與せしめえようか。よろしく彼を諭して官位を退き民士を納めしむべきである。その自責の實に徴して後任用するも遅くはないと。

大久保一藏は此議に賛して、土越二侯の説は未だ慶喜の心術を剖折するに足らない。慶喜果して退官納地の聖諭を奉じ、さらに不平なしとせばその心術は至誠といへる。奉ぜざる場合は不誠と見られるから、その罪をならして之を討つべきである。今は廟議に參與せしむべき時機では決してありえないと。薩摩少將、安藝少將はこれに賛意を表した。後藤はこれを駁して、今日の舉は皆陰險である。王政復古は公正を尊ぶべきであるにかゝはらず、陰險を行ふことは最も不可である。慶喜の廟議參與が先づ第一の問題であると。尾張大納言、丹羽、田宮、田中、中根、酒井、神山などはすべてこれに賛したので、大勢は慶喜の召出に傾かうとした。

時に少憩となり、岩倉はこの形勢を挽回するためには、覺悟を要すとなし、短刀を懐にして非藏人をして

淺野紀伊を招かせ意中を問ふた。淺野はその説を至當としたが、なほ家臣辻將曹をして象二郎に説かせ、豊信を承伏せしめよう。若し承伏しなかつたら拙者直ちにこれと抗争しよう、暫く決意實行を猶豫させた。辻が諸大夫の間にいたると、後藤は大久保と論戦をつゞけて居たので、これと呼んで大事を語つたため、事は急速に轉回し議は岩倉説を採用することとなつた。さきに奏問した將軍職辭退のことは、慶永をして御聞届の儀を達せしめ、退官納地の二侯は慶勝、慶永二侯をして慶喜に諷せしめると決定した。熾仁親王は進んで御前に候し宸斷を仰ぎ、聖上これを可したまふて、新政府最初の御前會議は、三更にして漸く終りをつげた。

この議事形態は、いかなる種類に屬するものであるかを決定することは困難であるが、結局、假りの三職制度にふさはしい非常時のものであり、力と道理の一致したものの勝利といふ點においては、一つの型といへよう。しかし、この議事の大勢に見て、變革派と改良派の對峙が、今後も依然としてつゞくであらうし、そのたびに決意を示すことも容易でないとしたら、新政府の前途も迂餘曲折の道を辿らざるをえないであらう。それにしても、この會議においては議定陣と參與陣とほとんど同一の力を持ち、岩倉、山内、大久保、後藤の四人が斷然光つて居たと見るべきであらう。



## 八 政治事始としての辭官納土問題

新政府は徳川氏の参加不参加問題と、その發展線上に現れた辭官納土問題をまづとりあげて、實行に移つた。萬民への政治は、維新の大號令發布がその第一であることは勿論であらう。

だから、その翌日、二條城に使ひした徳川慶勝と松平慶永の資格は、新政府の議定としてゝあつて、徳川の三家として、連枝としての資格ではなく、もちろん尾張藩主、越前藩主としてゝはないはずであるが、この資格からも脱却して居ず、むしろ資格の上に生じた議定でもあつたところに、立場の苦しさがあり、ために、勅旨を奉じた二人を、城中の士は薩賊に黨する老耄漢と罵つたのである。慶喜は衣冠を整へて正寢において兩人と會ひ、宣旨を奉じた。それは將軍職辭退に對する聽許の宣旨であつた。さらに、辭官納土の内諭を申しつたへると、これは今暫く待つてほしい。異心があつてゝはないが、部下の騒擾によつて禍亂を生ずることを怖れるのであると。二人は、夜に入つて參朝復命して陳情書を呈し、「鎮定次第願上奉り度候間、此段相含み」おくことを願ひ、朝議はこれを許すことゝなつた。それ以上押すことは兩人の立場に對しても出来なかつたであらう。

この辭官納土問題は、甚しく會桑以下を刺戟したので、十一日には、宮、堂上、地下、官人に對して今般徳川内大臣政權返上の事件に付、二條城内屯集の變動容易ならず候に付、尾越の兩藩説解に及び、昨日の處は先づ承服致し候へ共、兎角人心落合兼ね變事計難く候間、右兩藩今日より精々盡力致し鎮撫候。治不治の儀は決し難く候へ共、必ず動搖之なき様致すべき事。

此度御改政の儀御大務に付、急々御決定と申す儀には及ばず候間、心付候儀有之候は遠慮なく申入べく、何も朝廷の御外見に相成さる様心付べき事。

辭官納土を政治の主要問題とする以上、其他は急々といふわけには行かぬといふのであり、これに對して、改良派の議定山内容堂は新政府を批判して、さかんに新政治を要求する。十二日の建白書

「事は密を以て成るの理に依て僅に三四藩と謀り、宮門を閉ち兵衛を置き非常を戒め、朝廷大變革御基本立られ、攝關兩奏國事掛共に廢せられ、新に三職立置かれ官武一途議事の意を興し候儀、幾乎御創業の功に齊しく、實に御盛事之に過ぎずと存奉り候」

この皮肉なる書出しを見よ。これが新政府の中堅たる議定職の新政府觀なのである。新政府も容易ではなからう。

「然るに右は御發願後、唯だ幕會桑のみ是視るの形勢これあり、既往を忘れず聊か更始一新の意を缺き、



此儘を以て日を重ね候ては、殃視る所に反して不測に生ずる事あれば注目偏なるべからず。早く議事の體を起し、召の諸侯大なる者を會し、其未だ來會せざる者は急に之を召し、且つ三職評議の規則を建て、徒に精神を費し候儀無之、朝廷の意實に公明正大にして偏估ならざる所以を顯すべし」

これで見ると、新政府の外に大諸侯の會合による議事機關があるらしく聞へる。とにかく會桑は、現在の京都武力で抑へられるし、幕府は松平慶永に一任しておいて、早く新政治を行へといふ建白には一理があり、面倒な問題であらう。在京十藩の老臣たちも連署してこれと同じ意味のことを建白して居る。

これに應ずることく、十四日には、大政復古を列藩及び神官僧侶に布告した。九日に發表した大號令と異るところなく、たゞ次の副書を添へてあつた。

別紙御布告に相成候御趣意は、全く皇國御維持され候譯にて、朝廷徳川家の御中、少しも異事なせられ候儀には無之候間、其段心得べく候事

但人材選舉の儀は急務に付早々申出べく候事

各藩に正式によびかけたわけである。五日には、三職朝參議事の時刻を、巳刻參朝、午刻議事と決し、參與を二つに分つて、堂上を上參與、藩士を下參與と區別するところがあつた。此日、後藤、福岡等は、土佐派らしい上下議事所及び藩制度の條議を建白して居る。十八日には、改めて大いに諸侯を會して、大政を諸

詢することゝなつた。これは、結局政府の主要政綱たる辭官納上が、改良派によつて漸次骨抜きにされようとするのに對應した一種の退却といへるであらう。

大久保利通の日記は

十三日

四時、非藏人口へ參り、北岡公よりの第一等第二等云々談合候様承知、邸中（薩邸）に於て岩西と談合、又々參内返辭に又び夜に入つて退散、亦々夜半召しに依て參朝いたし候。

この第一等第二等といふのは、幕府對策の二案を指し、

第一、薩長土藝四藩の議論離合に關せず、斷然と薩長二藩の兵を以て乘輿を擁衛し、勅令を奉ぜざる者は之を討伐し、成敗は天に任すべき事

第二、尾越二藩の周旋に由り、徳川氏反正の實を顯はし、辭官納上を奏請せば、寛大の處置を以て既往を咎めず議定職に採用し、他の公卿諸侯も亦議定參與兩職の中に登庸し、氷炭相容れ正邪相合し、皇國を維持すべき事

そして第二案採用止むをえずといふところまで譲歩することとなつた。その辭官納上の命令書すら、後藤等は「領地の儀は返上、天下の公議を以て」といふのを「政府御用途は、天下の公論によつて差出す」とい



ふ文字にかへようと努力した。他面、後藤は若年寄永井尙志に對して、闕下に兵を動かす方法以外に今一つの手段がある。麾下鎮定の名の下に慶喜を上京せしめ、尾越二侯の周旋によつて参内せしめ、一舉に九日以前の形勢に戻すことがこれであると案を授けた。そして、刻々として動搖する幕府派の諸侯は、率兵上京の舉にいで、君側の奸を除かうとし、十九日には、大目付戸川安愛をして「陪臣の輩猥りに玉座近くに徘徊いたし、數千年來の朝典を汚し……金匱無缺の皇統も如何在せられ候やと恐痛奉り」といふ變革派彈劾の書が、京都に齎らされるにいたつた。したがつて、三職會議も、大久保をしていはしめると、

二十日

四時参朝、御布令御加判として太守公一字頃参朝、尾侯御参、御布令一條御異議これあり、越公、土公、藝公御異論の建白有之、今日御加判無之、御退散あらせられ候」

議案も布令も此の調子では、何ら決定しえないであらう。二十一日に大久保の西郷にあてた一翰には、  
「……淀へ會津大砲相備へ、橋本邊へ人數繰出し、伏見新撰組横行の次第、現在朝廷に對し奉り異心を顯し候儀、夫れを邪佞のため、一言朝廷より御沙汰成され兼候は、古今衰世の習とは申しながら慨すべく歎すべし。依て伏見の義御當地市尹へ兼務、且つ長土御國（薩）の儀は、洛中外巡邏仰付けられ候に付、伏見の儀も巡邏いたし、非法を警戒候様斷然仰付けられ度段申越しおき候様仰付けられ候はゞ、早々人數差

出し、鎮撫仕るべき旨申上おき候。其段品（川）士へ御通じおき下され候」

兵はすでに動きかけて居る。この反動の昂まりは、終には、三職會議から下参興の出席を停止する案となつて現れた。大久保、西郷を除くために、松平慶永から朝廷に建言して、容れられたのであつた。つまり、廿三日からの三職會議は、宮、堂上、諸侯のみが参加する議事所となり、藩士一般は議事から閉めだされたわけである。下参興として、差別された藩士は、今や議事に参興することすら停止されるにいたつた。しかも岩倉は風邪のために参朝不可能であるとしたら、大勢は改良派の諸侯の獨壇場であらう。

## 九 藩士を除いた三職會議

二十三日の大久保の日記

今朝岩倉公へ参殿、尾越土藝参内、四時より出仕、太守公御不参、今日は華城御紙面一條に付評議決せず徹夜に及ぶ。

薩侯も缺席の會議は、改良派の諸侯の意のままとなるはずであつたが、有栖川宮、山階宮、および一部公卿の反對によつて夜を徹しても決しなかつた。尾越の案は、徳川氏のみならず、全國の土地を調べて、天下



の公議によつて此中から政府の用途を支出すべしといふにあつた。部分的の版籍獻上論であらう。

二十四日

曉天退散（未決定の三職會議）八字ころ岩倉公より尙亦華城へ御達しの御紙面取調べ、動かすべからざるの決極を以て認め差出し候様仰付られ、岩大夫と談じ、草稿したよめ差上げ、屹度御確あらせられ候様、紙面を以て申上げ、三字頃より參朝、御草稿參與中へ拜見仰付けられ、十二字御評議濟ませ御紙面決定せられ候。

下參與だけの宮中會議は、議決権をもたないものであらうが、纏まりはよいのである。大久保の案文は、「御政務御用途の分、徳川領地の内夫々取調の上天下の公論を以て返上候様」といふにあつた。然しこれが岩倉に送られ、病氣のため中御門が代つて朝議に提出した下參與案は、もみにもんだ揚句「御政務用途の分、領地の内より夫々取調の上、天下の公論を以て御確定」といふ文字にすりかへられた。しかし、事態はすでに急迫し、慶喜は會桑その他に迫られて、上京の上問題を解決することに決意して居たのである以上、この三職會議の上層部案はすでに無用のものであつたといへよう。結局、九日以来二十五日までかゝつて論議した三職會議の收穫は、これらの論議を通じて、武力解決以外方法なしとする結論に到達したともいへるのである。

そして、その過程において、藩士代表たる下參與を除却し去つたことは、改良派の本質を明らかにして餘りあるであらう。尾越二藩の次の政府機構への脱落は、すでにその徴候をこゝに示して居る。

## 一〇 新政府の國際問題

國內問題が進展しなかつた以上に、國際問題は新政府のいかんともする能はざる鐵壁であつた。大號令發直後、各國公使は、日本今後の外國事務は何處に於いて取扱ふかとの間に對し、大號令に不滿の慶喜は、十二月十六日、英佛米普蘭の五公使を大阪に延見した。佛國公使ロツシユは

「此回日本政體大いに變革せしも、條約濟各國公使に於ては其政權の所在如何は一切關係する所にあらず。唯望む所は政體堅固に國民歸伏し、外國に對して信義を失はざる事是なり。且つ又本國事務の引合用向は、自今何處の政府に於て取扱ふや未だ公然の吹聴を聞かず、是を以て上様に於ては此義遲滯無く吹聴成され然るべき様望み候」

と舊政府に要望して居る。これに對して慶喜は、大政奉還と大號令發布の間の矛盾を説き、條約は自らの手で締結したのであるから「追々全國の衆論を以て我國の政體を定むる迄は、條約を履み各國と約せし諸件



を一々取り行ひ、始終の交際を全うするは、余が任にあることは諒せらるべし」といふ長文の聲明書を佛國公使に渡し、さて各國公使の一々について、その厚誼と友好に對する感謝の挨拶を行つた。各公使はこれを諒承して引取つた。佛國公使の積極的支持があり、新政府が未だなんらの聲明を行はざる限り、從來攘夷的立場に居た新政府が無視されることは、當然の勢であらう。

こゝに於て、新政府も態度を明かにせざるを得ず、十八日に岩倉は三職會議に向つて次の告文を示した。新政府の外交方針ともいふべきものであらう。

『癸丑以來朝廷固く銷國攘夷の説をとらせられ、滿朝の人皆歐米諸國を自ずるに醜夷を以てしたりと雖も、先に徳川慶喜の奏請に依り兵庫開港の條約を許し、朝議既に和親に服せしこと其跡掩ふべからず、自今朝廷の歐米諸國を待遇する、漢土諸國と同様なるべし』

この告文は、公卿等を驚かすに充分であり、攘夷の淵藪として終始して來た彼等を不満ならしめることが烈しかつた。かくて新政府は内政問題においては諸侯派と對峙し、國際問題においては公卿一般と穩かならぬ空気を醸し出すにいたつた。打開の必要が切迫し來つたのであらう。そして正親町三條大納言、松平大藏大輔、後藤象二郎、岩下佐次右衛門の四人を外國掛に任じた。新政府が、單なる議定、參與から責任ある分擔の掛を特定したのは、この外國掛を最初とする。外國への通知文は、議定參與案と薩州提出の案があり、

次の如し。

大日本國太政官海外各國の公使等に移す。天子諸外國帝王と其臣民に對し祝辭を述べ。天子會帥有司と詢り汝に告る事左の如し。

薩州案は

朕は大日本天皇にして同盟列藩の主たり、此誥を受くへき諸外國帝王と其臣民に對し祝辭を述べ、朕將軍の權を朕に歸さんことを許可し列藩會議を起し汝に告ること左の如し。

第一 往年國政を委任せる將軍の職を廢するなり

薩州案は、往年を朕とす。

第二 大日本の總政治は内外の事共に皆會帥有司の會議を盡し奏する所を以て 天子之を決すへし

薩州案は大日本の總政治は内外の事共に皆同盟列藩の會議を経て後有司の奏する所を以て朕之を決すへし  
第三 條約は大君の名を以て結ふと雖も以後太政官に換ふへし、是か爲に有司に命し外國の公使と應接せしめ其未定の間は舊の條約に従ふへし

薩州案は「太政官に」を「朕か名に」とす。



この二つの文案によつて、公卿派は「首帥有司の會議」とするに對し、諸侯派は「同盟列藩の會議を経て後有司の奏する所を以て」とする。さらに一方は太政官を主體とし、他は 聖上を主體とする。こゝにも大きな問題があり、根本的なものがあらう。

とまれこの案文に御璽及總裁、議定等の加判を経て將に勅使を發せんとし、翌十九日勅使發遣の旨仰出され、薩土尾越藝へ左の通り仰せ渡された。

- 一 今日の御沙汰の趣各々其主人へ申入れ諾否明朝申出へき事
- 一 右承知の上は加判の爲に明朝午刻何れも參朝の事
- 一 公卿にて勅使二人の事

これに對して、すでに記した大久保日記二十日の項にあるごとく、加判を拒否して各自反對の申出を爲すに至つた。藝州藩主は列藩會議を興してとあるが、事實は四五藩であるからもし急を要するなら、せめて在京の重臣にだけでも謀るべきである。舊條約に従ふとあるが、不都合のものもある事故深く糺問の上にしたといふのであり、越前藩主は、四五藩であること、朝廷が外國使臣の應接をなすことの容易ならぬ點等を反對理由とし、土藩も尾藩と大同小異であつた。其上勅使附添を命ぜられた後藤象二郎、三岡八郎が共に御斷りを申出たので百計盡くる有様であつた。

この内外の行詰りは、武力以外に打開する方途なく、西郷が、江戸屋敷の擾亂が京都に飛火するらしい形勢に満足の意を表したといふのも、渦中の人としては一應無理からぬことであつたらう。この機構とこの人的配置では庶政一新は期しえないのである。

### 一一 三職七科制

伏見島羽の一戦は、もつれて解けざる新政府内の鬱屈を、徳川方の反對もろとも一舉に解決し去つた形があつた。正月七日征討の大號令は發布され、十三日には、始めて太政官代を九條道孝の邸に置き、官中と政府との分離を實現しえた。十五日天皇御元服、詔して大赦が舉行された。そして十七日に待望の職制が定められ、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を太政官中に置き、總裁これを總理し、議定之を分督し、參與之を分掌するの分課制が決定した。

總裁 官

萬機を總裁し、一切の事務を決す。

議定 官、公卿、諸侯

第二章 太政官代



事務各課を分督し、議事を定決す。

八四

内國事務總督

京畿庶務及び諸國水陸運輸、驛路、關市、都城、港口、鎮臺、市尹の事を督す。

外國事務總督

外國交際、條約、貿易、拓地、育民の事を督す。

海陸軍務總督

海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急軍務の事を督す。

會計事務總督

戸口、賦役、金穀、用度、貢賦、營繕、秩祿、倉庫の事を督す。

刑法事務總督

監察、彈劾、捕亡、斷獄、諸刑律の事を督す。

制度寮總督

官職、制度、名分、議制、撰叙、考課、諸規則の事を督す。

參典

事務を參議し各課を分課す。

内國事務掛

外國事務掛

海陸軍務掛

會計事務掛

刑法事務掛

制度寮掛

この新分課制度において、われ／＼はかつてロツシユの建言したる六局制度を想起する。六局とは、海軍、陸軍、外國、會計、全國部内、曲直裁斷をいひ、その上に總裁を置く制であつた。平山敬忠日記には、總裁一人、陸軍一人、海軍一人、外國事務一人、會計一人、全國部内一人、曲直裁斷一人、已上七人となつて居り、淀稻葉文書には、總裁一人、海軍一人、陸軍一人、外國事務一人、外國傳習學校會計一人、貿易物産、建築、全國部内一人、曲直裁斷一人、國學、已上七人として、やゝ内容的であり、總裁を交へて七局制度である。

これを新分課制に比すれば、異るところは制度寮一つであり、これは新政府の制度機構を定め舊きものと



の比較研究において必要とされたのであり、そのためにこれを事務とせずして寮としたものであらう。そして、その最も異なるところは、劈頭の神祇科であり、これには内容の説明のないところも異色があり、純日本式であつて、復古的なものの制度化といへるであらう。海軍陸軍を一科にしたところに、當時の皇軍と藩軍の混亂があり、皇軍の不充實さが現れて居ないでもなからう。

この日、議定中山忠能をして、神祇事務總督を兼ねしめ、議定正親町三條實愛、徳大寺實則、松平慶永、山内豊信をして内國事務總督を兼ねしめ、參與辻維岳、大久保利通、田宮篤輝、廣澤眞臣、神山君風、中根師資をして内國事務掛を兼ねしめた。さらに、議定副總裁三條實美、議定晃親王、伊達宗城、參與東久世通稱を外國事務總督とし、參與後藤元暉、岩下方平を外國事務掛に任じ、海陸軍務總督には、議定副總裁岩倉具視、議定嘉彰親王、島津忠義を、同じく掛には、參與廣澤眞臣、西郷隆盛を任じた。三條と岩倉とを副總裁といふ新制に任じたことは、その實力によるものであると同時に、薩長をそれ／＼背景としたこの二人の公卿の進出は、薩長が新政府の中核をなす前提とも解すべきであり、それがもつとも上層的なところから現れて来たものと見られる。そして、七科中、この二科が最も充實して居るのも、當時としては當然のことであつたらう。

會計事務總督には、議定副總裁岩倉具視、議定中御門經之、淺野茂勳、その掛には參與由利公正、小原忠

寛を任じ、刑法律務總督には、議定長谷信篤、細川喜延、その掛には、參與十時維惠、津田山三郎を任じ、制度寮總督には、參與萬里小路博房、同じく掛には、參與由利公正、福岡孝悌、田中輔を任じた。大號令發布當時の藩の外に、熊本藩主細川喜延を議定としたのははじめ、大垣藩士小原忠寛、柳川藩士十時維惠、熊本藩士津田信弘を參與に任じたことは、全国的への第一歩として注目し値ひする。なほ議定、參與にあらずして、總督と掛に任ぜられたものは、神祇事務總督として有栖川宮熾仁親王、白川資訓、同じく事務掛として六人部某、樹下茂國、谷森谷松を任じたことは、神祇科の特異性を語るものでもあらう。

この新政府の要人に對して、要人の豫備軍製造のための制度とも目すべきものに、徴士、貢士の新制がある。その法規は

#### 徴士、無定員

諸藩士及都鄙有才の者、選舉拔擢參與職に任ず。下の議事所に在り。則議事官たり。又分課に因て其課の掛となる者、其事を専務す。

選舉の法公議を執り拔擢せらる。則徴士と命ず。在職四年にして退く。廣く賢才に護るを要とす。若し其人當器尙退くべからざる者は、又四年を延べ在職年とす。衆議に執るべし。

貢士大藩三員中藩二員  
小藩一員



諸藩士其主の選に任せ、下の議事所へ差出す者を貢士とす。則議事に興り輿論公議を執るを旨とす。貢士定員あつて年限なし。其主の進退する所に任す、又其人の才能に因て徴士に選舉すべし。諸侯議定職、徴士參與職共に改て今年正月を以て受命の月となし（以後年限の見付、月給の次第之を以て定むべし）下參與徴士の命を受けざる者は改て貢士となすべし。且新に大中小藩の定員を以て貢士を置くべし。

大藩 四十五萬石以上

中藩 十萬石以上三十九萬石に至る

小藩 一萬石以上九萬石に至る

政府の官吏の登庸法は、徴士、貢士の二本建とし、中央政府的のものと、藩代表的なものとの並立によつて行ひ、其間に「才能に因て徴士に選舉」の融通性を設けてある。しかも徴士の選衡法は「公議を執る」ところに、新鮮味がある。公議こそは、慶應以後の、朝廷、幕府、諸藩、志士のすべてが好んで用ひた文字であり、新政府も、これを規準として人材を拔擢しようとするのである。各藩の人材が比較的下層部にはあるが、一齊に進出し得たのは、この貢士徴士制があつたためである。その貢士の詮衡標準を、三つに分つてこれらを三二一の割に荒びなしをしたことは、均分的な點でも興味深い。百萬石と一萬石の差が三と一であ

るところに、藩そのものの平均化が窺はれ、より以上に藩そのものの無力化、無用化が象徴される。

この徴士、貢士制は、二月三日にいたつて改正され

徴士無定員

諸藩士及び都鄙有才の者公議に執り拔擢せらる。則徴士と命す。參與職各局の判事に任す。又其一官を命じて參與職に任ぜざる者あり。在職四年にして退く。廣く賢才に讓るを要とす。若其人當器尙退くべからざる者は又四年を経て八年とす。衆議に執るべし。

貢士 大藩四十萬石以上三員中藩十萬石以上三十九萬石に至る二員小藩一萬石以上九萬石に至る一員

諸藩士其主の任に任せ、下の議事所へ差出す者を貢士とす。則議事官たり。輿論公議を執るを旨とす。貢士定員あつて年限なし。其主の進退する所に任す。又其才能に因て徴士に選舉すべし。

二日十日には、貢士について

一 大藩三員 一 中藩二員 一 小藩一員

右は今般王政御一新被爲仰出、輿論公議を執候御趣旨を以て、各藩より貢士として太政官へ差出候様被仰付候條、其御趣意に相基き、國々國論にも可相變者人撰有之、差出候様、御沙汰候事

但右拜承當日より五十日を限り差出可申 尤其者參着次第辨事役所へ可届出事



翌十一日には  
自各藩徴士被仰付候者は、奉命即日より朝臣と相心得、勿論舊藩に全く關係混合無之御趣意に候間、此旨  
厚相心得事

徴士の身分を朝臣と心得よとあり、その通りであるにしても、藩から俸祿を支給されて居る朝臣であつて  
は、根柢はゆらぐであらう。その採用を、かつて選舉とし、一ヶ月半にして公議に變へたのは、事實におい  
て選舉の不可能を知つたからであり、その場合にも、公議といふ漢たる文字は好都合のものであつた。徴士  
も全部を參與とすることは、人材多數登庸の折柄としては出来兼ね、單に官に任ずることと改めたのであつ  
た。そして、判事に任ずるとあるのは、二月二日に職制の變更を見たためでもあつた。

なほ、參與、徴士、事務掛等と藩の關係については、大久保日記十七日の項に

今辰刻 長谷殿より就御用 禁中御假建へ罷出候様承知 四時分より參朝 左之通

大久保一藏

内國事務掛被仰付候事

同

今度可爲徴士被 仰付候事

右徳大寺殿より御達に付 主人へ申聞 御受可申上段言上 太守様へ達御聞候處 御受申上候様御沙汰候  
事  
つまり、徴士たることを藩主に相談し、御受けせよとの「御沙汰」が出て、はじめて決定するところに、  
朝臣としての不徹底さがあるわけである。

### 一一三 職八局制

二月二日の改制は、従來の七科を改めて八局とした點と、總督、掛を、督、輔、判事、權判に改めた點で  
あり、總裁局に、顧問制を設けて、薩長土の比較均衡に留意した點であらう。そして、變改の直接原因は、  
征東軍出馬の大事業遂行のため、軍と銃後の分離、銃後の一層の統一のために外ならなかつた。

三職

總裁職、官任之副總裁  
公卿諸侯任之

萬機を總へ一切の事務を裁決す

議定職 官公卿諸侯任之

第二章 太政官代











同	判	權	督	軍	同	同	同	同	同	同	判	同	權
	事			防							事		
				務									
同	同	參	議		同	同	同	同	同	同	參	議	參
		與	定								與	定	與

吉	吉	烏	仁	井	井	寺	五	伊	町	岩	肥	東
井	田	丸	和	上	關	嶋	代	藤	田	下	前	久
幸	遠	侍	寺	開	齊	陶	才	俊	民	佐	侍	世
輔	江	從	宮	多	右	藏	助	輔	部	次	從	前
					衛					右		將
					門					衛		

同	同	會	督	輔	權	判	同	同	同	同	同	刑	督	輔
		計				事						法		
		事										務		
同	同		議	同	參	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			定	與	與									

津	土	中	安	長	戶	鴨	三	小	石	近	細
田	肥	御	藝	谷	田	脚	岡	原	山	衛	川
山	典	門	新	美	大	加	三	二	右	新	右
三	膳	大	少	濃	和	賀	郎	兵	兵	前	京
郎		納	將	權	守			衛	衛	左	太
		言		介	守			佐	佐	大	夫







### 第三章 全國的征服を通じて

#### 一 貢士と下の議事所

中央政府と各藩との關係は、藩主乃至は有力な藩士を中央政府に送りこんで居る藩では、一應の藩と中央の對峙はあつたとしても、それは話合ひで解決しうる場合が多いが、全然人を送つて居ない藩、なかんづく大藩は、このわづか三人の貢士に大きな期待をかけざるを得まいと思はれる。その貢士の人々は、次のことき心構へと組織とを持つて居たのである。

##### 列藩貢士會盟條約

聖天子明詔を下し吾儕を召すは、將に以て忠言を採り、嘉謨を納れんとする也。吾儕宜しく聖意を體し、以て皇猷を獻輔すべきなり。苟くも見る所ありて、政化に裨すれば、隱諱せず、遲緩せず、各自當に劄子を具して太政官府に詣り、以て建白すべし。是れ今日會盟の第一要義なり。

月兩次會聚し初六、念一（註、六日と二十一日）を以て期となし、疎濶を叙し、歡意を通ずる所以なり。席間今古を商榷し、人物を否臧するは固より妨げず。其の見る所或は異り、反覆難論、至當を得るを要となす。然も論ずる所終に合はざれば、宜しく兩つながら可なるに従ふべし。但し私心平氣憤争に至らざるを妙となす。

會日は早午に相聚り、昏暮にして散ずるを常となす。（故有れば此限りに非ず）歡情を合するは酒に若くは莫し、敢て禁ぜず。但し温に在つて克く歡を罄して罷む。量を過して喧呼に至る勿れ。古今東西猶ほ驕驕なり。況んや 皇上親征の秋、臣民たる者は豈に宴安絲竹に耽る時ならんや。故に歌妓の如きは斷乎携ふることを許さず。

會盟といひ、條約といふところに、藩の獨立性と對立性がうかゞはれるが、その集りたるや、右の如き粗笨な組織と内容をもつものである。歌妓を斷じて携へざる盟約などは、いかにもその時代を示して餘りある。會議の姿を加賀藩のものについて見ると、

「副總裁岩倉具視の如きは、慶喜恭順の意を表すとも、其罪許すべからず。與ふる所の家祿は、深く其多少を論ぜずして可なり。只速に萬民を安んずべしとの意を、貢士に告げ、衆説紛然たり。然れども支軒（加賀藩士 永山平太）執つて廷旨を不可として曰く、幕府は其末造に當り、罪を朝廷に獲ると雖も、祖先以來恭



順職を奉じ、國家頼りて以て寧きを得ること、三百年の久しきに迫りぬ。其功豈に没すべけんや。況や政權を奉還するは將軍の素志なるをや。夫の伏見の變は、素と群少註誤の致せる所なり。宜く徳川氏に百萬石を昨して駿府に居らしめ。班を列侯の上に置き、以て其譜代恩顧の親子の情を慰むべく、且之をして祿養を得て、飢渴に陥ること勿らしむべしと。

其特に菟藪の言多かりしは、蓋し本を忘れざらんと欲し、なり。時に事を議するや、舊幕府の舉措に涉るものあれば、衆輒ち攻訐するを以て、亥軒の議遂に容れらざりき云々。而して本藩（加賀藩）の貢士各其所見を異にし、悦太郎（陸原）の議は、慶喜に官職を授け、蝦夷地一圓を與へ、正統の者を撰擇して、家督を繼承せしむべしといふに在り云々』

大體において、議事の形式と、その空氣が察知せられるであらう。これは議事の場合であるが、今一つは割子を用して太政官に詣つて建白するものであり、佐賀藩の江藤新平、大木民平の建白書に見よう。

『慶喜の法處置尤も急に相付けられ度事。』

右は當今の時勢に立至り候へば寛仁を以て御處分相成り候はでは叶ふまじく。彼れ素より表向き恭順の條理を相貫き居り候に付いては、今般已に議事相起され、在京の貢士までは公論を盡させられ候上は、矢張り上下院の公議を御採用遊され、公明正大の潤色を以て、公けに御普告御處分これあり、慶喜の上下に

致し候ても衆論の歸する所に付ては、私意を以て朝廷に伺ひ奉るまじく、且つ一度堂々朝廷御處分御下間相成り候上は、其儘御さし置きなされ候ては、自ら朝廷の輕きをなすにも行移り、第一は右を詮として至急に御處分相附け候はゞ、公明正大の議天下共に知り、東方の人心も餘程折合ひ申すべく候へば、之を好機會と奉存候云々』

これが、一種の代議士的、衆議院的のものとしたら、この下の議事所に對して、上の議事所ともいふべきものは、政府の三職會議であつたらう。そして三職會議はこの下の議事所を、下意上達の具とすることよりも、上意下達の具により多く用ひようとする傾向が強かつたやうである。

## 二 版籍奉還への一石

慶應四年二月、木戸孝允は輔相三條實美、岩倉具視に建言して、各藩の處置對策を速かにすることを請ふた。曰く、

謹て奉建言候。情今日の形勢を惟ふに去歲徳川慶喜政權返上を奉請願朝廷之を許可し玉へり。續て其土地人民を還獻せしむ。然して彼速に奉命せざるのみならず、終に政權返上の請願に戻り、剩へ兵を携へ上



京を企て、一敗地に塗れ以て今日の争亂を生ず。固より迅速其巢窟を衝き、天下の大典を糺さざるべからず。然り而して抑一新の政たる、無偏無私、内は普く才能を登庸し、専ら億兆を安撫し、外は世界各國と併立し、以て邦家を富強の安きに置くに在り、就ては至正至公の心を以て七百年來の積弊を一變し、三百諸侯をして舉て其土地人民を還納せしむべし。然らずんば一新の名義何くに在るを知らず、實に天下の大勢は元龜天正の時に在らずや。

謹て竊に朝廷及諸藩の情勢を察するに只纔に兵力の強弱のみを各自相窺ひ、朝廷は自ら薩長に傾き諸藩亦概ね此に類する如し。直に尾大の弊を免る能はずして、眞權の歸着する所決して認むべからず。況んや大に前途の大勢を顧るに、安んぞ億兆を撫せんや。思ふに東國の争亂も其兵卒を收むる久しきに在らず、各藩の兵隊各藩に就き、區々其本を固め區々其政刑を施す時は其害再び決して抜くべからず、朝廷勉て一新の名義を以て、其實に協はざる有るべからず。然らずんば國家億兆の大不平前日の比にあらず。若し大令一發諸藩忽ち紛擾を生じ、大條理を亂すが如きに於ては、實に天運の未だ回らざるものにして、人事の能くする所に在らず。誓て至正至公の心を以て糺さるときは、何の日か得て貫徹せん。速に御英斷をせられ度、萬願の至りに堪へず。誠恐誠惶頓首敬白」

元龜天正の復活を憂へつゝ、億兆の不幸を念とするところに、木戸の進歩性がうかゞはれる。木戸の進歩

性は長州の進歩性の表現であり、それは曾ての文久年間に於ける薩長の勤王競争の二の舞ともいふべきものであらう。そこには、藩の性質が薩摩藩以上に進歩的でありながら、武力其他の關係から薩摩に一籌を輸し、後ればせにこれに追いついた時は、藩の本質を示現して數歩進んだスローガンを掲げて薩摩をリードしようとするのである。これが文久年間に行はれ、明治十年以後に行はれたが、明治新政府時代にも相似たる現象を呈したのである。明治元年二月ころは、長州は漸く罪を許されて都入りをした直後であり、大號令當時の新政府には、一人の長州人も加へ得なかつたのであるが、今や薩摩と對峙して攘夷戦以來の實力を發揮しようとして居る。況んや、木戸の背後には、伊藤博文、井上馨を中心とする洋行派の新時代的指導者が、常にこれを扶けて木戸説に新味と合理性とを與へて居るのである。新時代的提案が提出されるのも無理からぬことであらう。

これに對して、岩倉の背後には、玉松的なものが可なり有力に動いて居つて、岩倉の行動に一種の制肘を加へ、それが岩倉の身分と關聯して反進歩的な表情を呈せしめるのであり、この二つのもの間に立つのが大久保であつたとしたら、大久保的政策が最も現實化するのも無理はなく、それが薩藩の背景と大久保の人物によつて、より一層大久保政策の實現を見たのである。



## 三 國際的大綱・國內的大綱

二月三日、三職七課を改めて八局とした四日後に、薩長土越藝熊の七藩主の連署の國際對策案が提出された。宇内の大勢を案じ、外交の規模を大きくし、各國公使をして入朝せしむべきことを懇請したのであつた。これは、新政府の朝議が當然とりあぐべくして、公卿的な人々の反對を怖れて、敢て發しえなかつた問題なのである。

案文には「漢土人の如く自ら尊大にして、外國人を禽獸の如く蔑視し、終には彼に打負け却て驅使せられ候様に成行候覆轍を踐むに至るべきかと甚だ憂慮仕り候」といふ文字があり、「今日皇國の衰運を挽回し皇威を海外に耀し候儀は、萬々一刀兩斷の朝裁を以て井蛙管見の僻論を去り、先づ在廷樞要の御方々より餘眼に成らせられ、上下同心して交際の道二念無く開かせられ、彼が長を取り我が短を補ひ、萬世の大基礎相据られ候様奉專禱候。仰願くは、皇上の御英斷能く天下の大勢を御觀察遊させられ、是迄犬羊戎狄と相唱へ候愚論を去り、漢土と齊く視させられ候朝典を一定せられ、萬國普通の公法を以て參朝をも命ぜられ候様御贊成在せられ、其旨海内へ布告して、永く億兆の人民をして方向を知らしめ給ひ度儀と偏に奉懇願候」といふ

のが結論であつた。

十三日外國事務東久世通禧は、各國公使の要望をも考慮し、二十日頃を期してこれを行ふをよしとし「儀式は、天子（椅子なりとも何様にも）着座の前へ各國公使出頭立禮天子座を立て懇親の一語を發す。傳宣の命を傳ふ。公使起座、夫迄にて宣旨に候。變應萬端は旅館にて有司取計候條」と準備について、三條岩倉に意見を求めて居る。そして十四日の三職會議は宮中に於ける彼我の禮節について議論百出し、夜に入つて勅慮を候し漸く決定した。十五日このことを公卿諸侯に傳ふるや、後宮の反對夥しく、十七日に至つて更に天下の大勢宇内の公法を説いて布告とし、これを一般に示すところがあつた。この布告と副書は中外を驚かすに充分であつた。しかし、幕府を日本の代表者と見る國際使節團に對しては、この程度の事實を示す必要が絶對にあつたのだ。

かくて二月三十日を朝見の日と定めた。その前日、ひそかにこの儀を妨げんとするものが御醫藤木靜顯を引見したまふた。通譯伊藤博文。英公使は途中刺客にあひ、參朝を果さなかつたが、これは三月三日に儀を終つた。刺客三枝翁、朱雀操に對する處置と、中井弘藏、後藤象二郎の棄身の態度に、流石のパークスも無



理を言ひえなかつたのである。

この空前の大儀が、未だその成否を定めかねて居た二月十二日に、木戸は伊藤に書を送つて、國家の大方針確立を企圖し、國民の據るところを示すべく、伊藤に「何かよき御工夫ども御座候はゞ」と相談して居る。曰く、

爰元の光景十分氣には入申さず候。一昨年御國の戰爭(征長再征戰)容易に相濟候故、後の一新十分に参り申さざる様の氣味にて、此度の戰爭(伏見鳥羽の戰)もいづれも存外に容易に相片付候に付、上下とも骨に入らざる氣味少からず、諸事下流にのみ随ひ、目前の處ばかり力を用ひ、永遠の大策としては更に相窺はれず、甚以て不平等極に御座候へ共、傍觀も出來申さざるに付、及ばすながら藤とかり日なたとかり相盡し申候へ共、兎角徹上仕りかね申候。永遠の策は常人の目にも見えざる事ばかりにて、華々しき事としては更に無之、當季の事は形のみを見て相馳せ、其實を推し候人は甚少く、政務第一の會計、内國兩事務等も、纔一兩人の人有之候のみにて、實行の處容易に相舉り兼ね、付ては肝要の軍隊等も自ら目途相立たず、多くは只々人數調べ位の處にお止り、宇内の大勢を察し、我力を頼み候て、前途不朽の規則等に心をを用ひ候等の人柄は最も少く、段々建言仕見候へ共、思ふようにも至り策、慨歎罷居申候。

こゝで「何かよき工夫」となるのであるが、木戸としては、諸侯はこのまゝ屏息しても、一般民心と國際關係は、このまゝでは濟むまいと結論して居るのである。

やがて、この國際關係は、朝見の儀として現れ、一般民心への對策としては、五箇條の御誓文が國是として定められたのである。木戸の建白には「已に去月晦日、各國公使も天顏を奉拜候次第に有之候、維新の日最も淺く、御主意未だ普く通徹致さず、諸方向方向を異にし、隨て草莽輩も、擲自却て國家の禍害を醸成し、屢方向を誤り候も現に少からず、國家の不幸容易ならず、且つ彼等に於ても惘然の至に候、仰ぎ願はくは前途の大方向を定めさせられ至尊親しく公卿諸侯及び百官を率ひ神明に誓はせられ、明に國是の確立する所をして、速に天下の衆庶に示させられ度」と願ひいで、これが福岡孝悌、由利公正の原案に成り、木戸等によつて潤飾され、朝裁を経た五箇條の御誓文であつた。そして、その原案の第一條には「列侯會議を興し萬機公論に決すべし」とあり、當時の政務は列侯を中心として運行され、天子の親裁によつて決定したものであることが證明される。それは小御所會議の例に見ることく、諸侯の意見とその藩士の意見とは不可分であり、諸侯の意見が事實は藩士によつて作成されるとしても、藩士自身の自由行動は許されて居らず、事實また、大號令後三ヶ月にして、しかく事態が開展するほどに動搖があつたとも思はれないのである。つまり、維新初頭の明治政府は、とにかく列侯會議を公論とする骨格を有して居たのである。しかし事實は列侯會議は行ひえず、これを楯とされては雄藩的列侯會議の存在を危くする惧れもあり、漠とした「廣く」の文



字に代へて、上下左右を貫く意味を兼ねしめたものであらう。「庶民に至るまで」と、庶民は未だ添景的な扱ひしか受けず、わづかに「上下心を一にして」によつて救はれた形がないでもない。しかし「徴士期限を以て賢才に譲るべし」と、いはゆる有司の権限を局限する文字を削つて「舊來の陋習を破り」と聲高く叫んだところに、木戸等の改革熱がうかゞはれ「智識を世界に求め」は、朝見の式とともに、國際的なものへの態度が充分に看取される新時代的なものであつた。つまり、二月から三月へかけての朝見式と五箇條の御誓文とは、内外を貫串する新時代的なものの萌芽であつたといへよう。

#### 四 三井組を中心として

慶應三年十二月廿六日、三職政府から、三井組にあて、「未だ幕府より會計方の引渡なければ、畏れ多くも一金のお貯のなき姿にて」「朝暮の間何時兵端を開くやも測り難く」「其組織（三井組）は年來輩下に居住し、往昔より禁裏御兩替相勤め來り候儀に付、更に金穀出納御用達申付候。此場合を恐察し奉り急ぎ勤王一途に盡力すべし」との命令は飛んだ。京阪、就中大阪の富を握ることは、天下の金権を握ることであり、同時に諸侯を制する所以であるといふことは、神官眞木和泉守すら考慮した戦略である。そして三井はその中

核をなして居たのである。この時は三井から一千兩の獻金が行はれて居る。富豪は未だ正しき意味の課税の対象とはなつて居なかつた。金穀出納御用達といへば、新政府の大蔵省であらう。

正月十五日には「右金穀出納所の分金一萬兩即今調達仕るべき旨御請申上候（略）京阪は申すに及ばず、遠國迄同意の者相集め御用辨相勤め申すべき見込」と申上げて、會計事務總裁正親町參興を喜ばせて居る。これより先き京畿間の社寺農商に對して、金穀獻納を令し「尤も借り召され候次第に之あり候事」と念をついで居るが、その額は微々たるものであり、結局三井を中心に立替の形で纏めて集めようとするのである。

「正親町少將殿御目見仰付けらるべき旨仰出され、三郎助名代一人參殿候處、御膝元近く御招寄せ、御手づから御髮斗鮑下し置かれ、今般御一新に付獻金奇特の事、猶ほ勤王盡力致すべき旨御意有之、御別席に於て御菓子御酒御飯下され候事」といふ取扱が生れて來るのである。正月十八日には、三井組は、岩倉東山道鎮撫使附屬金穀方勤務を命ぜられ「莫大の金穀此人命は實に金穀の力に有之儀につき、容易からざる御大役に候故」と依頼され、隨行の手代二名は帯刀御免となつた。これには三井も溢々「何とも心痛淺からず存じ奉り」とこぼして居る。

一方朝廷は、東征のため地租を抵當として三百萬兩の内國債を募らうとし、三井以下の富豪を集めた。「三井家奉行履歴」によると



『辰年正月廿一日金穀出納所に於て、渡邊出雲守殿、木村東市正殿、澤村加賀守殿、林左門殿、有栖川様より御立會、城多圖書殿並に參與より御立會、鴨脚加賀殿、三岡八郎殿それ〴〵御列席、三岡殿より當地金銀座、其外兩替向銀主等、都て身元宜敷き者名前早々承知致度、尤も近在の向且つ大阪向大家向も相心得居り候はゞ、名前書差出すべく、彌々亞人京都へ登り候様の節は、彼國商人は蒸汽船二艘小船五十艘位所持の商人は並の商家に候間、和國にても當時節代りの節、豪家の向賊徒其外等の儀にて全く此處にて持金散亂相成候様成行き候ては相成らざる次第、御一新に付ては勤王第一の御場合、大家は益々繁榮相成らず候はでは御國辱、旁前件大家の名前書早々相分り候分認め申し申すべき様仰渡され候』

と巧みに引出して、二十二日には、京都普近在荒増名前書一冊、大阪荒増名前書附攝州一冊、江州荒増名前書附勢州一冊の三冊の分限帳が作成されるにいたつた。

東山道鎮撫軍は二十一日發、大津驛につくと軍資金が切れて動かなかつた。直ちに三千兩の使者が三井組に飛び「大垣まで御着迄は右にて御賄致し候事」と豫定された。二十九日京都二條城に於て諸公卿列座の上、さきの京阪豪商百數十名を集め、左の告諭文を示した。主要の分は

一金三百萬兩

右者此度會計御基立金として調達之れあるべき事。返濟の儀は地高を以て御引當になし下され候筈に候へ共猶ほ好みの節も有之候はゞ申出づべき事』

そして「二條城の告諭を承り合せし人々、三井組爲替方へ入來に付、夫々御趣意柄演舌方厚配致し候事云々」と、三井はもつぱら旗を振つて居る。

大垣へ着いた征討軍は、再び資金が絶えた。滞在十數日、三井組の一萬兩によつて、錦旗はさらに東に進んだ。二月十一日の行幸費五萬兩も、三井の一萬兩其他の三萬兩都合四萬兩で賄ふこととした。その翌日、會計局判事三岡八郎は、三井組の勸説に従つて大阪へ出張し、三井組の手代が一名隨行した。この日三井組は、小野組、島田組と提携して、會計局の金銭出納事務に全面的に參與することを申出でた。「今般私三名に會計局御爲替方と相唱へ、御掛屋御用仰付けられ、諸出納金都て預け置き奉り、御沙汰次第納切手を以て會計局より金穀御掛りへ御差出し、又諸御渡金も會計局金御切手にて御渡し遊され、其御切手共私共へ相廻り候はゞ正金渡方取計ふべく候」と、金庫一切の賄方を願出て居る。富豪と新政府の完全なる結びつきであらう。二ヶ月前まではこの關係は、幕府との間に試みられて居たのである。

二月十三日、三岡八郎は大阪商人十五名を其旅宿に召喚し、更に引續き近郷近在の富豪五百五十名を舊西町奉行所に集めて、三百萬兩の募集を説諭し、三井組はその間の斡旋にとめた。やがて武藏國蔵宿についた軍勢のために、兵糧米一千俵の支給方を三井に命じ、三井は江戸の支店越後屋と連絡をとつて「人數五千



人の命を養ひ候周旋一人にて引請け候段」を賞せられた。四月十三日には、さらに十萬兩調達の命が下り、二萬五千兩は十六日に、一萬兩は追つてといふことになり、全部一分銀であつたため、これを東軍に発見されずに運ぶことは容易なことではなかつた。「江戸地に於ては今にも戦争相始め申すべき旨にて、町家何れも土藏造りの家は皆な閉店同様に窓目塗致し候て、諸往來は高擧の如く一統淋しく相成り候に付、爲替金組みやう無之、種々盡力仕り、纔に金子調達相届候事」といふ有様であつた。

やがて征東總督有栖川宮の本陣芝増上寺からも、三萬兩調達の命令が飛び、一萬五千兩づゝ二回に總督府へ送納した。元年四月から閏四月までの三井組の京都方面の形勢は「御親征御入用急場に相成り、金融烈しく諸方取集め方周旋致し、且つ當組所有金は此節一家無家業同様の姿に付、取立金出來次第先繰御局（政府會計局）へ持込み候て、其日送りに御入用金調達方心配致し候事。但し何れも急場の事故當組手金は悉皆金穀出納所へ持込み、御用相辨じ置き、追々諸々より相納り候金員を以て差引戻し入れ勘定相立て候事。初發より諸方町人百姓より借入れの請負に相立調達仕候金高凡百三十萬兩程の（此處文字不明）日數の間立替金高二萬兩又は三萬兩等、幾度も無利息にて御繰替調達仕候事」となつて、完全に政府の會計方と三井は合致することとなつた。

ついで彰義隊のころは、五十萬兩御入用の命が出て「尤も返済の儀は此度限り月一步半の利息を加へ當十

月限り屹度御下渡なされ候條」と、利息も期限もつけての依頼であつた。それも不足となつて、楮幣發行のことを三井組に相談した。もつとも六月十九日に太政官會計局が三井組に、金銭出納事務を一手に引受くべき旨を命じた時、政府の有金は合計九千九百四兩二朱と錢百八十一貫八百文であつたとしたら無理もなからう。この外、外國との取引のための洋銀三千四百弗づゝが三井、島田、小野の各組に課され、奥羽追討費として「日ならず賊窟も平定すべく候へ共、漸々寒氣にも相向ひ、萬一このまゝ年月を経候ては一方ならず御大事にも及ぶべく」として、三井一家に三十萬兩、鹿嶋一家に十五萬兩、小津清左衛門に六萬兩、三谷、小野、村越、島田、川村、青地、大和屋へそれ／＼五萬兩の貸上金を仰付けたが、これは三井が五萬兩、小野、島田兩組で一萬兩、計六萬兩其他は不應で、どうやら奥羽討伐も終りをつけたのであつた。

この過程において、三井以下は完全に新政府と抱合した形であり、やがて全國的統一の後には封建的課税をこの豪商以下のために流通して、政府保護のもとに殖産興業の道に邁進して行つたのである。因みに、新政府が征討費として豪商より借上げた總金額は、三井組小野組島田組の分四百六十四萬九千兩、その他京阪大津の富商の分三百二十四萬三千八百四十兩、江戸商人の分百五十八萬八千六百六十兩、江戸及び横濱町人積立金よりの分三千四萬六千九百九十兩。そしてその多くは、年一割八分の高利であつた。



## 五 農民の動搖

東山道鎮撫總督執事が、慶應四年四月に布告した文書に「年來苛政に苦み罷在、其外子細の輩は遠慮なく本陣に訴出べし」とあつて、新政府は一般農民へも呼掛け、或は目安箱等によつて農民の痛苦を知らうとしたのであつた。この空氣に應じた騷擾がかなり行はれたが、次の事件などはその代表的なものであらう。

上野國多胡郡黒熊村の豪農で村役人も兼ねて居た人々が、平生の苛酷な行爲を反撃されて痛苦にたへず、これを岩鼻縣知事と吉井藩役所に訴へ出た文書である。

御鎮撫所黒熊村組頭十左衛門、年寄仙之丞兩人奉申上候。當春の儀は、世間一統不人氣に相成、質屋重立候役名有之儀者、其外様々名面を付、家財打壞し候上、大切成書類品物等は焼捨致し候方も有之、其上質品取戻し、金品の儀は、近年置据など、申し聞され、難澁仕居り候處、當三月九日、村方名主惣兵衛、年寄にて名主代八左衛門兩人、十左衛門方へ参り、昨夜惣兵衛の門の柱に火札有之候間、相談の爲持参仕候義、十左衛門へ申聞られ、右の札披見仕候處、文言に

質品を出せばよし

出さざれば村役如斯

と四方焼候紙に、右の文言有之候間、惣兵衛、八左衛門、長左衛門立會の上相談仕候處、質品の儀は、四方へ相返し候事に相成候間、最早子細も有之まじくと存、右札の儀は、惣兵衛、八左衛門持歸り居候處、同三月十五日番惣兵衛宅へ、三十一統（村民一同の意）亂入致し、右四人にて、火札押隠し候懸合の趣、惣兵衛、八左衛門悴清之助申來り候間、長左衛門へも沙汰致し候處、直様出向有之、何れ此節柄の事故、菩提寺相頼み、一統へ訛に罷出候處、一向聞入も無之、剩へ悪口雜言にて、一圓取持呉れ申さず、據なく立戻り候儀申聞られ候間、如何に致すべきやと存候處、何様のたくらみ有之候や、十左衛門方は闕所に致し、家内中追拂致し候趣、一統相談にて、三十一統議定書も認め候風聞承り候間、誠に家内の者まで驚入り、何共申べき儀無之候儀にて、尙隣又御寺院様方並重立候者へ、縋られ相頼み詫入り候處、金二十五兩差出し、書面の儀は、扱人の認め候に任せ否や無之趣申聞され候間、何れ此節柄の儀は、據る無き義と存じ、其意に任せ置候處、其後段々風聞承り候處、學内の者一統所拂に致すべきの處、勘辨を以て、十左衛門一人は所構に致し候書面置かれ候儀承り驚入り、右に付候ては、百姓相續方にも、直様差支に相成り、片時も安心捨置致されず、御訴訟奉願上候。



この文中の目だつ點は「此節柄」であり、「當春の儀は世間一統不人氣」であり、これに乗じて、質商その他を通じて村民を苦しめて居たと見られる豪農、村役人に對して、村民一同から闕所とか所拂とかの私刑を行ひ、その財産を押收しようとして居る姿が、讀みとられる。つまり、當時の一般農民は徳川幕府の中期以後漸次増加した地主によつて、小作人的立場或は貸借關係から苦しめられて來たのであり、この變革期に於ても政治的に自由民権を叫ぼうとする代りに、端的に手近な地主高利貸に對して、その借金を棒引にする種類の抗争を行つたものと見るべきであらう。たゞその抗争が根本の目的を把握せず、組織と訓練を持たず、況んや適當な指導者を持たなかつた彼等は、單なる騒擾として終らざるを得なかつた。にもかゝらず、それは依然として社會不安を誘ふ大きな因子であつた。

同時に、この豪農の一連は、すでに幕末においては、一般農民に對しては、一種の支配的地位に居たために、彼等の動きは或る場合は農民代表のごとく、他の場合は武士の爪牙として、維新の變革戰に小荷駄として、農兵的武力として、可なりな力を以て參畫したことを閑却してはなるまい。

だから、新政府も最初は一般への呼掛けをしたものの、明治元年八月の太政官布告には「諸國租法舊慣に依り申すべく」といふ以上、根本的には農村は現状維持の態勢をつゞけざるを得ず、政府は農民の痛苦を聞くが如く、聞かざるが如く、漸次これを壓服する方針に變つて行つた。

## 六七 官制度

征東軍は、ほとんど遮るもの無い街道を肅々として江戸にむかつた。勝海舟の活躍、幕府そのものの類勢は、つひに江戸城開城となつて一應の局を結んだ。そして閏四月十五日には、副總裁三條實美を關東大監察使に任ずるに及んで幕府の根據はくつがへされ、奥羽以外は皇化にうるほふこととなつた。荒ごなしは終つたのである。

その閏四月廿一日に、制度の再編成が行はれた。まづ皇居を二條城に經營することとなつて、太政官代を禁中に徙した。一種の江戸城皇居の前提であらう。二十一日の改制は、二十七日頒布の政體書に、その趣旨が明らかである。曰く

「去冬、皇政維新總に三職を置き、續て八局を設け、事務を分課すと雖も、兵馬倉卒の間事業未だ恢弘せず、故に今般御誓文を以て目的とし、政體職制被相改候は、徒に變更を好むにあらず、従前未定の制度規律次第に相立候譯にて、更に前後異趣に無之候間、内外百官此旨を奉體し、確定守持根據する所あつて疑惑するなく、各々職掌を盡し、萬民保全の道開成永續せんを要するなり」



これをさらに具體的に説明したものは、熊本藩士横井小楠が、同藩執政の米田虎之助にあてた報告文であらう。その根本方策はこれによつて明らかにされる。

別 啓

新政是迄の次第にては、種々因循に落入、第一公卿始め其人にあらずして猥りに御擧用に相成り、御役人上下に懸り夥しく相成り、且つ諸局名々各々に趣向を立て、本来一切貫通仕らず、制度もまた自然に混雜致し、實以て致方無き次第と罷成り候故、第一御政體の大趣向を立られ、其任にあらざる人物公卿始め一切御退け、其中より御登用に相成り、且つ廣く人物御求め諸職に任ぜられ候筋に御座候。惣じて是迄の通り諸局隔絶仕り候者、必竟御政體立兼候のみならず、人材其根本に居らずして、諸局に分離いたし候に本づき、病源分明に相見ゆる故」

つまり、公卿はじめ人材ならぬものを、いろ／＼の事情から採用したから、仕事が進まず聯絡がとれなかつたこと、そのために「公卿已下末小吏に至る迄減省半分に至し申し候」とし、政體書によつて、新らしき政府の根本理念を立てること、この根本理念に添つた小數の官吏には、もつと高祿と高位を興へてこれを昇格せしむることとし、このため、一等官から九等官までの等級を立て、位階を昇叙した。位階については、「位階を下され候儀は、右三局御政事の根本にて、外國に對しては大臣と稱し候事にて、輔相の御任體三

位の右衛門督にては、是迄の御格合濟華以上の御方には、手を突き御咄合有之候位にて、御大政御執行は決して出來申さず候につき、二位の右大將に任ぜられ、議定も四位の諸侯にては御同様に付、二位の中納言御宣下、參與は諸藩士の御撰出、辨事は公卿、諸侯も仰付られ候へ共、三つの二は藩士にて相勤め候は止むを得られざる事。參與に四位、辨事の藩士に五位階を御宣下仰出され候。

然る處、岩倉公に於ても甚だ御心痛、議定の諸侯並に參與、辨事の藩士は勿論の事、實に當惑至極に有之候へども、御政體に於て止を得られざる事の條理に候へば、御辭退申上候は罷成らず、去とて直様御受申上候儀は心底相濟申さず、今暫くの處人心折合候まで御受申上ず、宣旨は辨事に預け候事に申談じ、今日大略相決し候」

こゝに公卿の後退が見うけられる。つまり積極的には人材ならずとして斥け、消極的には、新政府の輔相、議定、參與、辨事等の位階のくり上げによつて、相對的に格下げにする結果から來るものであつた。

新政府の根本理念を示す政體書を次に記さう。公卿的なものと相去ること遠きものである。さきの政體書につゞくものである。

政 體

大に斯國是を定め、制度規律を建るは御誓文を以て目的とす

第三章 全國的征服を通じて



- 一 廣く會議を興し萬機公論に決すへし
- 一 上下心を一にして盛んに經綸を行ふへし
- 一 官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す
- 一 舊來の陋習を破り天地の公道に基くへし
- 一 知識を世界に求め大に皇基を振基すへし
- 一 右御誓文の條件相行はれ悖らざるを以て旨趣とせり
- 一 天下の權力總て之を太政官に歸す。則政令二途に出るの患なからしむ。太政官の權力を分ち立法行法司法の三權とす。則偏重の患なからしむるなり。
- 一 立法官は行法官を兼ねるを得ず。行法官は立法官を兼ねるを得ず。但し臨時都府巡察と外國應接との如き仍ほ立法官之を管するを得。
- 一 親王公卿諸侯に非るよりは其一等官に昇るを得ざる者は、親を親とし大臣を敬するの所以なり。藩士庶人と雖も徴士の法を設け猶其二等官に至るを得る者は貴賢の所以なり。
- 一 各府各藩各縣皆貢士を出し議員とす、議事の制を立るは輿論公議を執る所以なり。
- 一 官等の制を立つるは各其の職任の重きを知り、敢て自ら輕んぜしめざる所以なり。

一 僕從の儀、親王公卿諸侯は帶刀六人、小者三人、其以下は帶刀二人小者一人、蓋尊重の風を除て上下隔絶の弊なからしむる所以なり。

一 在官人私に自家に於て他人と政事を議する勿れ。若し抱讓面謁を乞者あらば、之を官中に出し公論を經べし。

一 諸官四年を以て交代す。公撰入札の法を用ふべし。但今後初度交代の時、其一部の半を殘し二年を延して交代す。斷續宜きを得せしむるなり。若し其人衆望の所屬あつて難去者は、猶數年を延さざるを得ず。

一 諸侯以下農工商各貢獻の制を立つるは、政府の費を補ひ兵備を嚴にし民安を保つ所以なり。故に位官の教亦其秩祿官給三十分の一を貢すべし。

一 各府各藩各縣其政令を施す亦御誓文を體すべし。唯其一方の制法を以て他方を概する勿れ。私に爵位を興ふる勿れ。私に通貨を鑄る勿れ。私に外國人を雇ふ勿れ。隣藩或は外國と盟約を立る勿れ。是小權を以て大權を犯し、政體を紊るべからざる所謂なり。

この進歩的の理念と、大官公撰四年制度によつて、明治政府の趨向を察するに足る。さらに庶民を政治の舞臺に引出し、これを徴士とする英斷にも新政府らしさを感じるものである。新政府の本來的の姿が徳川氏の滅亡によつて、漸くその片鱗を示しはじめたといへるであらう。



同時に、その人的構成が一方的に傾斜しはじめたことも否みえない。即ち議定としては、三條、岩倉、中山、正親町、徳大寺、中御門の六公卿の外に、松平慶永、蜂須賀茂昭、鍋島齊正の三藩主、參與には小松帶刀、大久保利通の薩摩、木戸孝允、廣澤眞臣の長州、後藤象二郎、福岡孝悌の土佐がそれ／＼二名、熊本、横井小楠、福井の由利公正、佐賀の副嶋種臣の各一人となつた。そして、その職掌においても議定と參與との間の別が撤せられた。つまり公卿陣の六人に對して藩士陣は九人、藩主三人、そして薩長土はその參與陣の三分の二を占めてしまつたところに、整理の後に來た實力といふものが浮び出て居ないだらうか。議定九、參與九の数の同率も參與陣の鞏化を物語るものであらう。

なほ、大號令發布以後この日までの滿五ヶ月間（四月は閏故）に

議定 親王五、公卿十二、藩士十五

これを藩別にすれば、薩摩と佐賀は二人を出し、長門、土佐、名古屋、廣島、福井、宇和島、熊本、津和野、徳島、岡山、鳥取は各一名を出し、十三藩に亘つて居る。

參與 公卿四十三、官人六、薩摩九、熊本六、長門五、名古屋五、福井五、佐賀三、高知三、廣島三、宇和島二、鳥取二、岡山二、宇都宮支封、大垣、久保田、柳川、高鍋、犬山、津和野、岡の各藩士が各一  
閏四月二日の大久保の書にも、

「官中（大政官）の處も何一つ賞すべきの實跡は御座なく、越藩などの内情甚だ怪むべき次第も有之、若し一回動搖有之節は、何れに賊あるも圖られ申さず候。堂上の處も、兩三卿を除くの外、深閨中の婦人同様にて、俄然天下の大柄を執らせ給ひ、危殆の極に御座候。兎も角も今一層の御灌掃有之、屹度御確定御座なく候ては、難易いづれに有るを知らず候」

この内部的事情も、職制改革の一つの因子であることを忘れてはなるまい。改良派的なものの陰謀ははまだ決して盡きては居ないのである。

## 七 七官制の機構

七官制の特色は、立法、行法、司法の三權分立の萌芽を示して居るところにあり、議定と參與との職分を等しくしたところにある。まづ太政官を分つて七官となし、議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法に分つた。

議政官は、これを上下二局に分ち日誌司を管し、上局は、議定、參與、史官、筆生から成り、議定は、親王、諸王、公卿、諸侯を以て之に充て、その中二人は輔相を兼ねることとなつて居る。掌るところは、政體



を創立し、法制を造作し、機務を決定し、三等官以上を銓衡し、賞罰を明らかにし、條約を定め、和戰を宣することにある。この點、參與も同じ職責であるが、出身は、公卿、諸侯、大夫、士庶人から成立するところが相違して居る。

下局は、議長二人あり、辨事がこれを兼ねることとなり、議員は、貢士を以てこれにあてた。これが使命は「議員は上局の命を承けて議する所の條件左の如し」として、租税の章程、驛遞の章程、貨幣を造り、權量を定め、外國と新約を結び、内外通商章程、拓疆、宣戰講和、水陸捕拿、兵を招き糧を聚め、兵賦を定め、城砦或は武庫を藩地に築き、彼藩と此藩の争訟にあづかることを任務として居る。つまり上局は根幹を、下局は枝葉を掌ることとなつて居る。これを前の横井小楠の説明について見ると、

「上より出候儀は輔相より議定、參與に御渡し、下より出候事は、辨事受取、議定、參與に相渡し、議定、參與にて議定いたし、輔相にて御斷決、主上に御伺相濟候上、辨事に御渡し、夫々執行に相成候。夫故辨事を行政官と命ぜられ候」

この下から出る貢士の論議は、貢士對策所において行はれた。菊亭家を假所にあて、月に三回五日を定日とした。しかし、從來の留守居役は依然として藩の外交的立場を守り、貢士との間に疎隔を生じたので、五月廿七日に、貢士と留守居を兼ねた公務人なる職を設けたのであるが、これがまた朝廷と藩との關係を圓

滑に運用しえず、更に八月廿日、貢士的なものを公議人、留守居的のものを公用人として分離したが、その成果においては、いづれも多く見るべきものが無かつた。

それはまた、立法院の議政官と、行政府の行法官との間との區別をも曖昧にした。これはその職制にもよ

り、人柄にもよるが、要は時代の混沌さの故であつて、やがてそれが混一に歸するのであるが、それは後に譲らう。

神祇官は、知官事一人、副知官事一人、判官事二人、權判官事、書記、筆生を以て組織せられ、知官事は親王、諸王、公卿、諸侯を以てこれにあて、これは一等官であり、副知官事は、公卿、諸侯、大夫、士庶人を似てし、二等官とし、判官事は三等官、權判官事は四等官、書記は七等官、筆生は八等官とされて居た。なほ最低の九等官は、譯生、使部が叙せられて居た。

この席列は、會計官、軍部官、外國官、刑法官にも同様にあてはめられて居り、以下、府には知府事、藩には諸侯、縣には知縣事をおかれ、知府事は二等官、知縣事は大小によつて、三四五の等官に區分されて居た。この場合、問題なのは藩の諸侯であり、これは官職以外の舊機構的存在であつて、當然と處理さるべき運命に居た。

議定、參與によつて成る立法部、行法部の外に、各官の主腦部として任ぜられたものは、神祇官知事鷹司



輔照、副知事龜井茲監、會計官知事萬里小路博房、軍務官知事嘉彰親王、副知事長岡護美、外國官知事伊達宗城、副知事東久世通禱、刑法官知事山内豊信等であつた。概していへば、中樞部は藩士的參與陣を以て固め、その行政面を公卿、諸侯に譲渡した形が無いでもなく、諸侯會盟的なのが漸次官僚的な風貌を備へはじめたといへるであらう。實力が機構の上に徐々に現れはじめたのである。

### 八 議政解消、公議振興

幕府潰滅のあとの臨時的機構としておかれたものに、鎮將府がある。七月十七日江戸を東京と改め、その際の詔に

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す。江戸は東國第一の大鎮四方輻湊の地、宜く親臨以て其政を視るべし。因て自今江戸を稱して東京とせん。是朕の海内一家東西同視する所以なり。衆庶此意を體せよ。

そして臨時機構としては、

鎮將

右東國事務を總裁す

議定

參與

右立法の權を執り議政官の體に法るべし

判事分課

諸侯、軍務、社寺、刑法、會計

辨事

右行法の權を執り行政官の體に法るべし

史官筆生

そして東國とは、駿河、甲斐、伊豆、相摸、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥、出羽の關東、東北の全部であり、「諸侯の事に至る迄總て取扱致すべく」大事は奏問するが、大抵こゝで處理し、その中核には、鎮將三條實美、議政局の議定蜂須賀茂昭、准議定長岡護美、參與大久保利通が居り、大久保と三條によつて、事は處理されて行つたのである。たゞし東京府は特立してその治下に存在して居たことはいふまでもなからう。

大久保日記七月十六日に

第三章 全國的征服を通じて



今日岩倉大夫殿（具定）出府に付、北岡（岩倉具視）へ書狀相托。二字頃より米田虎之助入來。今日は金談に付、醉月亭に於て長谷川出會に付差越、小松も入來、米田も參る。

十七日

小松家今日横濱歸港。出勤上京藤十郎濱田源兵衛横濱より歸來、金子千五百兩を濱田へ渡す。政治も勿論だが、金策がこの頃の仕事の重要部分であつたらしい。

九月八日、明治と改元し、大赦が行はれた。その十九日に、現在の議政、行政の分離された機構が、實狀に即せずとして一步退却を強ひられた。一般がそこまで達して居ないための後退でもあり、技術的にも人間的にも、分離の域にまで達して居なかつたのであらう。御沙汰書は

議政行政の分別を以て、議事の制立てさせらるべき筈の處、自然實狀に於て議政も亦行政の事と相成り、立法官、行政官を相兼候様成り行き、遂に議事の制相立ち難く候。然るに今後天下衆庶と共に衆庶の政を爲し、且つ會計の事に於ても愈々議事の制より生し候様無之ては相行はれ難く、實に皇國御基本も此事の成否に關係致し候。依て當時實狀に隨て姑く議政官を廢され、議參兩職並史官共其儘を以て行政官に入り、輔相の次に列し、職務舊の如く決定、機務を旨とし相勤むべく候。且つ別に議事の制取調候一局を開き、大に古制御興立有之可き様仰出され候事。

但姑く議政官を廢され候へ共、即時政體書御變革には相成らず候間、本文の次第官中のみ相心得、天下一體の議は追々議事の制相立候上仰出され候事。

これはたしかに政體書からの逆轉であり、さればこそ官中だけのことと糊塗したのであらう。それにしても、他國の制といはずに「大に古制興立」と高唱して居るところに、興味がある。「衆庶とともに衆庶の政を爲す」古例は大いに究めらるべきであり、此日、議事體裁取調總裁を山内豊信に命じ、以下辨事兼議長秋月種樹、參與福岡孝悌、大木喬任、外國書權判事鮫島尙眞、森有禮、一等譯官神田孝平を取調掛とした。この人々のどこから古制が生れるか問題であり、面白いところでもあらう。

この制度的後退にもかゝらず、實質的には、その必要は漸次増大し、翌々日には、公議振興の詔が出された。貢士、公務人、公議人への一つの批判とも見れよう。

議事院の儀は、廣く會議を興し萬機公論に決するの御趣旨にして、最重大の擧に有之、先般公議人を置かれ、議員に充てられ、課目對策御試相成候處、遂に空文に流れ、却て對策及第等の弊風生ずべき勢に付、一と先課目對策廢止せられ、改て大に國家實用の輿論公議を興され候思召に候。

然る處公議人は其材を撰ひ、國論に代るべき旨前以て御布令にも相成候故、其材に乏しからざる事には有之へく候へ共、猶又列藩を御達觀遊はせられ候に、中には藩議未立公議未立の向も有之やに相聞き、即今



議事の制有之候ても名實齟齬致し、朝廷列藩の際氣脈を通して公議を興し候御趣意にも相副はず、徒に空論浮議に涉り、一己の私見を以て衆説に雷同致す等の弊をも相生すべく、以て御遲回在らせられ候へ共、實に一日も缺くへからざるは公議に付、彌以て藩論を一定し公議を振起し、朝廷に於て大に議事の制を御興立在らせらるへきに付、追々其制に基き、皇國一致氣脈相通し候様、銘々盡力致すへき旨仰出され候事。

この場合の公議とは、上意下達の意味が主であつて、藩と政府との連絡を鞏固にせよといふにあるらしいが、中央政府が、議政と行政を一にして専制的に後退しかけて居る際において、果してこれが望みうるであらうか。

### 九藩制更改

全国的な戦亂の平定の後に来るものは、機構を一應確立した中央政府の、地方的藩への攻勢である。十月十三日、車駕東京にいたり、江戸城を皇居とし給ひ、百官に輔導、啓沃、直言の詔を發したまふた。その二十一日に朝廷は諸藩に令して、

天下地方、府藩縣の三治に歸し、三治一致にして御國體相立つべく、然るに藩治の儀は、従前各其家の立るに隨ひ、職制區々異同有之候に付、今後一般の御趣意を以て、藩治職制大凡別紙の通相立つる旨仰出され候事

藩治職制

執政 無定員

朝政を體認するを掌り、藩主を輔佐して一藩の紀綱政事總べざるなし

參政 無定員

政事に參するを掌り、一藩の庶務與り聞ざるなし

公議人

朝命を奉承するを掌り、國論に代つて議員に備ふ

一 執政參政は藩主の所任と雖も、從來沿襲の門閥に拘らず人材登庸、務めて公學を旨とし、其人員黜陟等時々太政官に達すべし

一 執政參政の外、兵刑民事及庶務の職制は、其藩主の定むる所なれ共、大抵府縣簡易の制に準じ一致の理を明にすべし



組織制一定の上は冊にして太政官に達すべし

一 藩主の側に従来置く所の用人等の職を廢し、別に家知事を置き、敢て藩屏の機務に混ぜしめず、専ら内家の事を掌らしむべし

一 公議人は執政參政の中より撰出すべし

一 大に議事の制を立つべきに付、藩々に於ても各其制を立つべし

一言にしていへば、藩の半面を朝廷的にし、同時に藩自體を政治と家治とに分離し、そのための人材を登庸し、その基本構成は府縣に準ぜよと指示してある。

しかし、これが單なる布達で實行出來ぬことは、大久保自身が最もよく知つて居り、よつて歸國して、薩長兩藩主と西郷を中央に召致し、大政に參與せしめることによつて、この藩對策を進めようとしたのである。十二月五日、公議所を舊姫路藩邸におき、公議人に暇を與へて、明年二月十五日再び出張することを命じ、各藩へは、從來の大藩三人小藩一人の別を、大中小とも一人とし、主人が中央に在職する藩も必ず公議人を出し、執政參政の中から撰ぶことを諭達して居る。

この藩制への中央からの干渉は、さなきだに崩れんとする藩の基礎を搖がし、藩じたいの經濟的逼迫と、すでに新機構として現れつゝある府縣制の妥當制を見て、いよ／＼藩の存在に對する不安は濃厚となり、そ

れが、長州藩主への、木戸の版籍奉還建議となり、四藩の建言となつて大勢は決したのである。

かくて、大義としては奉還の書に見る如く、

「謹で案するに、朝廷一日も失ふ可らざる者は大體なり、一日も假すべからざる者は大權なり。天祖肇國を開き基を建て玉ひしより皇統一系萬世無窮、普天率土其有に非ざるはなく其臣に非ざるはなし、是大體とす。且興へ且奪ひ爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず一民も私に攘むこと能はず、是大權とす」

といひきつてゐるが、そのための摩擦は、木戸がこの論を藩主に進言した際「予既に之を諾す。然ども戦餘士氣激昂、汝若し容易に説を發せば、恐くは不測の變あらん。當に往て京師に至り、而して後機を視て事を爲せ」と。主唱藩長州すらかうした空氣なのである。しかし、この戦後の混亂によつて適歸するところを知らぬ折に行はれたからこそ、却つて成功したのであり、人心安定の後であつたなら、一層の混亂を見たであらう。明治二年正月廿三日のことであつた。かくして、来る四月中旬を期して「公論衆議を以て國是の大基礎」を建つるため「大小侯伯及び中下大夫上士に至るまで」東京に參集することとなつた。この空氣が純粹復古派の後退を餘議なくせしめるのである。



## 一〇 藩機構の變革

明治元年十月廿八日、藩制を改めて、執政、參政、公議人としたことは、すでに叙べたところであるが、この藩治職制をめぐつて、戊辰戦争参加組と、公武合體的な立場で藩國に居残つたものとの間に對峙を生み、ことに薩藩のごとく多數出兵の藩において、この傾向が烈しかつた。つまり、戊辰戦争に参加したものは、戦勝の餘威と新政府的なもの若干を身につけて居るところから、舊機構とその要路に對する反感と侮蔑の加はることは當然であつた。ために新藩制においては當然と藩の要路を占めようとし、この人々が藩主的立場の久光とその周邊に對して藩改革を迫つた。この舊藩制を脱却しつゝ、しかも政府の徴兵的軍備に反對する集團が藩士派を形作るものであり、彼等は、舊藩制に對峙する意味で久光派と善からず、新政府の政策を拒む意味で反動的なものであり、薩摩においては西郷がその中心人物であつた。これを緩和する意味と、版籍奉還の打合せも兼ねて、二年二月に、大久保は勅使柳原前光とともに薩藩に下つたのであつた。

大久保が、大山巖の邸で、川村、伊集院、野津等の戦争参加組と會して、公子島津圖書、奈良原繁、伊地知貞馨等のごとき藩主派といへども、有爲の士は用ひて然るべし、と談合したが肯かれず、奈良原等の一派

は全部藩政府を去ることとなつた。かつての大久保、西郷等の同志で倒幕の關門を通りかねた人々である。

二十日に藩内に藩政改革の旨を布告したが、そこには新機構への轉換思想が脈々と息づいて居る。曰く

諸藩政府の設は、元來朝政を執行する場所に候處、名分混亂し、自己の政府と相心得、遂に天下の政令異途に出で、大權統一せざるに立至り候。然る處此節執政、參政の職分定められ、家事と混ぜざる様取扱ふべき旨仰出され候は、舊弊一新の御趣意、改革の大端と奉恐察候。就ては我等事本城を退き、政府(藩廳)へは掛て出席、朝政を奉行いたし度、殊に版圖返上の事件、布告致置き候については、公私の別を實體し、退城の上、朝裁を仰ぎ候儀當然の筋と心得候に付、各其意を得、早々手當致すべき事。

又曰く

大政一新各藩職制相改むべき勅諭の趣有之、斯に御政體に法り舊制を取捨し、簡明守り易からしむ、希くは藩屏の任を竭し以て皇基を扶植せん。爾諸有司須く此意を體し勉勵奮發怠ること無きを要す。

- 一 小權を以て大權を犯し、己の務を措て人の務を問ふ勿れ。
- 一 各局事の相關渉する者宜く公同商議すべし、妄に私權を立て他局と杆格支吾し、以て事務の壅滯を致す勿れ。
- 一 舊制某官を帯び某職に居る名儀不當、改正せざるべからず。今新に俸祿の差等を定め、以て功勞の輕



重を著す、兼官其れ之を停罷せよ。

一 官等に準じ俸祿を定むと雖も、職務殊に繁劇なる者は、別に年祿を給し、以て其勞に酬い其生計を資く。

一 官の爲めに人を求め、人の爲めに官を求めず、若し其官を闕くも可なり、因て今職務の閑劇を計り、その人員を定む。容易に加入し冗官率位あらしむる勿れ。

一 諸官二年を以て交代し、三月より翌々三月に至るを任限とす。一官二員あるものは、今後交代の時其半を残し、一年を延して交代し、新舊相雜はらしむべし。但勤績著明衆望所屬の者は此限りに非ず。

一 新制一定諸有司宜しく奉守失ふなかるべし。若し眞事に臨むで便ならず、或は別に良制あらば、更に商議を経て改革すべし。

まさに新體制であらう。そして、政廳を知政所と名づけ、執政、參政、公議人以下を置き、軍務、會計、紀明、監察等の諸局を設け、伊地知正治、桂久武、樋口彦二、大迫貞清、伊集院兼寛、黒田清綱等の參戰派を參政に任じ、大山綱良、樋口與一郎、島津伊勢等を各局の總裁たらしめ、従來の門閥格式を悉く廢し去つた。これに對し、久光派の人々も舊慣によつて其勢力は侮りがたく、ことごとくに疎隔する状態であつた。久光と西郷の反感は、これを根柢として發生するのであつた。そして、久光はこの勅使の誘ひに應じて上京し

たが、西郷はそのまゝ止まることとなつた。藩制改革に伴ふこの混亂は、いづれの藩にも若干の相違はあれ共通の現象であり、明治三年春の長州の暴動は、この藩士派が、藩の兵制改革に反對して騒起したものであり、西郷が、この叛亂にむしる厚意を持つた理由も、こゝに伏在するのである。

しかも西郷は、この兵制改革を、中央政府的にする代りに、藩士的に編成替したのである。薩藩領内の行政區劃は、城下と南海諸島を別にして、大小百廿餘の郷區に分れ、大は三萬石、小は二三千石の廣さで、島津家の一族又は功臣を封じた幾多の私領地が存し、半ば本田の制によつて割合に多くの武士を養つて居た。又島津家直轄の土地には數多の郷士を置き、その上に官選の地頭を任命して直轄させたのである。然るに藩制改革の人事は、この私領地の統治權をとりあげて、直轄私領兩地ともに新たに選抜した専任の地頭を据えた。この地頭選任に當つても、主として戰爭參加の士を以てし、やがて後に西郷が征韓論に破れて歸郷した後は、専ら私學校黨を是に當て一個の西郷王國たらしめ、その發展線上に西南の役を激發したのであつた。

この時においても、藩士的な編成替は顯著であり、その地方には更に士分の多寡に應じて大小の常備隊を組織せしめ、地頭をして之を統轄せしめ、司法も行政もこの軍隊によつて行ひ、郷邑の役場を軍務方と稱へしめた。かくて薩藩の新政府は、藩士の武力を解體する代りに、そのまゝ新たに編成替をして、城下に歩兵四大隊と砲兵二大隊、地方に常備兵十七大隊餘、豫備二十大隊、大砲隊九座一分隊といふ多數の精兵を備



へ、中央政府の維新事業を妨ぐるものを討伐するといふ點に、その主目的を置いたのであつた。しかし、版籍奉還によつてまき起される藩的なものの動搖は、ひとしくこの藩の新體制下の兵制を脅かさざるを得ず、大村益次郎の兵制改革は特にその尤なるものであつた。大村の暗殺者を、彈正臺が罪なしとする態度に出たのも、この藩士派の空氣を反映したものであり、大久保の進歩政策を以てしても、かほ且つ大村の農兵論に反對したのは、偏へにこの薩藩の空氣を考慮したからであつた。

しかし、徵兵的空氣は避け難き事實として迫り、西郷をとりまく一黨としては、早急に藩兵なかんづく薩兵を中心とした中央軍を編成する意見が濃厚となつて來た。大久保が若し西郷を引出さうとしたら、この急所を押へればよいのであり、西郷の中央乗出しには、政策的に見て一應西歐的なものを排除し、就中徵兵的なものを整理し、藩兵即國軍の制度にすることが、唯一の目標であつたと考へられる。大久保が歸國したのは、この西郷王國が漸く緒につき、兵制も纏まりかけた時であつたので、西郷が中央に出馬しなかつたのも無理はなからう。

## 一一 極復古派の教學入り

變革の設計圖を一手に引受けた玉松操は、明治元年二月に徵士として選ばれ、内國事務局權判事に任ぜられたことはすでに述べた通りである。これは、二月三日の改正によつて三職七科制から三職八局制に轉移した際であり、この際も玉松のあづかるところは多かつた。しかし、政治を知らぬ玉松には爲すべきことといへば、宮中の典例研究等が主であつた。そして形式的に政治體制を復古化した玉松は、政治の内容が漸次に單なる復古から維新面を主とする傾向が強くなつたことにあきたらず、五月には早くも官を辭して、ひたすら思想的な學問的な方面を己れの任とすることゝなつた。外國公使の朝見、なかんづく四月の進歩的な改革が、玉松の復古的、王朝的な思想を怒らしめたと思はれる。以後主として皇國學の樹立と、外來的な思想を排斥することにとめたが、なかんづく皇學所設立が、残された唯一の念願となつた。

それが、元年九月にいたつて、皇學所、漢學所の設置となつて實現した。皇學所御用掛は、玉松の外に平田大角、矢野玄道も同役仰付られた。大體には極復古派である。行政官よりの御沙汰書は「大學校御取建被遊天下の人才を集め文武共に備へさせられ度思召候處、方今御多端の折柄未だ御取調も行届兼候間、先假に



九條家を皇學所、梶井を漢學所に用ひられ候」そして「宮、堂上及藏人諸官人共望に隨ひ入學」といふ狭い範圍のものであつた。その規則には

- 一 國體を辨じ名分を正すべき事
- 一 漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たる事、但し中世以來武門大權を執り、名分取違候者巨多有之、向後屹度心得べき事

- 一 虛文空論を禁じ着實に終業、文武一致に教諭致すべき事
- 一 皇學漢學共互に是非を争ひ 固我偏執有べからざる事（以下略）

これについて矢野先生略傳にも「扱も御一新此かた萬古古しへに復し給へる此政事の中に、最初の神祇官を興し給ひ、嘗て縣居大人等のいたく希望しやまさりし學校を設けたまへるは、あるか中にもいと尊く忝き御事とて、右の玉松、平田兩翁等と共に、晝夜寢食を忘れいそしみ仕へ奉らしし云々」とある。

かくて十二月十日に至つて、太政官布告を以て皇學所學則は發表された。その中には「近來皇國學相衰へ外國へ對し候ても不都合に付、今般更に皇國學盛大に御振起遊され度思召に候間」といふ文字が交つて居る。

十二日皇學所新宮鎮座の式があり、神祇官知事近衛忠房が祭主となつて天津祝詞を奏した。そこには「大

學官を興起賜ひ、大御政の大基本をも此官にて定めしめ賜ひ、庶人に至るまで願の隨に參入學ばしめ、夷狄の國の小徑をも、佛法と西洋なる妖教とを除きては、攝掌らしめ其良法をは採用して、大御政の羽翼と爲賜はく思食し賜へるものから」とある。學神としては、天御中主大神以下御代々の天皇命等であつた。復古派の、政治から單なる思想への後退と見るべきであらう。

### 一二 岩倉の國家統一體系案

二年正月二十五日、岩倉は、政體建定、君德培養、議事院創置及び遷都の四件について、意見書を三條實美に呈して、朝議に附することを求めた。版籍奉還の建言と關聯した國內統一策としてのそれである。

#### 一 政體の事

萬世一系の天子上に在て、皇別、神別、蕃別の諸臣下に在り。君臣の道、上下の分既に定て萬古不易なるは我が建國の體なり。政體も亦宜く此國體に基づき、之を建ざるべからず。然れども封建と云ひ郡縣と云ひ、開國と云ひ鎖港と云ひ、其制度は時勢を觀察し其宜に従て之を變易せざるを得ざるなり。是故に古の良法美制と雖も、今日に適せざるものは斷然と之を廢停して、拘泥の陋習を破るべし。抑政體は建國の體



に基き之を建て、君臣の道、上下の分を明かにして富強の基本を鞏固にし、國家の運勢を興隆するを以て目的と爲すべし。臣子の分として之を言ふを憚ると雖も、明天子賢宰相の出づるを待たずとも、自ら國家を保持するに足るの制度を確立するに非ざれば不可なり。否らざれば明天子、賢宰相の出づるに非ざれば千仞の堤防も蟻穴より崩壊するの患あり。實に懼れざるべけんや、慎まざるべけんや。

今日人材を登庸し、門地に拘らず其材に應じ其地に立たしむると雖も、輔相、議定、知官事の如きは、仍ほ親王、諸王、公卿、諸侯に非ざれば其職に就くことを得ず、是れ門地に拘はるの餘風猶ほ存するものにして、制度未だ其宜を得るものと謂ふべからず。若も此制度にして永く繼續せしむるときは、或は其材に非ずして、常に其職に居り、遂には有名無實の弊に陥り、大政不振の基とならんことを懼る。速に此制度を更改し、官職は如何なる地位にても其材あれば何人にも之に就かしめんことを要す。因て政體取調御用掛を設けて其起草を命ずべし。然れども職官の名は大寶の令に依り、古今を斟酌して之を設くべし。今日の人心は自ら新を輕んじ舊を重んずるの風あるを以て、施政の上に於て害なきものは、成たけ舊貫に仍るを可とす。

大寶の令と人材の徹底的登庸、君臣の分と富強の道、この二つを並行せしめるところに、岩倉の立場がある。「名は大寶の令による」といふところに萬斛の意味がたゞへられて居る。

#### 一 君徳培養の事(略)

#### 一 議事院の事

議事院を設置するは、歐米各國の風を模擬するが如しと雖も決して然らず。我が皇國に於て公論を採るは、既に神代にはじまれり。速に議事體裁取調を命じて、其規則案を上申せしめ、而て速に議事院を設置すべし。抑大政維新の鴻業は何に由て成就したるかと言へば、即ち天下の公論に由て成就すと言はざるを得ず。多年有志の人が大義を明かにし、名分を正すことを論じ、而て幕府の失政を責めて遂に今日の盛運を致したるに非ずや。臣子の分として之を言ふに憚ると雖も、主上天資聰明英智に涉らせらるゝも、猶御弱年に在らせられ、御親ら中興を謀らせ給ひしと云に非ず。天下の公論を聞食させられて其歸着する所を宸斷を以て之を定め給ふものにして實に公明正大の御聖業なり。是故に將來に於ても議事院を設置し、施政の法度は衆議に附したる上廟議一決し宸裁を経て施行せば、縱令異論百出するも容易に變更することを得ず、此の如くなれば朝權自ら重く、億兆之を信じ、朝令暮改の誹謗は自然に阻止すべし。然らざれば一令出づる毎に異論百出し、其間に事情纏綿し遂に又之を改むるに至り、遂には舊幕末の覆轍を踐み人心の乖離すること益々甚しからん。蓋し議事院を設置するは、五箇條御誓文の御趣意を擴充するに在るなり。

#### 一 選都論の事

第三章 全國的征服を通じて



今度東京へ御再幸に付、朝野の臣民聖意の在る所を知らず、遷都あらせらるゝが如くに心得居るものも亦少からず。之が爲に京阪の人心動搖すること尤も甚し。昨年江戸を以て東京と稱せらるゝ事を仰出されしも畢竟天子は四海を以て家と爲すの本義に據り、東西一觀の御趣意に出で、決して遷都の御意に非ざるなり。殊に京都は桓武帝以來千餘年の都府にして、列聖山陵の在る所、此後千百年を経るも決して東京に遷都して、此都府を廢せらるゝことは萬々之れ無き筈なり。

として、單に奥羽、蝦夷への王化のための東幸であつて、遷都ではない。これを朝野の臣民の領會する様諭令を發すべきであつて、廟堂の遷都論に對しては「徹頭徹尾不承知なり」と極言して居る。この背後には極復古派の進言があり、その面への一種の追従もあつたのである。つまり、岩倉の論は現實の不可避な實状と復古派の古への要求との間に立たされた形があり、岩倉自身もさうした立場に終始したものであることは、この二年正月の獻言によつて鮮かに知りうるのであり、これは同時に進歩的公卿一般の立場でもあつたのである。差支へない限りの古風尊重、止むを得ざることだけの新風施行であらう。そして玉松らの進言は依然として烈しかったことは、當時の文書によつて知られるのである。

## 第四章 版籍奉還前後

### 一 天皇御親裁と版籍奉還論

明治元年十月十七日、聖上政廳に臨御し、有司に詔して輔導啓沃直言して忌憚すること勿らしむる詔書を賜ふた。曰く

詔 皇國一體 東西同親 朕今東京に幸し親く内外の政を聽く。汝百官有司同心戮力以て鴻業を翼け、凡事の得失可否、宜く正議直諫して、朕か心を啓沃せよ。

同時に、行政官副達書に、内外の形勢容易ならぬ折柄「日々臨御親裁仰出され候」と聖德を稱へて居る。そしてこの同じ日兵庫縣知事伊藤博文は、國內統一のための次の如き意見書を提出した。

兵庫縣知事伊藤博文謹で北地凱旋の兵を處するの策を上言す。抑本邦の政體におけるや、上古は文武共に權朝廷にありて文以て教化し武以て威鎮す。其權機皆 天子より出で、一人敢て之を冒すものなし。



而して時代漸く變化し、文教盛んなるに従て、武威下に流れ、其權終に源平二氏に歸す。源賴朝日本總追捕使の任を受けてより、政令全く將門に墜ち、今日に至るまで其制を革むるあたはず。其故何ぞや、中古以來の公卿大臣逸を食ばり勞をいとひ、徒に言辭を以て武臣を使ふ。武臣も其初は眞に力を朝廷に盡せしなれども、終に國家の大弊となれり。

夫兵卒何れの處にありや。其本土地に在り。將門能く土地に在るの人民を使ひ、之をよく服さしめ、人民も亦之に服して終に土地人民共に將門に歸し其末諸侯となり、封疆となり、一塊も朝廷の有にあらざる如きの形勢に立至りしに、幸に復古の時來り逆賊殲滅し、文武の權朝廷に歸するに至る。而して其賊を討しものは何ぞ。兵力皆諸侯より出で、朝廷猶一卒の親衛なし、而して何を以て諸侯を威鎮し、海外各國にあたらんや。

夫治國の術、豈唯仁德のみを以て論すべけんや。兵威も亦盛んに備はらずんばあるべからず。此方を立る如何。今や衆賊平定せしことなれば必ず征討のものを重賞せざるを得ず。論者曰く、此地既に平定せしと雖も、餘焰尙あらん。故に總督を始め兵士に至るまで、其土を割與へば、一は感賞の道となり、一は鎮撫の術ともならん。是必ず衆議の起る處にあるべけれども、臣が卑見を以てすれば然らず、五州各國と並立んと欲するや、世祿の制を以て國政を立る能ざるは人々の知る所なり。況や諸藩忠勇の將士、憤激闘身を棄て願す。國の爲に賊を亡し、其勞を厭はざるは、皆愛君愛國の赤心より出で、豈に他に求る所ありて然らんや。

然と雖も其功績已に成りて、朝廷何ぞ其功を賞せざるを得んや。而して今之を封疆の臣となし、僻陬の地におかば、其諱憚せらるゝの懷をなし、却て其報國の本志を達せしむるの道を竭絶せんことを恐る。將士も亦豈默然として此に安んぜんや。又之を其藩々に退かしめ、藩主において尋常の賞を行ふとも、將士豈是を足れりとし、區々たる藩國に退去せんや、夫大政一新の際にあたりて、國家に大害をなせしもの會賊に過ぐべからず。此賊を除きしもの、其功世に冠たり。然れば大に其功を顯はさずんばあるべからず。抑普天の下率土の濱、王臣に非ざるなければ、諸侯に置く所の兵、皆天子の兵にして、天下是に令を傳へば、百萬の衆も動くべけれども、朝廷の兵權は名のみにて、其實諸侯に握る。故に朝廷の力弱し。力弱ければ天下を御する能はず。今この制を立てずんば、終に中古以來の代の如く、又朝廷は唯々たるに至らん。若かず此機に乗じ北伐の兵をして、改めて朝廷の常備隊とし、總督、軍監、參謀以下皆至當の爵位を興へ、之に兵士を司さどらしめ、兵士にも亦班秩ありて、各其處を得さしめ、大に歐洲各國の兵制を折中し、以て新に我兵制を改革し、朝廷親く是を統御せば、全海内の兵、北地に向ひしより強きはなし。是に加ふるに能く練磨せば其力益々至剛にして、内は不逞を制し、外は萬國に對し以て恥づべからざる也。諸將士も、



天子親臨の恩を戴けば、樂んで服従し、古今一新の際、始て文武の二權 天子に歸し、然後國威皇張、復古の勢全く成べし。則一は征討の兵士を處し、二は朝廷を助け、三は威武を海外に輝さん。是則今日の急務也。願くは朝野の公議を経て、萬分の裨益たらんと欲し、臣至愚を顧す謹で上言す。頓首再拜。

一種の兵權歸一論であり、兵權を中心とする封建制への一大鐵槌であらう。それはやがては、版籍の奉還ともつゞくものである。たゞ朝臣の徴士までが、藩の祿に賄はれつゝあつた當時として、この大兵を養ふべき財的基礎を求めのが困難であり、藩より兵費を支給することは容易ならぬことであり、いろ／＼と困難の問題を孕んで居る。しかし、後の御親兵制度はこの線に沿つたものであらう。

これを示された後藤象二郎は、一見して感服し、自分もこれに似たる建言を試みたことがあるが、遙かにそれに優るものであるとして、一足先に上京する小松帶刀に事情を語つて、輔相岩倉に進達することを依頼し、後藤自らも木戸にあてゝ採用方を依頼した。越えて十一月に至り、姫路藩主酒井忠邦が、藩を改めて府縣と爲すべしとの建議を、次の文書として上つた。

王政御一新の御折柄、皇國御一體朝廷列藩氣脈相通じ申さず候はでは、御成功にも及ばせられ兼ね候儀と恐ながら存奉り候。就ては府藩縣の御制度にては、府縣自ら貫通仕候へ共、藩の儀は藩々家法職制等區々にて、自然隔絶仕り、府藩縣三治一致に歸し兼候通弊と存奉り候に付、何卒藩の名稱を御改め都て是迄の

府縣と一般同軌に罷成し、其上官の者は參朝をも免され、大事件は何の上裁決し、定例等の儀は便宜取扱ひ候様相成候へば、自然御情意皇國中へ貫徹仕り、中興の御盛業遂させられ候御儀にも相運び申すべきやと恐ながら存奉り候に付、忌諱を顧す此段奉獻言候。誠恐誠惶。

極めて曖昧なものではあるが、とにかく府縣並にせよといふところに、版籍奉還的な結論が生れる。しかし、この文だけでは、藩の特殊待遇を、府縣的な快い待遇にせよともとれるのである。

この報をえた伊藤は、兵權奉還論から一步進めて、版籍奉還論にいたり、「姫路侯書を天朝に奉り、自家の政權領地學て是を奉還せんことを請ふ」との道路の言に欣躍したことを記し、

『夫王政を復する、徒に幕府の政權を奪ひ、徳川氏の罪を責むるのみを以て然りとせんや。諸侯も亦將に自ら省責する所なくば、是徒に幕府の威權己の上に出づるを惡んで、眞に王政復古を望む者に非ずといふべし』

と核心をつき、此際の急務は

『唯全國の政治をして一齊に歸せしむるに如く者なし。其此を一齊に歸せんと欲するや、古今の如く各藩各自に兵權を擁し、互に拮抗するの弊を除いて、其權を悉く朝廷に歸せしめ、政令法度一切朝廷より出で、更には是を犯す者なきに至らざれば』



統一は得難く、兵制も外國の侮を禦ぐをえないであらうと述べ、

「故に我全國の諸侯宇内の大勢を察し、終に其政治兵馬の權を以て、天朝に奉還するに至らざれば、百年の後我皇國の威武を海外に輝かすこと難し。諸侯も亦是を奉還することを欲せずして、此勢數十年を経ば、後終に朝廷より干戈を動して是を奉還せしめずんば勢止むを得ざるに至るべし」

と洞察し、諸侯の此際天朝の興復をはかるものこそ、皇國を憂ふるものといふべきであつて、天朝に於ても諸侯に對して、

「擧て公卿と列を同ふせしめ、爵位を進め、俸祿を賜ひ、所謂我國の貴族と爲し、各國議事の體裁に倣ひ、上院の員に備ふべし。尤も卓識有爲の人なれば、樞要の地に立ち、或は將相の任にも當るべし」

さらに、門閥を問はず人材を登庸すべきである。そして此際姫路藩に對しては、その方法を以て嘉賞したまへば、三百諸侯もこれに習ふであらうと論じ進めた。

「然る後直に其領地は府縣の制に倣ひ、之を處置せしめ、其藩士は強壯なる者は選んで朝廷の兵となし、吏才ある者は吏と爲し、其餘は悉く土着に歸し、老若自ら給する能はざる者は是を養育するの法を立つべし。是に於て速に天下列藩に布告して一大會議を興し、天下の公論を取り、皇國の基本を建て、内は神武天皇の神靈を慰し奉り、外は萬國をして威懾せしむる、是れ今日在朝大臣の職なるべし」

と結んである。明治二年の政治は、この伊藤の建言の線に沿つて動いたものといへるであらう。この案は議定、參與のすべての賛成するところとなつた。たゞ政治として之を實行するためには、自ら順序があり、姫路藩一藩を以てしては全國的の壓力とするに足らず、更には、姫路藩のみをして名を成さしめることにも甘んじえず、改めてこれは指導藩としての薩長土肥の手にかけることとした。

十二月、車駕西に還り、木戸も東京を立たうとした前日、木戸は岩倉に向つて、二大國策を進言した。一つは國際對策としての朝鮮問題であり、他は版籍の奉還であつた。今や國內は一應平定し、機も熟したから、まづ薩藩をして先んじて之を言はしめんと欲し、密に大久保に説いたところ、大久保は、長藩もその先驅たらんことを望んだので、計畫はほど定まつて居ると述べた。岩倉は、まづ國內策としての版籍奉還を大いによしとし、着々その準備にかゝつた。二年正月二十三日の四藩運署の奉還建言は、その第一石であり、その一週日後の木戸の書にも

「名實法度相擧り候は、一朝一夕御六ヶ敷と奉存候。大綱の其名一旦相立候上は、其目は得と御詮議を盡させられ、萬世不朽の御規則定めさせられ度奉存候。名分を正し皇基の相定り候處、此外は無之、付ては御東幸の上、大小諸藩同意同論を以て、數十藩も建言相成り候はゞ、大好機をまた相成し候と、冥々に盡力仕り已に三兩藩は合論に至り申候」



と、その實現擴大を慶して居る。

## 二 版籍奉還への反對

公卿によつて代表される復古面の人々が一應批判され、そのブレンたる玉松、大國、矢野等の人々が、いはゆる政治の面から退いて、皇學による思想的な面に集りしところから、漸次表面にその反對を表明して來たのは藩的なるものであつた。雲井龍雄の動きなどが、その代表的のものといへよう。

雲井は米澤藩の下士出身、薩長と一戦することに於て終始變る處なかつた。四藩が奉還の書を上つた時、各藩はこの議について大いに論議したが、彼が米澤藩の執政の諮問に應じて立てた言は、反奉還派の代表的なものと見るべきであらう。二年二月晦日の書である。彼の封建支持論は、

臣伏して惟んみるに、封建郡縣各自然の勢より漸を以て成り來りし者にて、恰も眞宰の冥化に齊しく、縱令大活眼を刮し、大英斷を發するの人ありとも、一朝一夕の拮据の人力を以て之を變じ得べき者に非ず。夫の慶元封建の由來を察するに、一は上古の國造縣主を置くより發し、二は古の守椽介を立るより發し、延いて群雄割據、終に削平し難きの形成を成せしなれば、徳川氏の如き不世出の英雄と雖も、猶此の

形勢を變ずる能はずして、遂に此に因りて以て封建と爲せしものなるべし。然らば則ち今日薩等百端盡力するとも、斷じて此の形勢を變じうべからず」

この程度の根本認識ではあるが、さらにこれを種々の角度から説いて「變ずべからざる所以の者を折つて三とす」とし、

其の一に曰く

「皇國大小の諸藩各其の版圖爵位を保つ。其由來する所一朝一夕に非ず。故に苟くも庸安狂妄の君に非るよりは、誰か其の祖業を恢弘にし、其違範を綱繆し其社稷を眷戀し、其民人を愛惜するの意無きものあらんや。故に一朝茅土を還し、政柄を棄るは其大に樂まざる所、今必ず之を更めて州知事と稱し、其民人租税を奪ひ、獨り貴族の空名を予へんと要せば、先づ天下大小諸侯を芟夷し、以て皇國千年來の舊形勢を一變するに非れば、手を下すべからざるに似たり。此れ斷じて行はるべからざる者一」

其の二に曰く

「大小諸侯の臣民其の本土に仕へ、各其恩澤に浴すること亦一朝一夕に非ず。故に苟くも不逞無行の徒に非るよりは、誰か其の公室を慕ひ、其祖先を思ひ、一死臣子の分を盡し、以て君父に酬ゆるを欲せざる者有らんや。故に一朝之を更めて王臣と稱し、數百千年來一定の大分を亂り、其情誼を絶つは其の大に悲む



所、今必ず此形勢を變ぜんと要せば、先づ天下志士忠臣を屠盡せずばあるべからず。此れ斷じて行はるべからざる者二」

其の三に曰く

「皇國の外國に殊なる所以の者は、皇統綿々萬世一系にして、能く萬世の久しきを保つ所以の者は、獨り其禮樂征伐一切之を相將に任ずるを以て也。苟くも附庸人を得、上下相僭せず、四民各其分に安んぜば、大綱何ぞ不舉を憂へん。然らば則ち封建の舊慣に依り、以て粗ぼ之を潤色して、循時宜しきを制するの方を得ば、何ぞ萬國に冠たる不能の理あらんや。且つ君は君たり民は民たり、運用營爲其の宜しきを得、以て厚生利用の道を盡すを期せば、何ぞ強ひて萬國に冠たるを求めん。

且つ必ず草昧の世の徒質無文の俗に遡りて、内は神武立極の昔、外は歐夷賈略の今日に則り、四海の内天子の外復た所謂君なるものなからしむるに歸するを要せば、畢竟萬年綿々延々、皇統に截らざるを得ざるに至る。此是古今理勢然る也。今此大基礎上より更堅せずして、徒らに其末に汲々たるは何ぞや。是れ他無し、(略)之を使喚し以て己れが勞を省き、他年業成の事定まるの後は、徐ろに弄操の故智を學ばんと欲するに過ぎざるのみ、今や九法既に廢れ、三綱既に淪む。彼の藩虎狼の心以て(略)何ぞ黃口の一孤兒に忍びざるものならんや。何ぞ空文無形の名文を畏懼するものならんや。嗚呼彼の面目の眞、天下今稍之

を看破す。今より後何ぞ勤王濟民の舉、其の至誠より出るの人なきを保せん哉。然らざれば則ち國是遂に一定すべからず。此れ斷じて行はるべからざる者三」

現状をまづ合理化して、無用の變革を企圖するものを野心家として、これを曲解痛罵するのである。雲井はかく論じ來つて、薩の郡縣論はその復古論と共に天下を取るの手段なりと斷じ、「夫れ歐夷國體の今日に於るや、猶皇國々體の延喜前後に於けるが如き也」と批判し、徒らに外國の模倣を事とするものを擲論し、今日の米澤藩の態度は、外面薩に従へる如くして内國威を充實して、時機を待ちて幕府政治に復すべきである。これ中るも利、中らざるも亦利の策也と、滔々數萬言を用ひて居る。これが、當時の藩的なるもの考へ方であり、雲井龍雄はこれを筆にしたにすぎない。

だから其後の彼の行動は、表面浮浪不平の徒を集めて、彼等を國家に役立つものに訓練するといふ名目の下に同志を集め、さうした名目で財を集めたのであつた。殺氣襲人難自持、不堪能與世推移、腰間寶刀長三尺、乞食侯門此一時。これが當時の述懐であつた。もつとも、彼といへども一度は集議院入りしたのであるから、どこまでが本氣で、どこまでが機略であるかは問題であらう。かくて三年五月遂に捕はれて、米澤に護送され、やがて傳馬町の牢屋敷に斬られ、小塚原に梟せられた。そして、行動にまでは移らずとも、この種の思想を懐く徒が極めて多かつたことを知るべきであらう。



## 三公議所

公議所が中央からは「誇大空遠の論」を吐くところと見られ、地方からは「朝廷人口を拒ぐ」ものと非難されるのは、その立場上當然であらう。公議所議長秋月種樹の上書にも公議人からこの不平の出で居ることを上申して居る。山内容堂を總裁とし、秋月種樹以下なかんづく鮫島尙信、森有禮等によつて作成された公議所法則案は明治二年三月決定した。鮫島も森も、慶應元年に薩藩の留學生として、英米に學んだ新知識である。法則案三十六條、補則十條の中、主なるものを拾つて見ると

- 一 會議は律法を定むるを以て第一要務とす。其餘の事は議長の酌定に依るべし。臨時非常の事に至ては會議の開かるべきに非ず。
- 一 諸議員在職の年限を四年とし、二年毎に其半を改選すべし。退職する者を直に再舉するも妨げなし。然る時は復た新舊の別あるべし。
- 但し初次改選の節は闕取にて半数の退職を定むべし。
- 一 議員は年齢二十五以上の者たるべし。

一 議員は他の職務を兼ねるを許さず。

一 議員中建言せんと欲する者は議案を作りて之を議長に渡すべし。

一 議員に非ざる者若し議事所に建言せんと欲せば、議長若くは議員に議案を托すべし。

一 毎月二七日を會議の定日とす。

一 會議の法毎會一議案を印行して之を各議員に渡すべし。

一 各議員議案を受取らば携歸り熟考の上評論を加へ次の會日に持參し衆中にて之を讀みあぐべし。

但し右の節質問の者あらば之に答ふべし。

一 議員諸議員の決答を悉く集めて點檢し、可とする者五分三以上なれば衆に告げて可と決し直に天裁を乞ふべし。

一 議事中新聞紙及び道路の流行を援據することを許さず。

おそらく新機構中において、このあたりが最も進歩的のものであつたらう。公議所法によつた公議所は、明治二年三月七日を以て開かれ、議場の體裁は座席は凹字形にて一番から二百七十六番に至り、所の空氣は「公議所の開會するや各藩の議員往々歐風を喜び、短衣黒帽洋服を着して出席するもの少なからず。猶ほ初岡敬治結髪のまま新製の麻上下を着して之に出でしに、議場は悉くテーブル椅子等を排列し、議員皆列席し



たり。初岡之を見、直に議場に出で、日本の禮俗を捨て、歐風に倣ふの不可なるを論じ、例證を備書に引き、論辯滔々として止まず。議員中之に反對するものありしも、結局初岡の説に屈伏し、其結果テーブルを廢し椅子を撤するに至りしと云ふ。」

初岡敬治は秋田の公議人として出席したもので、後に政府顛覆、征韓遂行等の陰謀の首領として明治四年十二月に斬に處せられた。反動的ではあるが、一方の雄であつた。公議所の多様性を知るに足らう。

#### 四 國 是 綱 目

十月に兵權奉還論を建白し、十一月に版籍奉還論を呈して、臺閣を動かして居た伊藤は、二年正月にいたつて國是綱目なる國家の大方針を提出して、その據るところを知らしめんとした。これは、六條に互つて「綱」と「目」とに分れて居るものであるが、第一條は、

「綱に曰く、列世の連綿たる皇統を奉戴し、之を國家萬民と俱に永世不朽に傳へ、縱令ひ如何なる政治の變ありと雖も、上下誓て立君の體裁を變ずべからず」

これが説明としての「目」には、君立政體を確立すべき基礎としての國體を説いたものである。第二條は

「綱に曰く、全國政治兵馬の大權を朝廷に歸せしむるを目的として、勉て日々偏頗の制を除き、萬民の方嚮を一定せしむべし」

これは、版籍奉還の部分と大同小異のものである。第三條は、

「綱に曰く、天地自然の理に隨ひ、博く世界萬國と交通し、信を他邦に失すべからず」

この説明は、世界各國と交易して、萬國とともに相樂み、その小異によつて排擠することなく、政府の大體も天理に従ふところはこれに學び、各國の強弱盛衰によらず、一貫して交際し、「我國威を張り、彼の凌辱を受けず、永世國民の便利を圖るべし」といふにある。第四條は、

「綱に曰く、博愛の心に基き、人命を重じ、萬民を視をに上下の別を以て輕重すべからず、人々をして自由自在の權を得せしむべし」

「目に曰く、衆庶の世に在る、貴賤賢愚皆異殊ありと雖も、天地の通義を保ち、其生命を重んずるに至つては、固より差別あることなく、政府も亦之を恣にするの權を執るべからず。是を以て貴も賤を奪ふ能はず。賢も愚を侮らず、各自天命に安じ、人職を勧め、士農工商悉く其所を得せしめ、士より農となり、農より商工となるも亦妨ぐべからず。況んや彼地の民此地に移住し、此の地の民彼地に往來する等、總て自由適意にして、之を束縛せしむべからず」



見よ、この民権自由への言及を。第五條は

『綱に曰く、全國の人民をして世界萬國の學術に達せしめ、天然の智識を擴充せしむべし』

『目に曰く、夫れ耳目鼻口の人身に具有するや各其用に適せざるべからず。各人徒に鼻口の用を爲すを知て、耳目の其用に適するを知らずんば、耳目無きと同じかるべし。目今宇内の形勢一變、四海交通の時に當り、人々競ふて其耳目を廣め、一人より二人に及び、延て萬姓に達す。於是乎歐洲各國の如く文明開化の治を開けり、今や我皇國數百年繼受の舊弊を一新して、天下の耳目を開くべき千載の一機會に當れり。是時に臨み速に人々をして弘く世界有用の學業を受けしめずんば、終に人々をして耳目無きの末俗に陥らしむべし。故に此回新に大學校を設け、舊來の學風を一變せざるべからず。乃ち大學校は東西兩京に營し、府藩縣より郡村にいたる迄小學校を設け、各大學の規則を奉じ、都鄙邊僻に論なく、人々をして智識明亮たらしむべし』

國學派と正に相反する建言であらう。第六條

『綱に曰く、外國と交際するに信義を重じ、全國の民心を茲に歸着せしめ、政府一定の方嚮を知らしむべし』

『目に曰く、國是既に開國に一定し、交誼を各國に結び、從前の條約に従ひ、通商貿易彼我の人民をして各

其職業に就かしめ、互に懇親を以て相交るに至ては、全國の人民豈其政府の國論に忤り、日々各自の違論を主張すべけんや。方今皇國更始一新の際、士庶或は舊來の陋習を免れず、動もすれば他邦人民を目して以て夷狄と爲し、禽獸と爲し、攘夷の説を以て人心を浮動し、猥りに外國人を殺害し、大に國難を醸すこと既に枚擧に暇あらず。歎するに堪んや。蓋し當時政府の官吏は、斷然確明の議論を主張せず、或は其が爲に廟議を變じ、内は則ち世間の謗議を壓制する能はず、外は則ち外國の交信を保全する力なく、國論時として岐分し、以て人心方向を定むるなし。何を以て政體を維持し交信の實を著すべけんや。故に今日既定の國是を全國に布告し、確乎不拔官民同一の公義を順奉し、萬一に異説を興張し、世人を煽惑する者あれば、則是れ亂臣賊子なり、宜しく嚴責を加へて國論を明かにし、廟議の以て動すべからざるを知らしむべし。其他理財の要點を明瞭にし、歳入出の規定を建る等は、總て今日の要務にして、博文の默々に附する能はざる者なり。其詳細の如きは、垂問に應じて尙之を上言すべし』

攘夷思想の横溢する中に立つて、敢然として國是を國際信義に据え「政府の官吏も斷然これを確明し」て、これに反するものは嚴罰に處せよといふところ、烈日の感がある。伊藤は、この建白を携へて、當時會計官權判事として大阪に出張中の陸奥陽之助（宗光）、兵庫縣判事中嶋作太郎（信行）、同權判事田中顯助（光顯）、同出仕何禮之を伴つて京都にいたり、これを朝廷に奉呈したのであるが、これを提出した時は、座に三條、



岩倉、大久保、西郷、廣澤、後藤等が列し、後藤はこの建白書を聞いて高聲に讀みあげたが、その可否について明言するものは一人もなかつたといふ。當時としては、しかく進歩的な發言であつたことを證するものであらう。

## 五 反動の強襲と伊藤の引退

正月廿四日の四藩主の版籍奉還、三月七日の車駕東幸の議は、新らしき政治の地と政治の方向を示すものとして、藩的、京都市的なものを極度に脅かし、東幸の妨害、要路人の暗殺等が、不平分子の好箇の題目として採りあげられ、これが獻策の中心と目される伊藤博文等の周囲は、極めて危険な空氣につまればはじめた。この形勢にかんがみて、伊藤に自重を説くものがあり、伊藤も累を新政府に及ぼすべきことを恐れ、暫く引退すべしと木戸まで申出でた。これに答へた木戸の文は當時の形勢を如實に示して居る。三月十一日の書翰である。

「さて上京仕見候へば、東京とは情實餘程相違、已に御發聲前種々の議論沸騰、其爲に三五日は何も車どめと相成候ほどの由に御座候。且又即今攘夷論などの議も甚だ増長、昨年外國人參朝、尙萬國に並立などと申す文言が餘程不平の様子にて、種々の書面等も世間に流布いたし候。其根元は尤も久留米と肥後二藩

にて煽動いたし、平田學運（註、國學派の人々）なども相加はり、其餘は迂遠の浮浪指揮せられ候事に相察せられ申候。久留米などは曾て馬關に於て米賊を爲し、遂に船頭どもより申出、海賊連御詮議の節脱走いたし、また備前邊にてはたけ盗人をなし、穢多に縛せられ候清水正人とか申ものども巨魁にて、其連三四輩有之、尤此ものども大に四方八方を鼓動いたし候由。左候て、此もの此節大に久留米へ用ひられ、謀主と相成候を促し、仁和寺宮を始め奉り堂々たる御方々を餘程動し、終に、御前にまで相進み候由。且久留米には三十四五名の浪士を邸内へ相圍ひ置き、相濟ざる箇條少からず、いづれ何かと御糺し無之候ては相濟すまじく、此節其餘の同類浮浪二三名は、捕縛に至り申候。必竟己の用ゐられざる處より不平を起し、大に害をなし候輩不少候。諸藩にて、久留米、肥後二藩尤も巨魁と相見え申候。些是等の大罪は鳴らし度ものにて御座候。

癸丑甲寅已來幕に媚從致し、天下の正氣を阻み候事擧て數ふべからず。然るに今日尙悟らず、千載一時の御場合に至り、朝意に戻り候のみならず、妨害を醸し候事數へ盡されざるの次第にて、實以て惡むべきの至りに御座候。平田連も是に類し候もの少からずと相聞え申候。然るに彼輩己の大罪を鳴さざるは差置頻りに書面等を世間へ流布し、朝廷を罵り世間を惑亂させ人心を暗まし、誠に以て憤懣の至りに御座候。

先日一步御退き成れ度段懇々御内話御座候處、其後相考へ見候へば、弟に於ても其の方實に然るべきか



と内々相考へ申候。上京後色々耳に入候事有之申候故、しらぬ顔にて様子相親候處、頻に罵詈致し候由にて、邸内（註、長州藩邸内）にても甚聽苦しき事少からず、且つ只の御建白とか何とか申候て、種々議論も有之候由、丸で天地の變り候處へ、只むやみに相解き候は却て害有之候とも益は無之、其故成る事も成ざるに至り候のみならず、朝威にも相係り候様に相成り、浩敷の至に御座候。主裁の人有之候へば、其も何も判断仕候に付不都合無之候へ共、今日の姿にては何も冥々に相盡し、よらしむべしにて心を用ひ盡力仕らでは、何事も瓦解に至り申すべくと奉存候。

素狂（山縣有朋）も此節上京、是も彼の論は大不同意に察せられ、總て一藩大不同意かに、相察せられ申候。弟も只々どうなる事か存申さず、一人二人の力にて及び候事に無之、何事も天運と答へ申置候。其他世間にもやかましき事少からず、誰がどう、是がどうと申様に相成候ては忽ち瓦解に至り申すべくと存候。此邊は極密にて筆頭にも盡され申さず候。何卒此上ながら御心を御用ひ成れ候様に内々存申候。

一步退の論も實に妙かと相考へ、却て前途の爲にも然べく愚考仕候。依て岩卿へ左様申上置べくとは奉存候へ共、尙其内御按も御座候は、御申越下さるべく候。内が右の如く有之候に付ては、外より種々も申成候時は、必ず内外相應じ意外の世間へブサイクを内より仕出候様でも、實以て不都合至極に付、今日心を用ひ天時を親ひ候もまた至當の好計かと奉存候」

一般世間はもちろん、長藩内部まで反対なのである。一週間後には、これが

「御用有之東下可致旨被仰付候事」

といふ辭令となつて現れた。伊藤は「私儀過る十七日より播州窮民救助の爲廻村仕候」と一週間縣下を視察し廻つて居た留守宅へ此辭令が到達した。陸奥陽之助等は上書して伊藤引退に反対したが、結局兵庫縣知事を免ぜられ兵庫縣判事として復活することとなつた。左遷の形である。しかしその實力は、四ヶ月後には早くも彼をして大藏少輔たらしめ、やがて民部少輔を兼ねしむるにいたつた。

## 六 建設會議へ

新時代への對策として最も期待をかけられたものは、二年四月の全國會議であつた。これはすでに正月廿九日に仰せいだされてあり、そのための準備工作として、二月には柳原前光、大久保利通を薩摩に、萬里小路通房、毛利廣封を長州に、それ／＼勅使として差遣されたのであるが、同時に、各藩主の議定への拔擢も行はれた。

三月十二日には、新たに待詔局を置き、下意上達をはかり、その布告に曰く



大政更始以來、舊弊一洗言路洞開上下貫徹、少も壅塞無之、天下有志の者丹誠を竭し、國家の爲忌憚なく建言致し候に付、追々御採用相成候へ共、猶實效の立ざる廉々有之、畢竟御旨趣貫徹致さず、有志の者選舉に相洩れ候やと深く御煩念在らせられ候に付、此度東京城に於て待詔局開かせられ候間、有志の者草莽卑賤に至るまで御爲筋の儀早々建言致すべく、篤と議論相遂げ、其所長を以て夫々御用仰付らるべき御趣意に候間、向後潜伏隱遁鬱々其志を達せざる者有之候ては、至誠盡忠の素志に相悖り候間、尙上下一致偏に盡力致すべき旨仰出され候事。

一面草莽を味方に引入れるための方策であると同時に、鬱屈した勢力の爆發を牽制するための布告であることも明らかである。全面的に政府支持を行はせようための努力であらう。四月八日の民部官の一省を増加したのは、内務省的なものが從來缺漏して居たためであり、議政、行政が事實上一官となつた今日は、當然と必要とされるものであらう。

四月會議は、版籍奉還の大問題を解決すると同時に他面新國是を決定する大會議である以上、諸藩の不平浪士の反抗を豫期してその鎮定の策をも講ぜざるをえず、まづ薩長土肥の藩より各一大隊の兵を召集し、武威を示すことを必要としたほど重大なものであつた。しかも政治の中心たる東京の形勢は、三條實美をして「はしむれば、

『内外實以て容易ならざるの情態にて、殆ど瓦解の色相顯れ、此體にては不日大擾亂にも至るべく、誠に以て危急存亡の秋と唯々焦思苦慮仕り浩歎に堪へず候。萬御諒察給はるべく候』  
といふのであり、その具體的内容は、

『定めて御聞も有之べく、外國人へ途中馬車行遇の混雜、數度に及び候より、終に交際を絶つの場合に相迫り、英佛等の憤怒一方ならざる事にて、此度は實に彌縫も仕難き事情に有之、且又内にしては政府五官一として一致協力、規律法度相立てられ候處無之、各疑惑を抱き、其職を擔當して任ずるの氣無く、瓦解土崩保ち難きの情態なり』  
とし、

『右の如くに内外の憂患眼前に迫り、四方人心舊政府を慕ふの心彌々相生じ、新政府の失體を輕悔の勢にて、恐多き事ながら朝廷の威權は已に地に墜ち、皇風振はず其危きこと累卵の如く、嗚呼その責誰にかある。實に臣子の罪、我輩死すとも餘罪あり。實に尊公、木戸、大久保の東下を冀望する事一日千秋の思に有之』

いさゝか三條の思ひ過しもあらうが、大久保の文書にも之に似たるものがあり、混沌たるものであつたことは察知される。これは戦争を通じて壓伏されて居たものが、その混亂を通じて平和裡に結實したものであ



つた。これに對して、岩倉はさすがに慰めの意味もふくめて次のごとく答へて居る。京師その他の事情をのべた後で、

「御地の事は如何にも苦心に付、薩長土肥四藩一大隊づゝ至急出張申付け候。猶時宜により薩長は今一大隊づゝ差出し候手筈に仕置き候。抑人心洵々議論紛紜、廟堂の鞏頼りに苦心慨歎の趣、追々報告有之、全く草莽の士の集會と、凶徒の離間煽動と、外國事件の混亂等より起り候と推察候。

素より少々の騷擾は有之べき筈に候へ共、皇運時に乘じ大政復古に當り、在廷の輩は同心戮力各自其責に任じ、斷然と死生の間に立ち、神武帝創舉に基づかせられ候御趣意を奉體し、勤勉勵精候はゞ、何事か成らざらんやと存候、併し今日目的と仕り候處は、天地の公道に基き、至誠を以て萬機施設在せられ度、尤も側に兵力を蓄へ、朝威を輝し候様有之度候。既に木戸、大久保も眞の大決心、來二十日前後同船東上候。殊に木戸は餘程大病に候へ共、一身を顧みず發途の事に候。勿論御如才なくとは存候へ共、尊公始め各位、皇國の安危は今度の會議にて相決し申すべくと、一層御盡力にて御方略運らされ候様、千祈萬禱仕り候」

全國會議はかくの如く重大性を帯びて居た。

## 七 會議 進行

かくして、諸大名、中下大夫、上士の總出京を命じられた國是會議は四月廿日に開催された。輔相三條實美以下二等官以上を小御所に召し給ふて、次の詔を賜はつた。

朕嚮に汝百官群臣と五事を掲げ、天地神明に質し皇紀を皇張し億兆を綏安するを誓ふ。然るに兵馬倉卒未だ其績を底さず。朕夙夜上は以て神明に畏れ下は以て億兆に慚つ。今や乃ち親臨汝百官群臣を朝會し大に施設するの方を諮詢す。是神州安危の決今日に在り。誠に宜く腹心を被き肺肝を表し可否を獻替すへし。

朕將に勵精竭力大に經始する所あらんとす。汝百官群臣それ易哉。

二十二日には、宮、公卿及四位以上の諸侯を召し、詔して國是を諮詢あらせられ、二十三日、三等官及び諸侯を召され、四等官及び中下大夫、上士は、三條輔相より、六等官以下は、各其所屬長官からこれを傳宣せしめられた。此日から、聖上は日々御學問所に臨御あつて、六官知事等は伺候して政務を議すべしと定められた。なほ「見込の處書取を以て、來月四日迄に差出さるべく候」とあつて、この三日間の會議は版籍奉還への善後策をこめた舉國一致の態勢を示す會合であつた。



しかし、この表面的な整列によつて解決するほどに事態は簡單なものではなかつたために、一面この集つた藩的なものを上局會議の名によつて組織すると同時に、政府部内の強力な編成替が要求されはじめた。

大久保利通は、その翌日、意見書を奉つて、

『昨年來の兵亂漸く止み、天下平定に及び、國家の大基礎相立べき御大策の秋に付、天下大小侯伯を召され、大會議を以て御確定在せられ度御趣意に相伺候處、近來容易ならざる形態に推移り、外外國の輕侮を受け、内草莽の凌辱を蒙り、下人心に於ては物議騒然日に紛亂に及ばんとす。堂々たる政府の大權何れの地にあるを知らず、眞に舊幕府の惡政に劣ること幾許ぞや』

この自己批判から生れるものは、

『古より大亂の後無事に宴安し下情の困苦する所以を知らず、萬民の非とする所を非とせずして其非を遂んとするより、天地の怒に觸れ、終に社稷を滅し候例和漢古今に明赫たり』

とし、強力剛直にして、民心の歸趨を知る政府への編成替を肝要として居る。當時の議定參與は、種々の情實から漸次その數を増して、曾て横井が述べたとき形態に再び逆戻りをして居たのである。

まづ政治機構の改革としては、議定官を廢し、輔相、議定、參與を行政官として、渾然一體たらしめ、その數も輔相一人、議定四人、參與六人の少數内閣制による強力性を有せしめ、強固なるものとし、同時に地

方的の勢力、官堂上を含めた上下議局を設置し、上局に正副議長、議員を置くこととした。そして、輔相、議定、六官知事、内廷職知事は、公卿諸侯より選出し、參與、副知事は貴賤に係らず廣く人材を選むこととし、これが人撰方法はいはゆる大官撰學の新形式に準據した。

## 八大官公選

大官選學の根本理由は、從來の議定參與を淘汰するための一つの口實として行はれたものではあるが、他面國內に漲る公議輿論的なものに應へるためでもあつた。五月十三日、次の詔勅が下された。

朕惟に治亂安危の本は任用其人を得と不得とにあり、故に今將に列祖の靈に告て公選の法を設け、更に輔相議定參與を登庸す、神靈降鑑過なからんことを期す、汝衆それ斯意を奉せよ。

かくて五月十三日、御前において莊嚴なる入札の儀が行はれ、十四日には、六官知事、内廷職知事、六官副知事が入札された。その結果は

輔	相	三條實美	(重任)
議	定	岩倉具視	(重任)四十八票



德大寺實則	(重任)
鍋島直正	(重任) 二十九票
東久世通禧	二十八票
木戸孝允	(重任) 四十二票
後藤象二郎	(重任) 二十三票
副島二郎	(重任) 三十一票
板垣退助	二十一票
大久保一藏	(重任) 四十九票
中山忠能	十一票
福羽美靜	十九票
松平慶永	八票
廣澤兵助	(重任) 三十九票
伊達宗城	(重任) 二十三票
寺島宗則	十六票

參 與

神祇官知事	正親町三條實愛	(重任)	七票
同 副知事	佐々木高行		十一票
民部官知事	萬里小路博房	(重任)	十四票
同 副知事	大隈重信	(重任)	三十六票
軍務官知事	嘉彰親王	(重任)	十七票
同 副知事	大村益次郎	(重任)	四十三票
學校知事	山内容堂		
上局議長	大原重徳		
同 副議長	阿野公誠		
内廷職知事	中御門經之		三票
留守長官	鷹司輔熙		
同 次官	岩下方平		
東京府知事	大木民平		

大體に適材適所であり、その票數によつて政府部内の空氣を察するに足るが、成島柳北の「東京珍聞」は、  
第四章「版籍奉還前後」



『五月十三日とか中事の上し、禁中御簾の前に、四等官以上の入札あり（略）以上議定は三人限り、參與は五人に限るとの事、あとの御役人は皆ベケになり候との事。随分よろしき御人選と評判多し』

中に慶喜を議定に入れたものが兩人あることなど記してある。この公選には、山内容堂は、國家の大臣は天皇のお眼鏡によるべしと反対し、大村益次郎は、共和政體の處ありとして反対した。しかも、その具體的政策を見ると、大久保は漸進的に士族兵を用ふべしと唱へ、大村は農兵徵兵論一本槍といふ進歩的なのであるから興味がふかい。四藩の兵をよせて、その武力の下に會議を強行すべしとする大久保等の説が、一應却けられたのも、大村の徵兵制が一つの原因であつた。かくて、十八人の議定が、その六分の一の三人に減じられた程度に、政府は強化したはずであるが、大勢はさらに後退せざるを得ない方向に進んで行つた。

### 九 上局會議

六月十七日には、此會議の主要問題たる版籍奉還の請を聽し、未だ請はざる者には奉還を命じたまひ、各藩主二百六十一人をそのまゝ知藩事に任じ、公卿諸大名の稱を廢して、一列に華族と改稱することに決定した。

廿一日には、諸侯を中心とする上局會議が新設され、そして、行政官六官、學校、待詔局、府縣の五等官以上、及親王、公卿、諸侯を集めて、皇道興隆、知藩事新知、蝦夷開拓の三問題を諮詢したまふた。下問書の要項は、往昔の日本は「祭政維一、上下同心、治教上に明にして風俗下に美しく、皇道昭々萬國に卓越」して居つたのであるが「中世以降人心媮薄、外教これに乗じ皇道の陵夷終に近時の甚しき」に至つたから、今度祭政一致、天祖以來固有の皇道復興在せられ、億兆の蒼生報本反始の義を重じ、敢て外誘に蠢惑せられず、方嚮一定、治教浹洽候様」にしたいのであるから、その方法について意見をのべよとあるのが第一條であつた。

第二は、政令一途に出るために、府藩縣三治の制を以て海内統一をはかるが、これについての意見、第三は、蝦夷が日本の北門であるにかゝはらず、その政治が他の諸國に及ばないため「土人往々我邦人を怨離し彼を尊信するに至る」から、もし外人が人民を煽動しては大事に及ぶゆえ、函館平定の上は速に開拓教導の方法をとりたいが、その方法如何といふにあつた。

二十二日には、諸侯、中下大夫、上士を會して皇道興隆、蝦夷開拓の二條を勅問あらせられ、二十四日には更に、行政官、親王、公卿、諸侯等に、外國交際、會計の二條を御下問あらせられた。外國交際は、

『夫れ宇内に國するもの、内外親疎の別ありと雖も、安んぞ相往來せざるの理あらんや。既に往來す、亦盟約の信を固くせざるべからず。故に信義を尋ね、條理を追ひ、愈以て獨立自主の體裁を確立候儀、交際



上の準的と思召され候間、意見忌憚なく申出べく候事」

といふのであり、捷夷的な空気の濃厚な當時としては、この準的はなか／＼に納得が行かず、敢てこの平明の理を諮詢の形で徹底せしめようとされたのであつた。

理財の點は、より重要であり、

「理財の道は、經國の要務にして、人心の離合、風俗の厚薄に關係し、至重の事に候。嚮きに幕府の衰ふる、理財その道を失ひ、用度不節、新貨屢製して府庫愈空しく、外は各國の債を負ひ、内は私鑄の弊を生じ、殆ど矯救すべからざるに至る。一旦朝廷其の疲弊の甚きを受け、續て東北の軍費莫大に及び、楮幣御發弘相成り候へ共國債私鑄の害上下の困迫此極に至り、量入爲出の御目的すら未だ相立たず、然るに外國交際日に開け、貿易月に盛に、此時に膺り、會計の基礎相立ず候ては皇國御維持の儀如何有之べくやと、深く御憂慮在せられ、今度上下同體、政令歸一の思召を以て、偏に全國の力を合せ、從來の弊害を矯救し、富國強兵の本を開かせられ度、就ては條目を以て御下問在せられ候間各意見申出べく候事。

一 惡金銀の事

右私鑄嚴禁の法、並贖金通用停止の始末

一 内外國債の事

右利息の法、並に返済の始末

一 歳入歳出の事

右別紙の通、不足を補ひ、凶荒を救ひ、不慮に備るの始末

當時、太政官紙幣二百四十兩に對して、はじめて正貨百兩を得る有様で、紙幣を以ては日用の物品すら購入しえなかつた。従つて貿易は滞滯し、商人は破産し、人心恟々として業に安んぜぬものが多かつた。

この紙幣對策は、五月二日において、正貨と紙幣との兌換を禁止することに決定し、

「是迄金札相場立置かれ候に付、夫々引換等有之候處、今般正金同様通用仰出され候上は、金札を以て當時通用致居候正金に引換候儀は堅く停止たるべし、尤も融通の釣銭等引換候儀は格別の事。

但大札を以て小札に換へ或は小札を以て大札に換へ、通用致し候儀は勝手たるべき事。

右の趣堅く相守るべく、萬一心得違、金札を正金に引換候者有之に於ては、取引人双方共曲事たるべき事」

後、五月會議の結果、朝議を決して、紙幣の増發を止め、機械を毀ち、且新貨幣鑄造のこと、紙幣立換の期限を確定し、紙幣と正金を兌換して私利を營む者を罰することを定め、其他施行細則を發表した。ために漸次紙幣と正金の價格は近よることとなつた。



當時の經濟問題は、土地と紙幣の問題を中心として居つただけに、版籍奉還と紙幣確立は最重要なものであつたといへよう。しかし、この大事斷行のためには、政府も勢ひ他の勢力と妥協の道をとらざるを得ず、主として公卿的な太政官制徹底の氣運と苟合した結果、次のとき數歩後退の形式の政治機構に改めざるを得なかつたのである。そして、この段階では公卿的なものと苟合して藩的なもの一掃に邁進することが必要であつたのだ。

### 一〇 神祇・太政二官六省の制

公卿面との妥協形態は、下級武士上りの參與連中をして各自の姓名を王朝的なものに改めることとした。たとへば、大隈八太郎の重信をして民部大輔兼大藏大輔從四位守菅原朝臣重信と菅原姓を名のらせたり、伊藤俊輔の博文を、民部少輔兼大藏少輔從五位行越智宿彌博文と改めることなきものであつた。省制における特色は、従來太政官内の一部署として取扱はれた神祇の部門を、一躍太政官と對比せしめてさらにその上位に置いた點である。

神祇官は、伯一人、大副一人、少副一人を首腦部とし、祭典を相し諸陵を知め、宣教を監し、祝部神戶を

管し、官事を總判することをつかさどるものであり、伯は中山忠能、大副は白川資訓が當つた。その他大祐、權大祐、少祐、權少祐、大史、權大史、少史、權少史、史生、官掌、使部をもつて組織されてゐる。

太政官は、左大臣一人、右大臣一人、これは天皇を輔佐し、大政を統理し官事を總判するものとして、右大臣三條實美がこれに當り、左大臣はこれを缺いた。大納言三人、これは、大政に參預し可否を獻替し、宣旨を敷奏することを掌り、大納言岩倉具視、徳大寺實則が當つた。大納言の復活に注目すべきであらう。次は參議三人、これは大納言と等しい。つまり大納言はかつての議定、大臣は總裁にあたるものと見られる。參議は、副嶋種臣、前原一誠がこれに座した。その他大辨、中辨、少辨、大史、權大史、少史、權少史、主記、官掌がこれに屬して居る。

各省中、民部省を代表的に舉げると、こゝは卿一人、これは戶籍、租税、驛遞、鑛山、濟貧、養老等のことを掌り、大輔一人、少輔一人、これのあづかる所は卿に等しく、次に大承二人、權大承、少承三人、權少承これは省事を糾判する。こゝまでが上層部であり、ついで大録、權大録、少録、權少録、史生、省掌、使部を以て組織される。こゝの卿は松平慶永、大輔は廣澤真臣である。以下の大藏、兵部、刑部、宮内、外務の五省は、その組織は、全然民部のそれと等しい。

兵部卿は二品嘉彰親王、大輔は大村益次郎。刑部卿正親町三條實愛、大輔佐々木高行。外務卿澤宣嘉、大